

C1-2023- 行 政

専門(多肢選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は 150 題(158 ページ)あります。

この問題集の裏表紙に掲載されている表のコース(選択Ⅰ、選択Ⅱ、選択Ⅲ)のうちいずれか一つを任意に選択し、必須問題と選択問題を合計して 40 題を解答してください。

答案用紙の「選択」の欄には、「選択Ⅰ」を選択した場合は「a」、「選択Ⅱ」を選択した場合は「b」、「選択Ⅲ」を選択した場合は「c」をマークしてください。マークされた一つのコース以外の問題は採点されませんので、注意してください。

なお、各コースの選択問題で、分野や指定する題数(裏表紙に掲載)を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. コース別構成の詳細は、この問題集の裏表紙に掲載されていますので、解答開始までによく読んでおいてください。

3. 解答時間は 3 時間 30 分です。

4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第 1 次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	行 政		

指示があるまで中を開いてはいけません。

No. 1～No. 55 は選択 I (政治・国際系)です。

このうち、No. 1～No. 25 は必須問題です。これらの問題については、全て解答してください。

No. 26～No. 55 は選択問題です。これらの問題から任意の 15 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 1】 社会契約に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. T. ホップズは、『君主論』において、人間は自己保存の権利を自然権として持つが、社会契約を結ぶことによって、この自然権は全面的に放棄されると論じた。彼は、それゆえ主権者に対する服従は絶対的であり、戦場で自分の命が危なくなても逃亡してはならないし、主権者から死刑の宣告を受けたら、その命令を甘受しなければならないと主張した。
2. J. ロックは、名誉革命の勃発をきっかけにして『統治二論』を執筆し、政府が社会契約に違反する場合には、人民は政府を倒す権利を持つと主張して、名誉革命を正当化した。彼は、立法権が執行権に篡奪される場合と、立法府や執行府が人民の信託に違反する場合には、政府の解体に統いて社会が解体して無秩序に陥るため、その場合に人民の抵抗権が認められるとした。
3. J. - J. ルソーの社会契約論は、共同体の設立に際して、各人が等しく、自分の身体と財産を全面的に共同体に譲渡することを求めた。共同体の設立後には、各人は、私的利益とは区別される公共の利益を目指す一般意志に従うことになるとされる。
4. D. ヒュームは、人間を孤立した状態にあるものとして考察する自然状態論を「虚構」とみなし、契約に基づいて政府が樹立されるという社会契約論を否定した。彼は、それゆえ政治の基礎は人々の意見にはないので、政府は文明社会にあっても所有権を尊重したり正義を執行したりする必要ないと主張し、専制や圧政を容認した。
5. 明治政府の成立以降のおよそ半世紀の間の日本には、様々な西洋の政治論が一挙に流入した。中江兆民は、英国への留学から帰国すると、T. ホップズの著書を漢文に翻訳して『民約訳解』として出版した。彼は、儒学の教養とホップズの政治思想に基づいて、当時の自由民権運動を批判した。

【No. 2】 政治と権力に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. J. ボダンは、『王権論』において、宗教改革による内乱を克服するため、「国家の絶対にして永続的な権力」として主権という概念を提唱した。主権とは第一に「他人の同意なしに全ての人々又は個人に法を与える」立法権であり、法とは主権者の命令であるという。ただし、正しい統治を目指すボダンは、主権者も「法の支配」の下にあり、慣習を含む既成の法を自由に改廃できるわけではなく、主権者が権力を濫用する場合には抵抗権が生じるとした。
2. M. ヴェーバーは、国家とは「ある一定の領域で正当な物理的暴力行使の独占を要求する人間の共同体」であるとし、権力を、集団の目標達成のために構成員の義務の遂行を確保する集団の能力と捉え、それが集団の共同利益に資するという機能を果たしていることに注目した。そしてヴェーバーは、政治に携わる者は国家の持つ暴力性を十分に自覚し、権力の行使がもたらす最終的結果について断固として責任を取る覚悟、すなわち心情倫理を持たなければならないと主張した。
3. H. アレントは、権力とは人間の単に行行為する能力ではなく、他者と協力して行為する能力に対応するものであって、個人の所有物ではなく、集団に属し、集団が維持される限りにおいてのみ存続すると主張した。アレントによれば、ある集団の指導者が権力の座にあるのは、その指導者が他の構成員から彼らの名において行動する権利を付与されているからであって、もしその集団が消滅すれば、その権力も失われる。
4. S. ルークスは、R. ダールらの多元主義の立場の権力観を一次元的権力観、P. バクラックとM. バラツの、顕在化した争点に関する決定過程において誰の意見が採用されたかで権力の所在を確認する権力観を二次元的権力観と分類した。そして、ルークスは、権力には顕在化した争点の決定過程で現れるものだけでなく、争点の顕在化そのものを阻止するような「非決定の決定」という形で現れるものがあるという三次元的権力観を提唱した。
5. M. フーコーは、自らの意思に基づき合理的に行行為を選択すると想定される「主体」とは、単なる擬制ではなく、国家や資本家等の特定の主体・階級の意図によって生み出されたものであると主張した。そして、フーコーによれば、現代の福祉国家では、権力作用は個人の生活環境の隅々にまで浸透しており、もはや監視も規律化もなしに、個人を特定の行動に容易に誘導できるようになっているとした。

【No. 3】 共和政や共和主義に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. アリストテレスは、権力者の数と統治内容の是非により政体を、王政と僭主政、貴族政と寡頭政、民主政と衆愚政とに分類し、政体は純粹な形ではこれらの間を循環的に変化せざるを得ず、これを回避するには、王政と貴族政と民主政を組み合わせた混合政体を樹立する必要があるとした。そして彼は、実現可能で最善の政体は貴族政と民主政との混合政体であるとし、具体的には、官職を選挙ではなく抽選で選び、その際、財産の所有を資格要件とする制度を挙げた。
2. 共和政ローマを理想とする M. キケロは、国家とは、法や正義についての合意と公共の利益に基づく人的集団であるとし、最善の国制としては、元老院を廃止した、執政官と民会を中心とする混合政体を挙げた。しかし、当時のローマは、貴族と平民との対立や抗争によって危機的状況にあったため、共和政の復興よりも平和と秩序の回復が優先されると考えた彼は、アウグストゥスの帝政を一貫して支持した。
3. 古典的共和主義とは、古代ローマの共和政に政治のあるべき姿を求める思想であり、その継承において中心的な役割を果たしたのは、モンテスキューであった。彼が『法の精神』において賞賛し、フランス国王の專制を防止するために模範としたのが、共和政ローマの、元老院の権威が中核を成す混合政体であった。また、彼の古典的共和主義思想は、英國のピューリタン革命を支える主要な理念となった。
4. J. ハリントンは、『オセアナ共和国』において、統治構造と土地所有の分布とは不可分の関係にあるとする議論を展開し、一人の君主による大土地所有は絶対王政を、少数の貴族による土地の寡占は王と貴族の混合王政を、人民によるより平等な土地所有は共和政を生み出すとした。彼は、同時代のイングランドは土地の大部分が人民により所有されている状況にあり、王政の崩壊は必然といえ、共和政樹立の条件は整っているとした。
5. 米国独立へと世論を導いた T. ペインは、政治社会を創設する社会契約を憲法制定権と捉え直し、人民主権を米国に実現しようと試みた。彼は、名譽革命以降の英國国制を自由の体制として擁護する一方で、米国のような王も貴族も存在せず、広大な領土における共和政には代表制こそがふさわしいと考えた。ただし、彼は、議会による多数者の専制を恐れ、連邦制と三権分立、議会の二院制を憲法に規定することを求めた。

【No. 4】 マスメディアと政治に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. P. ラザースフェルドらは、一般の人々は、情報をマスメディアなどから直接取得するよりも、オピニオンリーダーを介して得ているという「コミュニケーションの二段階の流れ」仮説を提示した。これは、政治等の事柄に関心を持っているオピニオンリーダーがまずマスメディアから情報を取得し、それが日常会話などのパーソナル・コミュニケーションによって周囲の人々に伝播するというものである。
2. G. アーモンドと S. ヴァーバは、米国大統領選挙においてメディアの選挙報道の内容と有権者の意識を組み合わせて分析し、メディアの強調する争点と有権者が重要と考える争点が一致する傾向があることを発見した。彼らによれば、メディアはある争点の賛否といった人々の政治的意見を形成し、又は直接変更する機能に加えて、そもそも何が重要な争点で議論されるべきかといった議題を設定する機能も持っているという。
3. 人々へのメディアの影響としては、フレーミング効果やプライミング効果がある。フレーミング効果とは、特定の問題を取り上げる量や頻度などを操作することにより、その問題が政治判断の基準となることである。また、プライミング効果とは、メディアが事象や問題を取り上げる角度や文脈に着目し、同じ事実を伝えても送り手のメディアがそれをどのような枠組みで報道するかによって情報の受け手の意見や態度が影響を受けることをいう。
4. E. ノエル＝ノイマンは、メディアの第三者効果論の一つとして「沈黙の螺旋」理論を提唱した。これによれば、メディアが特定の問題を報道し、さらにその問題について人々の見解の分布を紹介した場合、自らの意見が多数派であると認識した者は、以後、他者に任せて自ら意見を表明しようとせずに沈黙してしまう。その結果、少数派が積極的に発言するほど少数派の意見が一層強く報道されるようになるという。
5. G. ガーブナーは、政治的腐敗や政治家のスキャンダルを扇情的に取り上げるテレビ番組が、視聴者の政治不信や無関心を高める効果があるとする「涵養(培養)効果」理論を提起した。彼が実施した視聴者調査の結果によれば、このような効果は短期的であり、長期間の視聴では視聴者の慣れや飽きにより消滅してしまい、また番組内容では、ニュースなどの報道番組では認められる一方、ドラマ番組では認められなかったという。

【No. 5】 W. ライカーと P. オーデシュックによると、有権者の投票参加に関する合理的選択モデルを以下のような方程式で表すことができる。

$$R = PB - C + D$$

ただし、Rは選挙に参加することで得られる報酬、Pは投票が選挙の結果に影響を与える主観的確率、Bは候補者(又は政党)間の期待効用差、Cは選挙に参加する費用、Dは選挙に参加することで果たされる義務感をそれぞれ表す。このモデルに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 有権者 a が選挙を接戦とみなす場合、PB が増加するため、投票に参加する可能性が高くなると考えられる。
2. 候補者 x の政策と候補者 y の政策について好ましく思う程度が同じである有権者 b は、いずれの候補者の政策についても好ましく思わない程度が同じである有権者 c と比べて、PB が大きいため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。
3. 政党 x の政策より政党 y の政策を好ましく思う有権者 d は、いずれの政党の政策についても好ましく思う程度が同じである有権者 e と比べて、PB が小さいため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。
4. アルバイトなどの用事がある有権者 f は、アルバイトなどの用事がない有権者 g と比べて、C が小さいため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。
5. 選挙管理委員会などによる投票率向上を目指す選挙啓発に触れる機会が多い有権者 h は、D が減少するため、投票に参加する可能性が低いと考えられる。ただし、有権者 h は選挙啓発に触ることで、投票の重要性を認識するものとする。

【No. 6】 政治についての人々の意識と行動に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 投票行動の社会学的理論によると、有権者は、自らの価値観に基づいて投票先を決めており、職業、所得、教育水準といった社会階級・階層は投票行動に影響せず、候補者の公約が大きく影響するとした。この理論は、米国ミシガン大学の A. キャンベルらによって提唱された。
2. 投票行動の社会心理学的理論によると、有権者は自らの政党に対する帰属意識に基づいて投票先を決める場合が多いとされている。また、政党帰属意識は、家庭などにおける政治的社会化という過程を経て形成される。有権者がある政党に帰属意識を持つ場合、その政党は家族や周囲の人々が帰属意識を持つ政党と同じであることが多く、その政党やその政党に所属する候補者に投票しやすいといえる。
3. R. パットナムによると、垂直的な縦社会の人間関係に基づいて社会関係資本を築くことにより、コミュニティにおける相互の信頼が深まり、民主主義はうまく機能するといえる。このことは、パトロン・クライアント関係の形成により、緊密な人間関係が生まれることからも分かる。
4. R. イングルハートによると、第二次世界大戦後の米国や西欧では、「言論の自由」「政治参加」「環境保護」などの脱物質主義的価値観に代わり、「国内秩序の維持」や「物価上昇の抑制」から成る物質主義的価値観が台頭し、かつての経済的な左右イデオロギーを補強したといえる。
5. 業績投票の理論によると、有権者は、野党の公約を吟味して、政権獲得可能性を考慮に入れながら、どの野党に投票するかを決めている。有権者が、ある野党 x の公約を評価するが、野党 x の政権獲得可能性が高くない場合、公約に対する評価はやや劣るが政権獲得可能性が高い別の野党 y をセカンド・ベストとして選び、投票するといえる。

【No. 7】 政治制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. J. マディソンは、モンテスキューの議論を米国に移し替えた。彼は、強力な権限を持つ連邦政府を設立すれば、権力の濫用を防ぐ制度を組み込んだとしても自由の侵害が生じると一貫して反連邦派の立場から主張し、連邦政府の役割を党派(派閥)の発生防止に限定した。
2. 熟議(討議)民主主義の代表的論者一人であるJ. ハーバーマスは、熟議(討議)民主主義という回路と、代表制民主主義という回路の「二回路」を備えた民主主義を構想して、市民の熟議(討議)を議会における決定と接続することを試みた。
3. N. ポルスピーは、議会をアリーナ型と変換型に分類した。アリーナ型議会は、社会の要求に基づいて法律が作られる場としての議会を指し、変換型議会は、社会の潜在的 requirement を各政党が意見に変換して争点を明示する役割を果たす議会を指す。
4. フランスは、議院内閣制と大統領制を統合した半大統領制を採用しており、大統領が国民から直接に選挙される一方で、首相は議会によって任命される。そのほかドイツ、イタリア、韓国も大統領と首相の両方が存在しており、半大統領制に分類される。
5. 日本では、大日本帝国憲法の発布と同時に内閣制度が発足した。当初、内閣職権では、閣僚間の平等性が強調されて首相のリーダーシップは弱かったが、それに代わって制定された内閣官制では、首相は他の閣僚の上位に位置付けられた。

【No. 8】 次の英文は、政党制に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C	D
1. hegemonic party	one-party	multi-party	predominant-party
2. hegemonic party	predominant-party	one-party	multi-party
3. multi-party	one-party	predominant-party	hegemonic party
4. one-party	hegemonic party	multi-party	predominant-party
5. one-party	hegemonic party	predominant-party	multi-party

【No. 9】 次の英文は、集合行為論に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. larger	collective	coercion
2. larger	private	coercion
3. larger	private	voluntary enrollment
4. smaller	collective	coercion
5. smaller	private	voluntary enrollment

【No. 10】 次の英文は、西洋政治思想史に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A

B

C

- | | | |
|-------------------|-----------|---------------|
| 1. N. Machiavelli | democracy | J. Schumpeter |
| 2. N. Machiavelli | democracy | J. Rawls |
| 3. N. Machiavelli | justice | J. Schumpeter |
| 4. Plato | democracy | J. Schumpeter |
| 5. Plato | justice | J. Rawls |

【No. 11】 国際関係理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 安全保障共同体(セキュリティ・コミュニティ)とは K. ウォルツが提示した概念であり、紛争を平和的に解決することを、条約を通して約束し合った国家の集合を意味する。安全保障共同体の形成が促されるのは共通の脅威が存在するときであり、その具体例としては、19世紀半ば以降の米国とカナダ、20世紀半ば以降の西ヨーロッパ諸国や北大西洋諸国などが挙げられる。
2. 政策決定を説明する理論の一つに、意思決定者の合理性を仮定したプロスペクト理論がある。この理論によれば、人間の価値関数においては、同じ額の利得と損失があるとき前者の満足は後者の不満足よりも大きいとされる。これを応用して、政策決定者は何かを得られると感じたときには、何かを失うと感じたときよりも、冒険的で思い切った政策を探るとされる。
3. G. J. アイケンベリーは、主要な戦争が終結した後の秩序構築において、勝者であるところの大國はあえて制度的な拘束を自らに課してきたことを指摘した。これによりパワーの非対称性の状況の中で、弱小諸国を安心させて秩序の正統性を高めることができるからである。このような秩序の在り方は「国際立憲秩序」などと呼ばれている。
4. 政府と政府の間の国際交渉と、その争点に関する国内の政策決定は、しばしば、同時に行われることになる。G. アリソンはこのように二つのゲームが同時に展開する状況を「2 レベルゲーム」として定式化し、国内の構成員が受け入れ可能な国際合意の集合を「ワインセット」と呼んだ。一般に、ワインセットの幅が小さい国ほど、外交交渉で相手側から譲歩を引き出しにくい。
5. 「規範のライフサイクル」論によると、国際社会における規範は以下のような動態を見せる。第一段階は「規範の発生」であり、この段階では大国が新たな価値を他国に強制していく。第二段階は「規範の伝播」であり、徐々に多くの国に受容されていく。第三段階は「規範の衰退」であり、伝播した規範はその後に他の規範に取って代わられ、急激に衰退する。このような雪崩的な後退現象を「規範のカスケード」と呼ぶ。

[No. 12] 国際関係の理論や概念に関する次のア～エの記述と、そこで説明されている理論・概念の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- ア. 欧州連合(EU)における地域統合の進展に伴い、欧州委員会への権限は強化されていく。しかし、市民から見ると、国内で大統領や首相は選挙を通じて、いわば直接的に交代させることが可能であるのに対して、欧州委員会を直接的にコントロールすることはかなわない。欧州委員会が、EUの執行機関としてますます巨大な権限を持つようになることは、民主主義の確保という視点から見た場合、果たして適切なのか、という疑問が提示されている。
- イ. 国際政治上の弱小国は安全を確保するために、同盟によって強大な国家に対抗するよりも強大な国家の側につく政策を選択する場合がある。この政策には、覇権国の側について現状維持を目指す場合と、潜在的覇権国の側について現状が打破され、潜在的覇権国が覇権国となつた際にそのおこぼれにあづかろうとする場合がある。
- ウ. 冷戦期にも朝鮮戦争を始めとする多くの地域紛争が実際に戦われてきた。ある研究によれば1945～90年までの2340週のうち、地球上で戦争が全くなかったのは、わずか3週間だったという。にもかかわらず、第三次世界大戦につながり得る米ソの直接的な軍事衝突や核戦争による世界の破滅が回避されたことを評価すれば、ある歴史家が述べたように、冷戦を肯定的に捉えることもできよう。
- エ. 個々の意思決定主体(典型的には国家あるいはそれを対外的に代表する中央政府であるが、それらに必ずしも限定されない様々な主体)は、どのように行動選択を行うのであろうか。意思決定主体は、何らかの、しかし明確に定義された自己利益(集団の特殊利益、国益など)の実現という目的達成に適合的な行動を選択すると仮定して、国際政治を考察する分析的立場がある。

ア	イ	ウ	エ
1. 民主主義の赤字	バンドワゴニング	長い平和	合理的選択アプローチ
2. 民主主義の赤字	リバランス	長い平和	国家中心アプローチ
3. 反ヨーロッパ主義	ソフト・バランス	新冷戦	国家中心アプローチ
4. ポピュリズム	バンドワゴニング	相互確証破壊	合理的選択アプローチ
5. ポピュリズム	リバランス	相互確証破壊	官僚政治アプローチ

【No. 13】 次のア～オは、第二次世界大戦の開始前後の国際関係に関する記述である。これらを古いものから順に並べたものとして最も妥当なのはどれか。

- ア. F. ローズヴェルトと W. チャーチルが大西洋上で会談し、領土不拡大、民族自決の尊重、自由貿易の実現など国際秩序の基本原則を発表した。
- イ. ドイツとソ連の間で不可侵条約が締結された。
- ウ. イギリス・フランス・ドイツ・イタリアの首脳会談において、チェコスロバキアのズデーテン地方をドイツに割譲することを承認した。
- エ. 日本がハワイの真珠湾を攻撃した。
- オ. ドイツがポーランドに侵攻した。

1. イ→ウ→ア→オ→エ

2. イ→ウ→オ→エ→ア

3. ウ→イ→ア→オ→エ

4. ウ→イ→オ→ア→エ

5. ウ→オ→イ→エ→ア

【No. 14】 国連に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 総会は、全ての加盟国で構成される最高の意思決定機関であり、国連憲章の範囲内にある問題・事項等について討議する役割を担っている。表決に当たっては、安全保障理事会の常任理事国に対して 1 国 2 票与えられるほかは、残る全ての加盟国に等しく 1 国 1 票与えられており、問題の重要性に関係なく全ての事項について、投票数の過半数で決定する。
2. 安全保障理事会は、国際の平和・安全の維持に関する主要な責任を負い、国連加盟国は安全保障理事会の決定を受諾し履行することに同意するとされている。安全保障理事会は加盟国を拘束しない議長声明や報道声明を出すこともあるが、理事国間で意見の不一致があった場合などにはこれらの声明を出せないこともある。
3. 経済社会理事会は、安全保障理事会の全ての構成国を含む 54 か国から構成され、安全保障理事会の構成国以外は総会による選挙で選出される。経済、社会、文化、教育、保健などに関する研究や報告を行い、国連総会や加盟国に対して勧告を行うこととされているが、現在、民間団体との協議を認めていないため、NGO との関係を制度化し、協議できるようにしていくことが今後の課題となっている。
4. 信託統治理事会は、国際連盟の監督下において信託統治の形で受任国が統治していた地域などのうち、国連の信託統治制度の下に置かれた地域に対し、住民の政治的・経済的進歩や自治あるいは自決を促進するという目的で設立された。国連発足時に存在した 11 の信託統治地域が減少する中、残された信託統治地域における住民の自治等を促進するため、施政国からの年次報告の審査や地域住民からの請願の受理・審査など、現在も複数の地域において活動を行っている。
5. 国際司法裁判所(ICJ)は、国連の主要な司法機関として国連憲章に基づき設置され、総会と安全保障理事会が選出する 15 人の裁判官から構成されるが、これまで地理的配分は考慮されずに選出されてきている。国連加盟国は当然に国際司法裁判所規程の当事国となるが、国連加盟国ではない国はその当事国となることはない。

【No. 15】 軍縮と平和に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 核兵器不拡散条約(NPT)は、米国、ソ連(現ロシア)、英国、フランス、中国の5か国を核兵器国とし、核兵器国以外への核兵器の拡散の防止と核軍縮等を目的とする条約である。条約の規定の遵守を確保するため、5年に1度NPT運用検討会議(再検討会議)を開催することとされている。前回の2015年の同会議の後、何度かの延期を経て2022年8月にニューヨークで開催された同会議では、前回と同様、最終文書の採択には至らなかった。
2. 国際原子力機関(IAEA)は、原子力の平和的利用促進と軍事転用防止等を目的として設立され、両分野における貢献が認められ、2005年にエルバラダイ事務局長とともにノーベル平和賞を受賞した。IAEAは、IAEA憲章及び包括的核実験禁止条約(CTBT)に基づき、非核保有国に対して保障措置(査察)を実施している。核兵器開発の疑惑があった北朝鮮は、査察の結果、保障措置協定違反とされ、1992年にIAEAは北朝鮮のNPTからの脱退勧告を決議した。
3. 1992年のB.ブトロス=ガリ国連事務総長による『平和への課題』は、国連の紛争対応能力を向上させるための報告書であり、国連の平和機能を紛争前と紛争中に力点を置いて「予防外交」「平和創造」「平和維持」の三つに整理し、紛争後の平和構築には言及しなかった。しかし、その後、実際には国連は紛争後の平和構築のための活動を行ったところ、一定の成果を挙げたとして、2000年の『ブラヒミ・レポート』において国連による平和構築活動の縮小を発表した。
4. ソ連による長距離核戦力の強化への懸念を背景に米国は、ソ連との交渉を行い、フルシチョフ共産党書記長との間で、1987年、長距離核戦力の撤廃を規定したINF全廃条約が署名された。その後、ソ連・東欧諸国の政情不安を契機に再び米ソ間の緊張が高まったことから、条約は発効せず、冷戦期の核軍縮には課題が残った。
5. 第一次戦略兵器削減条約(START I)は、1991年、米国、ソ連、中国の3か国の核兵器を初めて制限・削減した条約であり、その後、1993年に調印・発効した第二次戦略兵器削減条約(START II)は3か国が保有する核兵器の50%を7年間で削減するものであった。2009年にSTART IIが失効したことから、2011年に新戦略兵器削減条約(新START)が発効し7年以内に戦略核弾頭数を更に削減することとされたが、本条約は履行期限の到来後、延長されずに失効した。

【No. 16】 世界の紛争に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 朝鮮戦争において米ソ間のイデオロギー対立が顕在化し、史上初めて国連平和維持活動(PKO)が展開されたが、成果を挙げることができなかった。朝鮮戦争後、自由主義陣営は北大西洋条約機構(NATO)を結成する一方、社会主义陣営はワルシャワ条約機構を結成し、世界の二極化が一層進んだ。
2. イラクによるクウェート侵攻後、米軍を中心とする多国籍軍が編成され、湾岸地域に派遣された。派遣に当たり、国連安保理は、イラク軍が期限までにクウェートから撤退しなければ、クウェート政府に協力する国連加盟国に対しあらゆる必要な手段を探る権限を付与するとの決議を採択した。この決議には拒否権を有するソ連も賛成した。
3. ソ連の崩壊により東欧諸国が混乱する中、单一の民族から成るユーゴスラビアは、近隣諸国からの内政干渉を受け、これを契機にユーゴスラビア国内で内戦が勃発した。チト一大統領の死去により内戦は更に激化したが、その後国連やNATOが関与しなかったために内戦は長期化し、最終的にユーゴスラビアは解体された。
4. ルワンダ内戦は、国際社会が紛争地の市民の保護を目的として積極的に地域の内戦に関わったケースの一つであり、国連の積極的な介入により数十万人が虐殺の危機をまぬがれた。他方、ルワンダにおいて一部発生したとされる虐殺等の危機に対し、国連は各民族による自治を尊重し、内戦時に発生した虐殺等については各国の国内法廷で裁くべきとして、ルワンダの国内法廷において審理された。
5. 2001年の9.11テロ事件を受け、米国のG. W. ブッシュ大統領は「テロとの戦い」を宣言し、アルカイダがテロを実行したとし、その根拠地であるイラクに武力攻撃を行った。「テロとの戦い」において、その勝敗は最終的に軍事的手段によって決せられることから、金融制裁や輸出管理などの非軍事的手段は重要視されておらず、軍事的手段が重要視されている。

【No. 17】 アジアにおける地域協力に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 1990 年代以降アジアは域外との協力関係の発展を模索し、1996 年にシンガポールのゴー・チョクトン首相の呼びかけにより、アジアとアフリカの関係強化を目指した ASEM が開催された。ASEM では政治、経済、文化といった幅広い分野で活動を行っており、首脳会合が 2 年ごとに開催されているが、日本、中国、韓国は参加していない。
2. 東南アジア地域における地域協力の枠組みとして、1967 年にタイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピンの 5 か国により ASEAN が形成された。2003 年、安全保障共同体、経済共同体、社会・文化共同体から成る ASEAN 共同体の実現を目指した第二 ASEAN 協和宣言が採択された。
3. 1989 年、アジア太平洋地域における政治統合を目指し、キャンベラにおける閣僚会議において APEC が発足した。APEC はコンセンサス方式による合意形成や加盟国の自主性の尊重などの運営の基本原則を掲げた。米国は、APEC の発足当時東アジア諸国との貿易摩擦が激化しており、当初加盟していなかったが、1991 年の中国加盟後に APEC に加わった。
4. TPP 協定は、シンガポール、中国、ニュージーランド、チリの 4 か国により締結された経済連携協定を原型とする、知的財産など非関税分野を含む包括的な経済連携協定である。日本は当初参加交渉に加わっていたが、米国のトランプ大統領が TPP 交渉から離脱することを表明した機会に合わせ、日本も TPP 交渉を中断した。
5. 1966 年、米国のイニシアティブによりアジア開発銀行が設立された。設立に当たっては世界銀行との重複が論点になったが、世界規模の開発支援は世界銀行、アジア地域固有の事情に対するきめ細やかな支援はアジア開発銀行と役割分担が整理された。設立以降、アジア開発銀行は米国の強い影響下にあり、本部はマニラに設置され、歴代総裁は米国から選出されている。

【No. 18】 次の英文は、国際関係論における安全保障分野の国際制度に関する記述の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。なお、大文字と小文字は区別しないものとする。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. collective security organizations	alliances	NATO
2. collective security organizations	alliances	the UN
3. cooperative security organizations	collective security organizations	NATO
4. alliances	cooperative security organizations	the EU
5. alliances	collective security organizations	the UN

【No. 19】 次のア、イ、ウの英文は、国際関係に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。それぞれの文章とその著者の組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

- | ア | イ | ウ |
|---------------|-----------|------------|
| 1. R. Gilpin | J. Fearon | A. Wendt |
| 2. R. Gilpin | H. Bull | R. Axelrod |
| 3. J. Fearon | A. Wendt | H. Bull |
| 4. R. Axelrod | J. Fearon | H. Bull |
| 5. R. Axelrod | H. Bull | A. Wendt |

【No. 20】 次の英文は、国際関係の分析方法に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. global	democratic peace	a political eco-system
2. global	hegemonic stability	an independent society
3. specific	decision-making	an independent society
4. individual	decision-making	a self-help system
5. individual	democratic peace	a self-help system

[No. 21] 次の記述は、公務員の労働基本権に関する判例について時系列で記述したものである。

下線部(1)~(5)のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

公務員の労働基本権の制限について、当初、(1)最高裁判所は、公務員は全体の奉仕者であり、公共の福祉のために一定の制約を受けるが、公務員が行う業務はその性質に鑑みれば一般の勤労者が行う業務と同様の性質を有する場合も多いとして、公務員が一般の勤労者と異なった特別な扱いを受けることは不当であり、公務員の労働基本権を制限することは原則として認められないと判示した。

その後、(2)最高裁判所は、公務員の労働基本権の制限は、労働基本権を尊重し確保する必要と国民生活全体の利益を維持増進する必要とを比較衡量して、合理性の認められる必要最小限度のものにとどめなければならないこと、制限がやむを得ない場合には、これに見合う代償措置が講ぜられなければならないことなどを判示した。

また、争議行為を禁止し、そのあたり行為等を処罰の対象としている地方公務員法の合憲性が争われた事件において、(3)最高裁判所は、地方公務員の具体的な行為が禁止の対象たる争議行為に該当するかどうかは、争議行為を禁止することによって保護しようとする法益と、労働基本権を尊重し保障することによって実現しようとする法益との比較衡量により、両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要であるとした上で、あたり行為等の態様や違法性の程度のニュアンスを一切否定して一律にあたり行為等を刑事罰をもって臨む違法性があるものと断定することは許されないと判示した。

その後、国家公務員法の争議行為の禁止が問題となった事件において、(4)最高裁判所は、公務員法制が労働基本権の制約に見合う代償措置として、身分、任免、服務、給与その他に関する勤務条件についての詳細な規定を設け、更に準司法機関的性格を持つ人事院を設けていることなどを指摘した上で、公務員の争議行為やそのあたり行為等を禁止するのは、国民全体の共同利益の見地からするやむを得ない制約である旨判示した。

また、人事院勧告の実施の凍結に抗議して行われた争議行為に対する懲戒処分が争われた事件において、(5)最高裁判所は、適切な代償措置の存在は公務員の労働基本権の制約が違憲とされないための重要な条件であるから、人事院勧告の実施の凍結は極めて異例な事態であり、その実施を求めて行われた争議行為に対する処分は原則として懲戒権の濫用に当たると判示した。

1. (1)、(2)、(4)
2. (1)、(2)、(5)
3. (1)、(3)、(5)
4. (2)、(3)、(4)
5. (3)、(4)、(5)

【No. 22】 人身の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法第 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれる。
2. 憲法第 35 条第 1 項は、刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨であるため、対象となる手続が刑事責任追及を目的とするものでなければ、この規定の保障は及ばない。
3. 憲法第 37 条第 1 項は、個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合であっても、これに対処する具体的規定がない限り、審理を打ち切るという非常救済手段をとることを認めない趣旨の規定である。
4. 交通事故の際に事故の内容等を警察官に報告するよう命ずることは、刑事責任を問われるおそれのある事故の原因その他の事項についても報告義務のある「事故の内容」に含まれると解されるため、憲法第 38 条第 1 項にいう自己に不利益な供述の強要に該当する。
5. 憲法第 39 条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定しているところ、下級審における有罪判決に対し、検察官が上訴しより重い刑の判決を求めるることは、被告人を二重の危険にさらすものであり、したがって、同条に違反するものである。

【No. 23】 国会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。ただし、緊急集会において採られた措置は臨時のものであり、次の国会開会の後 10 日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。
- イ. 両議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。院内とは、議員による討議が行われる議場内のこととし、議場外の行為については、会議の運営に関連するものであったとしても、懲罰の対象とはならない。また、議員を除名するには、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の多数による議決が必要とされる。
- ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言がなされた場合に、国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認め得るような特別の事情があることを要するとするのが判例である。
- エ. 両議院の会議は、委員会も含めて公開が原則とされているが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。秘密会の記録については、原則として公表する必要はない。
- オ. 予算案の議決について、参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、参議院は当該予算案を否決したものとみなされ、両議院の協議会を開かなければならぬ。両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 24】 裁判官の身分保障に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 裁判官の懲戒権は、司法府の自主性を尊重して、裁判所自身に与えられており、行政機関がこれを行使することはできない。また、裁判官には、公の弾劾による罷免があることから、懲戒による免職はなく、停職のみが法定されている。
2. 最高裁判所の裁判官は、国民審査において投票者の多数が罷免を可とする場合及び公の弾劾による場合を除いて、罷免されることはない。
3. 裁判官が弾劾裁判所の裁判で罷免を宣告された場合に、これを不服とするときは、当該裁判官は宣告の取消しを求めて通常裁判所に出訴することができる。
4. 公の弾劾による裁判官の罷免事由は、職務執行に関するものに限られない。裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときは、職務外の私的な行為に関するものであっても、弾劾により罷免される。
5. 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受け、個々の裁判官が在任中に報酬を減額されることはない。また、法律で全裁判官の報酬を一律に減額することは、財政上の理由であっても、立法府による裁判官の独立の侵害となるため許されず、実際に減額された例もない。

【No. 25】 違憲審査権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 我が国の現行の制度の下では、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのが原則であるが、憲法裁判所が存在しないことから、法律命令等の合憲性に疑義が生じる場合には、具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性の判断を裁判所に求めることができる。
- イ. 本人以外の権利が侵害されていることを理由として、法律等の規定の合憲性を裁判で争うこととはできないが、公職選挙法において未成年者や受刑者の選挙権が制限されていることについては、その影響がこれらの者の権利の侵害に限定されないため、これらの者以外の者が選挙権の制限に係る同法の規定の違憲を主張してこれを争うことができる。
- ウ. 国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民に係る最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査については、現行法上、審査権の行使を認める規定を欠いているが、国民審査の方法その他審査に関する事項の具体的決定は、原則として立法府である国会の裁量的権限に属するため、司法審査は及ばない。
- エ. 裁判所の裁判は、個々の事件について具体的処置をつけるものであるから、その本質は一種の処分であり、憲法第81条の「一切の法律、命令、規則又は処分」にいう「処分」に含まれ、終審として最高裁判所の違憲審査権に服する。
- オ. 国会議員の立法行為は、その性質上法的規制の対象になります、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、るべき立法行為を指定して具体的立法行為の適否を法的に評価することは、原則として許されない。また、ある法律が個人の具体的権利利益を侵害するものである場合、裁判所はその者の訴えに基づき当該法律の合憲性を判断するが、この判断は既に成立している法律の効力に関するものであり、法律の効力についての違憲審査がなされるからといって、当該法律の立法過程における国会議員の立法行為が当然に法的評価に親しむものとすることはできない。

1. ア、イ
2. イ、エ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

これ以下は選択問題です。

No. 26～No. 55 の 30 題から任意の 15 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 26】官僚制についての学説と行政システムに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. M. ヴェーバーによると、近代官僚制は、職務が客観的に定められた規則に従って継続的に行われることなどから永続的な組織であり、独任制ではなく複数の構成員により意思決定を行う合議制であるとした。その上で、近代官僚制は、問題解決能力を備えた合理的な組織形態であるとする一方、様々な利害関係者との調整を要するため、迅速性に欠ける組織形態であると指摘した。
2. 稲継裕昭は、公務員の昇進管理を研究し、「二重の駒型」昇進モデルを提示した。このモデルでは採用試験の種類にかかわらず全員が一定の段階まで同様のスピードで昇進し、その後、採用試験の種類によって、昇進スピードの異なる人事管理が行われ、ピラミッド型の競争があるとされた。日本では、平成 24(2012)年に国家公務員の採用試験について総合職試験と一般職試験などという形に再編されたものの、昇進や給与について人事評価の結果を活用する仕組みは整備されなかった。
3. 大森彌は、日本の行政組織で見られる、一般的に課長以下の職員が同室で勤務し、意思疎通を重視し協力して仕事を行っているさまを大部屋主義と呼んだ。日本での研修方法の主流は一般的に職場内訓練(OJT)であり、OJT では新規採用職員に先輩職員がつき、実際の業務処理をともに行うため、大部屋での勤務は有益であるとされている。一方、欧米諸国と異なり、職務記述書に基づき職務を行う形態ではないため、組織構成員個人の職務分掌が曖昧であるという指摘もある。
4. 村松岐夫は、日本の行政の特徴として「最大動員」の概念を主張し、「規則による責任志向の管理」に対する「目標による能率志向の管理」と位置付けた。また、人員や予算、法律といった行政組織の資源がその本来の役割や機能を厳格に遵守した上で活用され、目的が最大限達成されているさまを「最大動員」と表現し、公務員数などの資源が豊富であることや、法的権限が強力であることによって日本の行政に「最大動員」がもたらされているとした。
5. 日本の行政組織における意思決定方式である稟議制は、組織末端の担当者が文書を起案し、上位者がその文書を承認していくシステムであるが、行政の非効率性の象徴であるとの批判もあった。これに対し辻清明は、意思決定方式は事案の性格により異なるとし、稟議制を稟議書型と非稟議書型に分類し、さらに稟議書型は重要事案の決定方式である順次回覧決裁型と軽易事案の決定方式である持ち回り決裁型に分類できるとし、その批判の前提には事実誤認があると主張した。

【No. 27】 NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 英国のエージェンシーは、政府が行う業務から政策の企画・立案を除いた業務の執行部門について、その業務を民間で実施できないかを検討した上で、それができない場合に設立されるものである。業務に責任を持っていた大臣が、エージェンシーの長と業務執行に関する一種の契約を取り交わすものであり、日本の独立行政法人制度の制度設計に影響を与えた。
2. 政府や地方公共団体が行っている事業について、その業務の主体を民間企業に転換し、新しく創設された民間企業に規制をかける手法を民間委託と呼ぶ。それに対して、民間企業との契約によって、それまで政府が行っていた業務を、政府が当該民間企業に金銭を払うことで実施する手法は民営化と呼ばれ、民間委託よりも容易なために地方公共団体で行われやすい。
3. PFIは、民間企業が政府や地方公共団体の資金を使って、公共性の高い民間施設の整備やその中のサービス提供を行おうとする手法である。民間企業が整備等を行うことで、国や地方公共団体が直接実施するよりも、効果的・効率的に行うことが可能になると期待されており、例えば公立の病院の代わりに大規模な民間病院を整備するときなどに用いられている。
4. 市場化テストは、国が所管する独立行政法人が行うサービスと地方公共団体が行う全ての公共サービスについて、存廃の是非を検討した上で、残るものについて競争入札を実施するものである。これは、平成18(2006)年に成立した公共サービス改革法で導入されたものであり、入札に当たっては、国や地方公共団体は参加できず、当該公共サービスに従事してきた職員は、落札した民間事業者の運営の下で引き続き業務に従事することになる。
5. NPMでは、決定と実施を切り離した上で、決定については分権的な管理組織から階級的な官僚制組織を改めて構築し、選挙で選ばれた政治家が責任を持って意思決定に当たることが強調される。公務員に対しては以前と同様に手続による管理が重視され、公務員は規則を守ることを通じて、意思決定を行う政治家に対して責任を果たすことが求められる。

【No. 28】 高い独立性が求められる行政機関に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 国家公務員の労働基本権が制約されていることへの代償措置として、内閣人事局は、国家公務員の給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを基本に内閣のみに給与勧告を行っている。内閣人事局は、内閣から独立した機関として中立的な立場で民間企業の給与水準を調査しており、内閣はその勧告の取扱いを決定し、関連する法案を国会に提出する。
2. 内閣法制局は、内閣から独立した機関であり、その長である内閣法制局長官には、国会に出席して憲法や法律に関する政府解釈を示すことが求められている。内閣法制局は、内閣が提出する法案だけでなく、国会議員が提出する法案の審査も行い、その審査を通過していないものは法案として国会に提出できないものとされ、この審査によって法案の整合性などを検討している。
3. 第二次世界大戦後、強い執行力を有している警察が独善的に運用されないように、独立性の高い行政委員会である国家公安委員会を設置して警察組織を管理することとされ、警視庁が外局として置かれた。国家公安委員会委員長には国務大臣を充てることとされ、警視庁の長である警視総監は、都道府県警察に対して指揮監督を行っている。
4. 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に、原子力の利用推進機能を持つ機関と規制機能を持つ機関を分離させるために、環境省の外局として原子力規制委員会が設置された。原子力規制委員会の下には原子力規制庁が設置され、委員会が国際基準と科学的知見に沿った判断を行うことを事務局として支えている。
5. 第二次世界大戦後に設立された会計検査院は、憲法の規定によって、国会に付属して内閣の行った支出を検査することとされている。検査において、会計検査院は、行政機関が行った事業の実施状況について点検・評価を行い、必要な場合には事業を行った行政機関に対して、改善のための勧告を出すこととされている。

【No. 29】 予算・決算に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 予算が新会計年度までに成立しなかった場合には、前年度予算がそのまま新年度予算として執行されることが現行憲法上規定されているが、そうした場合に生ずる不都合を回避するため、国会の審議状況から判断して予算が新会計年度の始まる前に成立しないことが明らかなときには、内閣は、必要最小限の事務的な経費を計上した補正予算を編成し、国会に提出するのを通例としている。
2. 概算要求基準(シーリング)とは、各府省が財務省に対して概算要求をする場合の上限を前年度比として示したものであるが、各府省・政策領域ごとの予算配分が固定化されるきらいがある。このため、近年では、原則として厳しいシーリングを課しつつ、政府としての重点施策に関しては、財源に一定の枠を設け、それを特別枠として予算を組むという取組が行われている。
3. 予算提案権は国会及び内閣に認められているが、厳しい時間的制約が課されているため、実際には予算の提案は内閣のみが行っている。こうした中、各府省としても、早期に財務省に提出する概算要求を決定するため、まず各府省の大蔵官房予算担当課が各局筆頭課からヒアリングを行い、次いで各局筆頭課が局内各課からヒアリングを行う、という形で迅速な意思決定を行っている。
4. 決算については、予算と同様、国会による議決が必要とされており、衆議院においては決算行政監視委員会、参議院においては決算委員会にそれぞれ付託され、議決された後、本会議に送られる。国会において、決算の審議は予算に優先して行われるため、ある年度の決算については、翌年度の予算に反映されることになるのが通例である。
5. 各府省の局・課の設置のほか、常勤職員の定員総数の最高限度や各府省ごとの定員は法律で規定されており、これらの変更については、従前、各府省は総務省行政管理局に要求をしていた。しかし、予算とも連動することなどを踏まえ、平成26(2014)年からは予算と一緒に財務省が各府省からの要求を受けて査定することとなった。

[No. 30] 次の英文は、政府が社会から調達し、活用する四つの資源に関する記述の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A～Dに当てはまるものの組合せのうち、最も妥当なのはどれか。なお、大文字と小文字は区別しないものとし、文中の  については設問の都合上伏せてある。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C	D
1. authority	information	people	moneys
2. information	authority	moneys	people
3. information	moneys	authority	people
4. moneys	people	information	authority
5. people	authority	information	moneys

【No. 31】 次の英文は、2005 年の国連における成果文書の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. ethnic cleansing	the General Assembly	coercive
2. ethnic cleansing	the Security Council	peaceful
3. poverty	the Security Council	coercive
4. poverty	the Special Committee	peaceful
5. natural disasters	the General Assembly	indirect

[No. 32] 次の英文は、国連食糧農業機関(FAO)の報告書 The State of Food Security and Nutrition in the World 2022 の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C	D
1. health care costs	starved	consumers	fiscal subsidies
2. health care costs	overweight	consumers	export controls
3. health care costs	overweight	consumers	fiscal subsidies
4. consumer food prices	starved	farmers	export controls
5. consumer food prices	overweight	farmers	fiscal subsidies

[No. 33] 次のア、イ、ウの英文は、G7サミット(主要国首脳会議)に関する記述である(一部省略又は変更している箇所がある。)。これらのうち妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

1. イ
2. ウ
3. ア、イ
4. ア、ウ
5. ア、イ、ウ

【No. 34】 国際法の主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ベルヌ条約事件(注1)において、我が国の最高裁判所は、一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に、我が国が国家承認を与えていない国(未承認国)が加入した場合は、当該条約に基づき締約国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどを除き、当該条約上の権利義務関係を我が国と当該未承認国との間に発生させるか否かを我が国が選択することができると判示した。
- イ. 植民地独立付与宣言(注2)は、国連憲章が当初より法的権利として規定していた人民の自決権の効力を改めて確認し、その迅速な実現を図ったものであり、この宣言を契機として1960年代に多くの植民地が主権国家としての独立を達成した。
- ウ. 国連損害賠償事件(注3)において、国際司法裁判所は、国連のように広範な任務と権能を設立条約によって付与された国際組織は、国家と同様に、国際法によって認められた国際的な権利及び義務の全てを享有すると判示した。
- エ. 伝統的に、人権の享有主体は個人であると考えられてきたが、国連先住民族権利宣言(注4)は、先住民族が個人又は集団として、国連憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享有する権利を有するとしている。
- オ. 条約法条約(注5)は、条約締結能力を有する主体として国家のみを挙げているため、連邦国家の構成単位である州は、当該国の連邦憲法が州の権限をどのように定めているかにかかわらず、他国との間で法的拘束力のある合意を締結する能力を有しないと一般に解されている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

(注1) ベルヌ条約事件とは、「著作権侵害差止等請求事件(平成21年(受)第602号・第603号)最高裁第一小法廷2011(平成23)年12月8日判決」を指す。

(注2) 植民地独立付与宣言とは、「植民地諸国及びその人民に対する独立の付与に関する宣言」(1960年採択、国連総会決議15/1514)を指す。

(注3) 国連損害賠償事件とは、「国連の職務中に被った損害の賠償事件(国際司法裁判所)1949年4月11日勧告的意見」を指す。

(注4) 国連先住民族権利宣言とは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年採択、国連総会決議61/295)を指す。

(注5) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 35】 国際法上の領域に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. パルマス島事件(注1)において、常設仲裁裁判所は、領域主権について、その論理的帰結として、領域内において他国の権利を保護する義務を伴うと判示した。この判決を契機として、国家が自国の領域の管理に責任を負うとする学説の発展も見られたが、今日では、国連憲章に基づき、そのような考え方は領域の排他的支配権に反するものとして国際法上認められないと一般に解されている。
- イ. 国家が領域を法的に取得するための権原としては、先占、添付、割譲、征服等が挙げられてきたが、国連憲章の下で、武力による威嚇及び武力の行使は違法であるとされたことから、今日では、征服は有効な領域取得の権原として認められないと一般に解されている。
- ウ. リギタン・シパダン島事件(注2)において、国際司法裁判所は、当事国が提出した国家の主権的行為の存在を示す証拠を精査した上で、マレーシアが自国の名において行った活動は、数は少ないが、その性質は多様で、立法、行政、準司法的行為を含み、かなりの期間にわたり、国家機能を行使する意図を明らかにしていることなどを踏まえ、両島に対する主権はマレーシアに帰属すると判示した。
- エ. 領域をめぐる紛争が存在する際には、領土の割譲や国境の画定について定める条約よりも領域支配の実効性が紛争の解決の基準として重視される。カメルーン・ナイジェリア事件(注3)において、国際司法裁判所は、係争地における領域支配の実効性と条約上設定された権原との間に抵触がある場合は前者が優先すると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

(注1) パルマス島事件とは、「パルマス島事件(常設仲裁裁判所、オランダ/米国)1928年4月4日判決」を指す。

(注2) リギタン・シパダン島事件とは、「リギタン島及びシパダン島に対する主権事件(国際司法裁判所、インドネシア/マレーシア)2002年12月17日判決」を指す。

(注3) カメルーン・ナイジェリア事件とは、「カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界事件(国際司法裁判所、カメルーン対ナイジェリア)2002年10月10日判決」を指す。

【No. 36】 国際違法行為への対処に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ニカラグア事件(注1)において、国際司法裁判所は、武力攻撃が発生していないとも、違法に武力が行使された場合には、その直接の被害国に加えて第三国も武力行使を伴う対抗措置をとる権利を有すると判示した。
- イ. 条約法条約(注2)によれば、他国による条約の違反を条約の終了又は運用停止の根拠として援用するためには、条約に別段の定めがない限り、当該違反が重大なものでなければならず、そのような重大な違反には、条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反が含まれる。
- ウ. 外交関係条約(注3)によれば、外交官は接受国の刑事裁判権からの免除を享有する一方、外交官の派遣国はこの免除を放棄することができ、もしそのような放棄を行わない場合には、派遣国は外交官の違法行為に起因する損害を接受国に対して賠償しなければならない。
- エ. 国家責任条文(注4)によれば、国の機関に当たらない者による行為であっても、当該行為を行うに際して、その者が国による指揮又は統制の下で行動していた場合や、国が当該行為を自己の行為として認めかつ採用した場合などには、その行為は国際法上当該国の行為とみなされる。
- オ. 環境保護に関する各種の多数国間条約で採用される不遵守手続とは、条約上の義務を履行しない国があれば直ちに懲罰的な制裁措置を課すことを特徴とする仕組みであり、これは義務違反による環境損害の発生を未然に防止することを目的としている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

(注1) ニカラグア事件とは、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動事件(国際司法裁判所、ニカラグア対米国)1986年6月27日判決」を指す。

(注2) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

(注3) 外交関係条約とは、「外交関係に関するウィーン条約」(1961年採択)を指す。

(注4) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

【No. 37】 国際法上の免除に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 主権免除の制度が形成された当初は、国家が行う活動であっても、公権力の行使に当たらない非主権的行為については免除を認めない、いわゆる制限免除主義が支配的であった。その後、国家の全ての行為や財産が免除の対象となる、いわゆる絶対免除主義が国家実行として支配的になり、我が国の最高裁判所もこの立場を承認・採用するに至った。
2. 国連国家免除条約(注1)の下では、制限免除主義と絶対免除主義のいずれを採用するかの判断は各締約国に委ねられているが、制限免除主義を採用する場合には、ある国家行為が主権的であるか否かを判断する基準として、当該行為の性質及び目的を等しく考慮することが義務付けられている。
3. ある国で外国を被告として裁判が行われる場合、裁判が行われる以上はその判決は実現されるべきであることから、法廷地国に存在する被告国家の財産の押収や差押えなどの強制的な執行措置を、対象財産の用途の性質に関わらず、当該外国の同意なしにとり得ることが、今日では国際的に広く認められている。
4. 外国の刑事管轄権からの国家元首の免除に関し、ピノчет事件(注2)において、英國貴族院は、退任後の国家元首であっても、国家元首の地位にあった時に命じた拷問については外国の刑事管轄権からの免除が認められるとして、ピノчет元チリ大統領のスペインへの引渡しを認めなかった。
5. 国連海洋法条約(注3)上、軍艦は、公海上では旗国以外の国の管轄権からの免除を享有する。これは、軍艦が外国の領海にある場合も同様であるが、同条約は、外国軍艦が沿岸国の法令を遵守せず、遵守の要請を無視した場合は、当該沿岸国は、当該外国軍艦の領海からの退去を要求することができると定めている。

(注1) 国連国家免除条約とは、「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」(2004年採択、未発効)を指す。

(注2) ピノчет事件とは、「Regina v. Bow Street Metropolitan Stipendiary Magistrate and others, Ex Parte Pinochet Ugarte (No. 3)(英國貴族院)1999年3月24日判決」を指す。

(注3) 国連海洋法条約とは、「海洋法に関する国際連合条約」(1982年採択)を指す。

【No. 38】 国際安全保障及び国際人道法に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. While the International Criminal Court normally exercises its jurisdiction over individuals for the most serious crimes of international concern, it may exercise its jurisdiction over a State in cases of the crime of aggression, given the significant impact of the crime on international peace and security.
- イ. The Charter of the United Nations stipulates that decisions of the Security Council on non-procedural matters shall be made by an affirmative vote of nine members including the concurring votes of the permanent members; provided that a party to a dispute shall abstain from voting in any decision relating to the dispute.
- ウ. In the *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons* case^{*1}, the International Court of Justice opined that, while a threat or use of nuclear weapons would generally be contrary to the rules of international law applicable in armed conflict, the Court cannot conclude definitively whether the threat or use of nuclear weapons would be lawful or unlawful in an extreme circumstance of self-defence, in which the very survival of a State would be at stake.
- エ. In 1950, the General Assembly of the United Nations adopted a resolution called "Uniting for Peace," which stated that if the Security Council, because of lack of unanimity of the permanent members, fails to exercise its primary responsibility for the maintenance of international peace and security in any case where there appears to be a threat to the peace, breach of the peace, or act of aggression, the General Assembly shall consider the matter immediately with a view to making appropriate recommendations to Members for collective measures.

1. ア
2. ウ
3. ア、イ
4. イ、エ
5. ウ、エ

(注)^{*1} *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons* case : International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996

【No. 39】 委任命令に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 農地法施行令が、自作農創設特別措置法による買収農地のうち、農地法に定める自作農の創設等の目的に供しないことが相当であるとの認定をすることができる土地を、買収後新たに生じた公用等の目的に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実なものに制限していることは、農地法に基づく売払制度の趣旨に沿った売払いの認定基準を定めたものであるから、これをもって法の委任の範囲を越えた無効のものということはできない。
- イ. 銃砲刀剣類所持等取締法の規定を受けて制定された銃砲刀剣類登録規則が、文化財的価値のある刀剣類の鑑定基準として、美術品として文化財的価値を有する日本刀に限る旨を定め、この基準に合致するもののみを我が国において文化財的価値を有するものとして登録の対象にすべきものとしたことは、同法の趣旨に沿う合理性を有する鑑定基準を定めたものというべきであるから、これをもって法の委任の趣旨を逸脱する無効のものということはできない。
- ウ. 児童扶養手当法の委任に基づき児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令が、母が婚姻によらずに懐胎した婚姻外懐胎児童を児童扶養手当の支給対象児童としながら、「(父から認知された児童を除く。)」との括弧書により父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の趣旨、目的に照らし、両者の間の均衡を欠き、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ず、当該括弧書は法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効である。
- エ. 地方自治法施行令が、公職選挙法の規定の準用により、公務員につき議員の解職請求代表者となることを禁止していることは、かかる委任の根拠規定である地方自治法が、議員の解職請求に係る投票手続のみならず、これと密接に関連する当該解職請求手続についても、公務員の職務遂行の中立性を確保し手続の適正を期する観点から公職選挙法の規定の準用を認めたものであるから、その委任の範囲内の適法かつ有効なものと解すべきである。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 40】 行政行為に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師会がある医師に人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行った後に、当該指定を存続させることが公益に適合しない状態が生じ、当該指定の撤回によって当該医師の被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる場合であっても、法令上その撤回について直接明文の規定がないときは、当該指定を撤回することはできない。
- イ. 原子炉の周辺に居住する住民が、当該原子炉の設置者に対しその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合であっても、当該住民が提起した当該原子炉の設置許可処分の無効確認の訴えは、適法である。
- ウ. 課税庁が行った課税処分に課税要件の根幹についての内容上の過誤があり、徵税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある場合には、当該処分は当然無効である。
- エ. 東京都建築安全条例所定の接道要件を満たしていない敷地上の建築物について、同条例に基づく安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために同条例所定の接道義務の違反があると主張することは許される。
- オ. 公立学校の学校施設の目的外使用を許可するか否かにつき管理者が行う判断の適否に関する司法審査は、その判断が管理者の裁量権の行使としてされたこと及び管理者がその判断において考慮すべきものとして選択した要素を前提とした上で、その判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、イ、オ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 41】 行政手続法に規定する意見公募手続等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 行政手続法は、命令等制定機関が命令等を定めるに当たっては、当該命令等が根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないという一般原則を明記している。この命令等には、政令のように閣議決定により定められるものも含まれるが、その場合の命令等制定機関は、内閣ではなく、当該命令等の立案をする各大臣である。
- イ. 意見公募手続を実施した結果、公示した案を同一性が失われるほど大幅に変更する必要が生じた場合であっても、行政手続法上、別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施することは予定されていないため、公示した案と変更した案の違いを明示して公表すれば足りる。
- ウ. 行政手続法は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるときは、これを実施することを求めていないが、当該命令等の制定前に意見公募手続を実施しなかった場合には、当該命令等の制定後に意見公募手続を実施しなければならないとしている。
- エ. 行政手続法は、地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、意見公募手続等に関する同法の規定を適用除外としているが、他方において、同法は、地方公共団体は、命令等を定める行為に関する手続について、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。
- オ. 行政手続法は、命令等制定機関が委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときであっても、当該命令等制定機関は、意思形成過程への国民の参加を十分に確保するため、自ら意見公募手続を実施しなければならないとしている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

[No. 42] 訴えの利益に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 生活保護受給権は一身専属的権利であるため、原告が死亡すると相続されないが、保護変更決定に起因して国に対する不当利得返還請求権が生ずる場合は、当該請求権の相続性は否定されない。そして、当該請求権を行使するためには、不服申立てに対する厚生大臣(当時)の変更決定を是認する裁決を取り消すことが当然の前提となるので、当該請求権を相続した者は、当該裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する。
- イ. 都市計画法上の開発許可に基づく開発行為により生じる掛け崩れ等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するが、その利益は一身専属的なものであり、相続の対象とならないので、その者が死亡した場合には、取消しを求める訴えの利益は失われる。
- ウ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の根底にある国家補償的配慮や健康管理手当の受給権が具体的な給付を求める権利であることを踏まえると、同法に基づく被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分の取消しを求める訴訟並びに同取消しに加えて被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当である。
- エ. 免職処分を受けた公務員が公職に立候補した場合、公職選挙法の規定によりその届出の日に当該公務員の職を辞したものとみなされるから、当該公務員は、仮に免職処分が取り消されたとしても、元の地位を回復することはできず、免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。
- オ. 免職された公務員が免職処分の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該免職処分の取消しによって回復される給料請求権等が相続の対象となり得ることから、当該公務員の相続人が当該訴訟を承継することが認められる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 43】 国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 公務員による一連の職務上の行為が全て同一の公共団体に属する公務員の職務上の行為によって組成され、その一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、その一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生じることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき行為者の属する公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、公共団体は、加害行為の不特定を理由として国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることはできない。
- イ. 公権力の行使に当たる公務員の職務行為を理由とする国家賠償の請求については、国又は公共団体が賠償の責めに任ずるのであって、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また、公務員個人もその責任を負うものではない。
- ウ. 公務員が客観的に職務執行の外形を備える行為をして、これによって他人に損害を加えた場合でも、その公務員が主観的には権限行使の意思を持っておらず、専ら自己の利を図る意図をもってその行為をしたものであるときは、その行為は国家賠償法第1条の職務執行には該当せず、国又は公共団体は損害賠償の責めを負わない。
- エ. 社会福祉法人が設置運営する児童養護施設において、本来都道府県の有する公的な権限を委譲されて行うこととなった養育監護行為の実施に当たって、当該施設の職員が故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合、当該施設の職員による養育監護行為は、国家賠償法第1条第1項の定める公権力の行使に当たる公務員の職務行為に該当しないため、都道府県は損害賠償の責めを負わない。
- オ. 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において違法性を判断すべきものであるが、規制権限の不行使と発生した損害との間に社会通念上相当な因果関係が認められるときは、国家賠償法第1条第1項の適用上違法となる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 44】 詐欺又は強迫による意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aが、Bの強迫により、A所有の甲土地をBに売却し、その直後にBが甲土地をCに転売し、それぞれ所有権移転登記がなされた場合、CがBの強迫の事実につき善意・無過失であったときは、Aは、Cに対し、強迫を理由とするA B間の売買契約の取消しを対抗することができない。

イ. Bが贋作の絵画甲を所有していたところ、Cが、Aに対し、甲が真作である旨欺罔し、Aは、甲を真作であると誤信してBから購入した。この場合において、BがCの詐欺の事実につき善意・有過失であったときは、Aは、Cの詐欺を理由としてBとの売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記がなされたところ、Aは、詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消したが、その後、Bが甲土地をその登記がB名義のままであることを奇貨としてCに売却した場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Cは、登記を備えなくとも甲土地の所有権の取得をAに対抗することができる。

エ. A及びBがCに対する連帶債務を負っていたところ、AがCの詐欺によりCに代物弁済をした後、詐欺を理由として代物弁済を取り消した場合、BがCの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Bは、Cに対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができる。

オ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記を経た後、Bの債権者であるCが甲土地上に抵当権の設定を受けた場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であっても、Aは、Bに対し、Bの詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 45】 売買契約における手付に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. A B 間の売買契約締結前の交渉段階で、買入れを希望する B が、売買についての優先交渉権を取得するために、A に対して申込証拠金を交付した場合、この申込証拠金は、手付としての性質を有しない。
- イ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 10 万円が支払われた場合、B は、手付金 10 万円を放棄することによって契約の解除をすることができ、解除によって A に損害が発生したとしても、手付金の放棄とは別に、A に対してその損害を賠償する義務を負わない。
- ウ. 売買契約が締結され、その際に交付された手付の趣旨が明確にされていないときは、損害賠償額の予定としての違約手付の趣旨で交付されたものと解釈される。
- エ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 30 万円が支払われた場合、B は、手付金 30 万円を放棄することによって自由に契約の解除をすることができるが、A B のいずれかが履行に着手した後は、もはや手付による解除することはできない。
- オ. 違約手付は契約の拘束力を強める手付であるのに対し、解約手付は契約の拘束力を弱める手付であるため、趣旨が相反している。そのため、売買契約において、「契約当事者の一方が自らの債務につき不履行をしたときは、買主は手付を没収され、売主は倍額を返還する」という内容の約定があった場合、その約定は専ら損害賠償額の予定としての違約手付と捉えるべきであり、その約定に解約手付の趣旨も併せて含まれていると解することはできない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 46】 不法行為の成立要件に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師が適切な問診を尽くさなかったため、予防接種の接種対象者の疾病等を認識することができず、禁忌すべき者の識別判断を誤って予防接種を実施し、予防接種の異常な副反応により接種対象者が死亡した場合、当該医師は接種に際しその結果を予見し得たものであるのに過誤により予見しなかったものと推定される。
- イ. Aの配偶者Bと第三者Cとが肉体関係を持った場合、A B間の婚姻関係がその当時既に破綻しているときであっても、Cは、原則として、Aの婚姻共同生活の平和の維持という権利を侵害したとみなされ、Aに対して、不法行為責任を負う。
- ウ. 疾病のために死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、当該医師の過失により当時の医療水準にかなったものではなかった場合、当該医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなくても、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されれば、当該医師は不法行為責任を負う。
- エ. 責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があることから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって子がたまたま人身に損害を生じさせた場合であっても、特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとして、当該親権者は不法行為責任を負う。
- オ. 民法第715条の使用者責任が成立するためには、被用者の不法行為が使用者の事業の執行について行われたことが必要であるところ、被用者の行った取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合には、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、相手方がそのことを知りながら当該取引を行い損害が生じたと認められるときであっても、原則として当該使用者は同条の使用者責任を負う。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

[No. 47] X財とY財の2種類の財のみを消費する消費者を考える。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = x^\alpha y^{1-\alpha} \quad \left. \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X財の消費量}, y : \text{Y財の消費量} \\ 0 < \alpha < 1 \end{array} \right|$$

X財の価格を $p(> 0)$ 、Y財の価格を $q(> 0)$ とする。この消費者の所得を所与とすると、X財に対する需要とY財に対する需要は、それぞれ所得の関数として表される。

所得が変化するとき、最適な消費量の組合せ (x, y) の軌跡をとった曲線は「所得消費曲線」と呼ばれているが、この消費者の所得消費曲線を表す式として最も妥当なのはどれか。

1. $y = \frac{(1 - \alpha)px}{\alpha q}$

2. $y = \frac{\alpha px}{(1 - \alpha)q}$

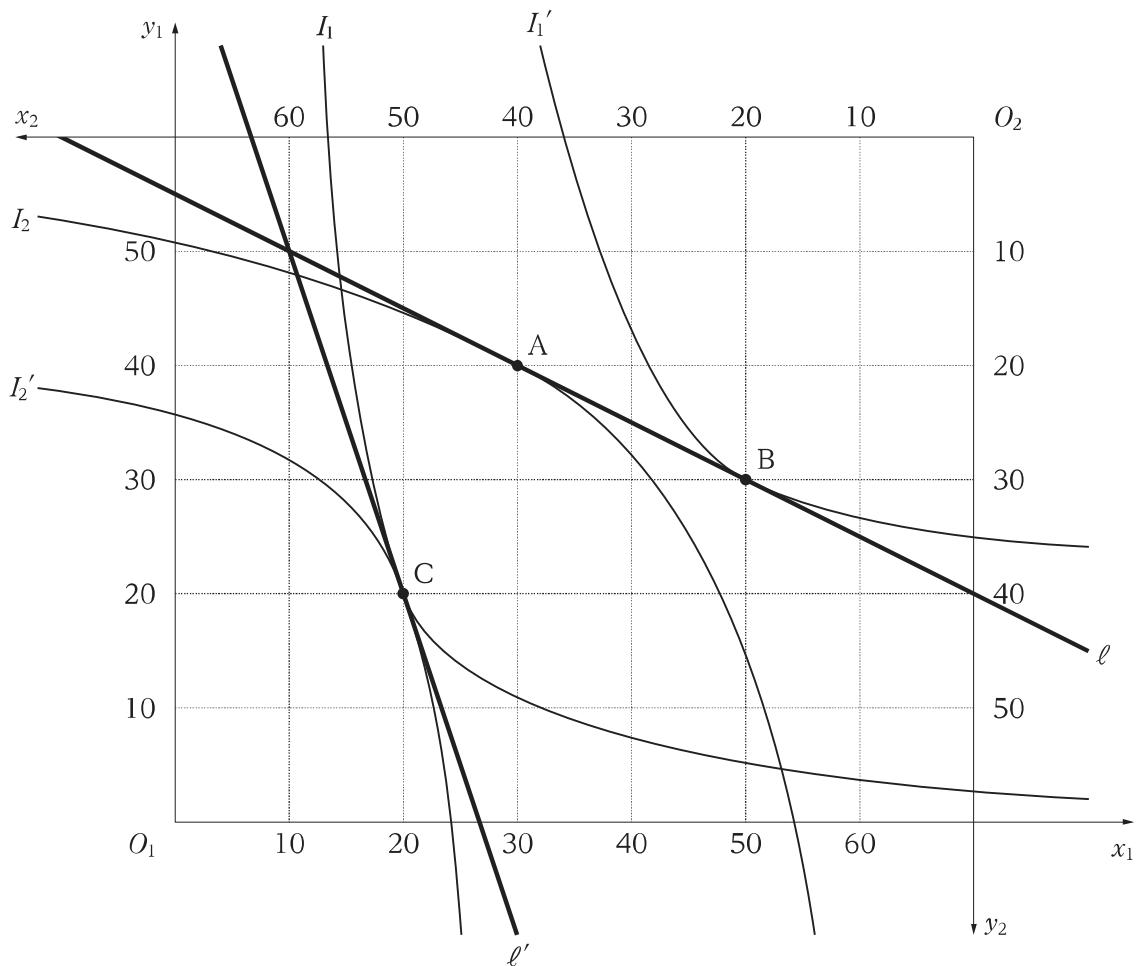
3. $y = \frac{(1 - \alpha)qx}{\alpha p}$

4. $y = \frac{\alpha qx}{(1 - \alpha)p}$

5. $y = \frac{\alpha q}{(1 - \alpha)px}$

[No. 48] 消費者1と消費者2の2人の合理的な消費者及びX財とY財の2種類の財から成る純粋交換経済を考える。消費者1によるX財の消費量を x_1 、Y財の消費量を y_1 、消費者2によるX財の消費量を x_2 、Y財の消費量を y_2 とし、図のようなエッジワース・ボックスを考える。

消費者1の初期保有はX財が10単位、Y財が50単位であり、消費者2の初期保有はX財が60単位、Y財が10単位である。また、消費者1の無差別曲線(I_1, I_1')、消費者2の無差別曲線(I_2, I_2')がそれぞれ細線で、初期保有点を通る予算制約線(ℓ, ℓ')がそれぞれ太線で示されている。この図では、点Aにおいて I_2 は ℓ に接しており、点Bにおいて I_1' は ℓ に接している。さらに、点Cにおいて ℓ' は I_1 と I_2' の共通の接線となっている。



このエッジワース・ボックスに関する以下の記述の(ア)～(ク)に入る語句又は数字の組合せとして最も妥当なのはどれか。

X財の価格が1でY財の価格が2の場合、消費者1は (ア) 財を (イ) 単位売って
(ウ) 財を (エ) 単位買おうとする。

X財の価格が3でY財の価格が1の場合、消費者2は (オ) 財を (カ) 単位売って
(キ) 財を (ク) 単位買おうとする。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
1.	X	5	Y	10	X	10	Y	30
2.	X	20	Y	10	Y	30	X	10
3.	Y	10	X	20	Y	30	X	10
4.	Y	20	X	40	X	10	Y	30
5.	Y	20	X	40	X	5	Y	15

【No. 49】 インフレーションやデフレーション等に関する記述ア～オの正誤の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- ア. 一時的であっても物価上昇がみられる状態をインフレーションと呼び、我が国では 1980 年以降、インフレーションの状況が続いている。
- イ. 天候不順による農産物の不作に伴って、加工食品の原材料が不足することに起因する物価上昇は、コストパッシュ・インフレーションと考えられる。
- ウ. 消費が予想を上回って好調であることから、生産が需要に追いつかず、様々な商品の価格が上昇することは、ディマンドプル・インフレーションと考えられる。
- エ. 繙続的に物価が下落する状態をデフレーションと呼ぶ。デフレーションは、不況期に需要が減少した際に発生する場合もあるが、技術革新などによる企業の生産性の向上によって、生産コストが下落した際に発生する場合もある。
- オ. インフレーションと不況が同時に生じている状態をスタグフレーションと呼び、我が国では、第 1 次石油ショック期に発生した。

ア	イ	ウ	エ	オ
1. 正	正	誤	誤	誤
2. 正	誤	誤	誤	正
3. 誤	正	正	誤	誤
4. 誤	正	正	正	正
5. 誤	誤	正	正	正

【No. 50】 財政理論に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 年金は、保険料負担と保険金給付の視点で鑑みると、主に確定給付型と確定拠出型に大別される。このうち確定拠出型とは、あらかじめ高齢期の1人当たり保険金を定める形で保険料負担を求める方式のことであり、加入者が途中で転職した場合には、それまでに拠出した保険料の実績を年金給付にそのまま反映することが困難であるという欠点が存在する。
- B. 財政の持続可能性に関する考え方の一つとして、「ドーマーの条件」がある。この条件によると、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利子率が経済成長率よりも高ければ、公債残高対GDP比が将来的に収束する結果として、財政破綻は回避できる。ただし、公債利子率が経済成長率より高い状態は、経済全体で動学的に非効率な状態である。
- C. 公共財の性質により、各人が対価を払わずに公共財を消費しようとする「フリーライダー問題」が生じる可能性が考えられるため、政府による公共財の供給が望ましいとされるケースが生まれる。公共財の最適供給が達成される条件としては、「各人にとっての公共財の限界便益の和」が「公共財の限界費用」に等しくなるという「サミュエルソンの公式」が知られている。
- D. サイモンズによって提唱された包括的所得税論に基づいた税制を実施すると、所得の源泉を区別することなく統一的な課税がなされることとなる。ただし、人々は所得を得た段階で課税されるだけでなく、その税引き後所得のうち貯蓄した分に付く利子等にも課税され、二重課税の問題が生じる。

1. A, B
2. A, B, D
3. A, C
4. B, C
5. C, D

【No. 51】 我が国の財政制度に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 繼続費とは、歳出予算の経費のうち、性質上又は予算成立後の事由によって年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、翌年度に繰り越して使用することができるものである。予算の単年度主義の例外であり、国会の議決は必要としないが、財務大臣の承認を要件とする。
- B. 特別会計の設置は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、認められている。令和3年度の特別会計の数は、13となっている。
- C. 法人税は、納税義務者と担税者が異なる間接税であり、各事業年度末の法人の所得を対象に累進的に課税される。また、事業年度末における資本金の額が1億円を超える法人に対しては、外形標準課税が導入されている。
- D. 国の歳出については、公債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならない旨が財政法第4条第1項に定められている。一方で、同項ただし書において、建設国債の発行は認められている。また、借換債の発行も可能であり、年度を超えた前倒し発行も認められている。
- E. 財政投融資は、国債の発行等で調達した資金を財源に、長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための政府による投融資活動である。財政投融資計画を構成する、財政融資・産業投資・政府保証が、それぞれ予算の各所に盛り込まれ、予算が国会の審議・議決を経ることにより、財政投融資計画は間接的に国会の議決に拘束される。

1. A, B
2. A, D
3. B, C, E
4. B, D, E
5. C, E

【No. 52】 我が国の財政事情に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 令和4年度の一般会計当初予算の規模は、社会保障関係費や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を上回っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すため、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、前年度に引き続き5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を計上している。
2. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、防衛関係費についてみると、防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や長期契約の活用等によって2兆円を超える効率化・合理化効果を実現した一方で、緊迫化する国際情勢を踏まえ、新たに南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー等の新領域の能力強化を図るための予算を計上したことから、前年度当初予算より大幅に増加し10兆円を超える規模となっている。
3. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、社会保障関係費についてみると、看護・介護・保育などの現場で働く職員の処遇改善を図るための診療報酬の改定や薬価の引上げの影響により、前年度当初予算と比較して5%以上増加し、初めて35兆円を超えている。また、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、6割を超える水準となっている。
4. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、法人税は、前年度当初予算と比較して減少したものの、消費税や所得税のほか、自動車重量税やいわゆるガソリン税に含まれる揮発油税による税収の増加から「その他」が増加したことに伴って、租税及び印紙収入の規模は前年度当初予算と同程度となっている。
5. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、公債金についてみると、予算の質の向上の観点から効率化・合理化を進めた結果、特例公債は前年度当初予算と比較して10兆円程度減少した。一方で、老朽化の進んでいる社会資本の維持管理・更新の費用を確保する理由から建設公債は増加しており、令和4年度の一般会計当初予算における公債依存度は40%を超える水準となっている。

【No. 53】 ある消費者は、所得 I の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = xy \quad \left. \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X 財の消費量}, y : \text{Y 財の消費量} \end{array} \right\}$$

この消費者の当初の所得 I は 2000 であり、X 財の価格は 100、Y 財の価格は 200 であった。

いま、次の二つの政策について考える。

政策 A : Y 財 20 単位と交換できる引換券を給付する政策

政策 B : 追加的に 4000 の所得を給付する政策

それぞれの政策を実施した場合の効用水準の変化に関する記述の組合せとして最も妥当なのはど
れか。

ただし、この消費者は政策 Aにおいて給付された引換券を確実に使用し、引換券は売却できない
ものとする。

政策 A

政策 B

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 250 だけ高い。 |
| 2. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 350 だけ高い。 |
| 3. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |
| 4. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 450 だけ高い。 |
| 5. 当初より 400 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |

【No. 54】 次のような閉鎖経済の IS-LM 分析のモデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 50 + 0.8Y$$

$$\text{投資関数: } I = 250 - 20r$$

$$\text{政府支出: } G = 100$$

$$\text{貨幣市場均衡条件: } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量: } M = 200$$

$$\text{実質貨幣需要関数: } L = 0.4Y - 20r$$

(Y : 国民所得、 r : 利子率、 P : 物価水準)

このモデルにおいて、政府支出 G が当初の水準から 60 増加すると、クラウディング・アウトが発生する。このクラウディング・アウトを相殺するために必要となる名目貨幣供給量 M の増加分として最も妥当なのはどれか。

ただし、物価水準 P は 1 とする。

1. 100
2. 120
3. 140
4. 160
5. 180

【No. 55】 ある財の市場の需要関数は以下のように与えられる。

$$D = 100 - P \quad (D: \text{財の需要量}, P: \text{財の価格})$$

また、この財は独占企業により生産されており、その費用関数は以下のように与えられる。

$$C = 2x + 49 \quad (C: \text{総費用}, x: \text{財の生産量})$$

いま、政府がこの独占企業に対して限界費用価格規制を行ったとする。このとき、独占企業に発生する赤字額として最も妥当なのはどれか。

1. 0
2. 49
3. 98
4. 196
5. 245

No. 56～No. 104 は選択Ⅱ(法律系)です。

このうち、No. 56～No. 86 は必須問題です。これらの問題については、全て解答してください。

No. 87～No. 104 は選択問題です。これらの問題から任意の 9 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

No. 56～No. 86 は必須問題です。これらの問題については、全て解答してください。
解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 56】 外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げてい るのはどれか。

- ア. 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条 約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係等に照らしながら、その政治的判断に よりこれを決定することができ、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民 を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解され、障害福祉年金の支給対象か ら在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事項と見るべきであり、憲法第 25 条に違反しない。
- イ. 外国人登録法が定める在留外国人を対象とする指紋押なつ制度は、同法の目的を達成するた めに制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定するこ ができる。また、その具体的な制度内容は、精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うものとまでは いえず、方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められる ので、このような指紋押なつ制度を定めた同法の規定は憲法第 13 条に違反しない。
- ウ. 地方公共団体の管理職の職務は広範多岐に及び、公権力を行使することなく、また、公の意 思に参画する蓋然性が少なく、地方公共団体の行う統治作用に関わる程度の弱い管理職も存在 することから、外国人を任用することが許されない管理職と許される管理職とを区別して任用 管理を行う必要があり、このような任用制度を構築することなく、日本国民である職員に限っ て管理職に昇進することができることとする措置をとることは、合理的な理由を欠き、憲法第 14 条第 1 項に違反する。
- エ. 台湾住民である旧軍人軍属が戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に定める国籍条項等の 規定によりそれらの適用から除外され、日本の国籍を有する旧軍人軍属と台湾住民である旧軍 人軍属との間に差別が生じていることは、当該国籍条項等が台湾住民である旧軍人軍属に対す る補償問題は日本国政府と中華民国政府の外交交渉による解決が予定されたことに基づいて設 けられたと解されること、その後、両国の外交関係の消滅によりその解決が事実上不可能と なったことに鑑みると、十分な合理的根拠を欠くものとして、憲法第 14 条第 1 項に違反する。
- オ. 外国人の在留の許否は国の裁量に委ねられ、我が国に在留する外国人は、憲法上我が国に在 留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているもので はない、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の 理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられている にすぎないものであり、したがって、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、このような 外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、在留の許 否を決する国の裁量を拘束するまでの保障が与えられているものと解することはできない。

1. ア、イ、エ
2. ア、イ、オ
3. ア、ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

[No. 57] 次の記述は、公務員の労働基本権に関する判例について時系列で記述したものである。

下線部(1)~(5)のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

公務員の労働基本権の制限について、当初、(1)最高裁判所は、公務員は全体の奉仕者であり、公共の福祉のために一定の制約を受けるが、公務員が行う業務はその性質に鑑みれば一般の勤労者が行う業務と同様の性質を有する場合も多いとして、公務員が一般の勤労者と異なった特別な扱いを受けることは不当であり、公務員の労働基本権を制限することは原則として認められないと判示した。

その後、(2)最高裁判所は、公務員の労働基本権の制限は、労働基本権を尊重し確保する必要と国民生活全体の利益を維持増進する必要とを比較衡量して、合理性の認められる必要最小限度のものにとどめなければならないこと、制限がやむを得ない場合には、これに見合う代償措置が講ぜられなければならないことなどを判示した。

また、争議行為を禁止し、そのあたり行為等を処罰の対象としている地方公務員法の合憲性が争われた事件において、(3)最高裁判所は、地方公務員の具体的な行為が禁止の対象たる争議行為に該当するかどうかは、争議行為を禁止することによって保護しようとする法益と、労働基本権を尊重し保障することによって実現しようとする法益との比較衡量により、両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要であるとした上で、あたり行為等の態様や違法性の程度のニュアンスを一切否定して一律にあたり行為等を刑事罰をもって臨む違法性があるものと断定することは許されないと判示した。

その後、国家公務員法の争議行為の禁止が問題となった事件において、(4)最高裁判所は、公務員法制が労働基本権の制約に見合う代償措置として、身分、任免、服務、給与その他に関する勤務条件についての詳細な規定を設け、更に準司法機関的性格を持つ人事院を設けていることなどを指摘した上で、公務員の争議行為やそのあたり行為等を禁止するのは、国民全体の共同利益の見地からするやむを得ない制約である旨判示した。

また、人事院勧告の実施の凍結に抗議して行われた争議行為に対する懲戒処分が争われた事件において、(5)最高裁判所は、適切な代償措置の存在は公務員の労働基本権の制約が違憲とされないための重要な条件であるから、人事院勧告の実施の凍結は極めて異例な事態であり、その実施を求めて行われた争議行為に対する処分は原則として懲戒権の濫用に当たると判示した。

1. (1)、(2)、(4)
2. (1)、(2)、(5)
3. (1)、(3)、(5)
4. (2)、(3)、(4)
5. (3)、(4)、(5)

【No. 58】 人身の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法第 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれる。
2. 憲法第 35 条第 1 項は、刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨であるため、対象となる手続が刑事責任追及を目的とするものでなければ、この規定の保障は及ばない。
3. 憲法第 37 条第 1 項は、個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合であっても、これに対処する具体的規定がない限り、審理を打ち切るという非常救済手段をとることを認めない趣旨の規定である。
4. 交通事故の際に事故の内容等を警察官に報告するよう命ずることは、刑事責任を問われるおそれのある事故の原因その他の事項についても報告義務のある「事故の内容」に含まれると解されるため、憲法第 38 条第 1 項にいう自己に不利益な供述の強要に該当する。
5. 憲法第 39 条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定しているところ、下級審における有罪判決に対し、検察官が上訴しより重い刑の判決を求めるることは、被告人を二重の危険にさらすものであり、したがって、同条に違反するものである。

【No. 59】 国会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。ただし、緊急集会において採られた措置は臨時のものであり、次の国会開会の後 10 日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。
- イ. 両議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。院内とは、議員による討議が行われる議場内のこととし、議場外の行為については、会議の運営に関連するものであったとしても、懲罰の対象とはならない。また、議員を除名するには、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の多数による議決が必要とされる。
- ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言がなされた場合に、国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認め得るような特別の事情があることを要するとするのが判例である。
- エ. 両議院の会議は、委員会も含めて公開が原則とされているが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。秘密会の記録については、原則として公表する必要はない。
- オ. 予算案の議決について、参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、参議院は当該予算案を否決したものとみなされ、両議院の協議会を開かなければならぬ。両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

[No. 60] 裁判官の身分保障に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 裁判官の懲戒権は、司法府の自主性を尊重して、裁判所自身に与えられており、行政機関がこれを行使することはできない。また、裁判官には、公の弾劾による罷免があることから、懲戒による免職はなく、停職のみが法定されている。
2. 最高裁判所の裁判官は、国民審査において投票者の多数が罷免を可とする場合及び公の弾劾による場合を除いて、罷免されることはない。
3. 裁判官が弾劾裁判所の裁判で罷免を宣告された場合に、これを不服とするときは、当該裁判官は宣告の取消しを求めて通常裁判所に出訴することができる。
4. 公の弾劾による裁判官の罷免事由は、職務執行に関するものに限られない。裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときは、職務外の私的な行為に関するものであっても、弾劾により罷免される。
5. 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受け、個々の裁判官が在任中に報酬を減額されることはない。また、法律で全裁判官の報酬を一律に減額することは、財政上の理由であっても、立法府による裁判官の独立の侵害となるため許されず、実際に減額された例もない。

【No. 61】 違憲審査権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 我が国の現行の制度の下では、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのが原則であるが、憲法裁判所が存在しないことから、法律命令等の合憲性に疑義が生じる場合には、具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性の判断を裁判所に求めることができる。
- イ. 本人以外の権利が侵害されていることを理由として、法律等の規定の合憲性を裁判で争うことはできないが、公職選挙法において未成年者や受刑者の選挙権が制限されていることについては、その影響がこれらの者の権利の侵害に限定されないため、これらの者以外の者が選挙権の制限に係る同法の規定の違憲を主張してこれを争うことができる。
- ウ. 国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民に係る最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査については、現行法上、審査権の行使を認める規定を欠いているが、国民審査の方法その他審査に関する事項の具体的決定は、原則として立法府である国会の裁量的権限に属するため、司法審査は及ばない。
- エ. 裁判所の裁判は、個々の事件について具体的処置をつけるものであるから、その本質は一種の処分であり、憲法第81条の「一切の法律、命令、規則又は処分」にいう「処分」に含まれ、終審として最高裁判所の違憲審査権に服する。
- オ. 国会議員の立法行為は、その性質上法的規制の対象になります、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、るべき立法行為を指定して具体的立法行為の適否を法的に評価することは、原則として許されない。また、ある法律が個人の具体的権利利益を侵害するものである場合、裁判所はその者の訴えに基づき当該法律の合憲性を判断するが、この判断は既に成立している法律の効力に関するものであり、法律の効力についての違憲審査がなされるからといって、当該法律の立法過程における国会議員の立法行為が当然に法的評価に親しむものとすることはできない。

1. ア、イ
2. イ、エ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 62】 財政に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当する全ての者に対し課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法第84条に規定する租税に当たるというべきであるところ、市町村が行う国民健康保険事業に要する経費の多くは公的資金によって賄われており、保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性は断ち切られていることから、国民健康保険の保険料には同条が直接適用されるとするのが判例である。
- イ. 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることが必要とされていることから、租税を創設し、改廃するのはもとより、納税義務者、課税標準、徴税の手続は全て法律に基づいて定められなければならないと同時に法律に基づいて定めるところに委せられているとするのが判例である。
- ウ. 普通地方公共団体は、その区域内における当該普通地方公共団体の役務の提供等を受ける個人又は法人に対して国とは別途に課税権の主体となることが憲法上予定されているものと解することはできず、租税の税目、課税客体、課税標準、税率等については、法律において定めなければならないから、普通地方公共団体が条例により課税することは憲法第84条に違反するとするのが判例である。
- エ. 会計年度が開始するときまでに当該会計年度の予算が成立しないことが明らかな場合、内閣は、暫定予算を作成し、これを国会に提出することができるとされ、前年度の予算を執行するとはされていない。暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは失効し、暫定予算に基づく支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づいてなされたものとみなされる。
- オ. 憲法第90条は、国の収入支出の決算とその検査報告を、会計検査院が翌年度に国会に提出しなければならないと規定している。国会で決算が否決された場合でも、決算の効力に影響はない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 63】 委任命令に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 農地法施行令が、自作農創設特別措置法による買収農地のうち、農地法に定める自作農の創設等の目的に供しないことが相当であるとの認定をすることができる土地を、買収後新たに生じた公用等の目的に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実なものに制限していることは、農地法に基づく売払制度の趣旨に沿った売払いの認定基準を定めたものであるから、これをもって法の委任の範囲を越えた無効のものということはできない。
- イ. 銃砲刀剣類所持等取締法の規定を受けて制定された銃砲刀剣類登録規則が、文化財的価値のある刀剣類の鑑定基準として、美術品として文化財的価値を有する日本刀に限る旨を定め、この基準に合致するもののみを我が国において文化財的価値を有するものとして登録の対象にすべきものとしたことは、同法の趣旨に沿う合理性を有する鑑定基準を定めたものというべきであるから、これをもって法の委任の趣旨を逸脱する無効のものということはできない。
- ウ. 児童扶養手当法の委任に基づき児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令が、母が婚姻によらずに懐胎した婚姻外懐胎児童を児童扶養手当の支給対象児童としながら、「(父から認知された児童を除く。)」との括弧書により父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の趣旨、目的に照らし、両者の間の均衡を欠き、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ず、当該括弧書は法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効である。
- エ. 地方自治法施行令が、公職選挙法の規定の準用により、公務員につき議員の解職請求代表者となることを禁止していることは、かかる委任の根拠規定である地方自治法が、議員の解職請求に係る投票手続のみならず、これと密接に関連する当該解職請求手続についても、公務員の職務遂行の中立性を確保し手続の適正を期する観点から公職選挙法の規定の準用を認めたものであるから、その委任の範囲内の適法かつ有効なものと解すべきである。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 64】 行政行為に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師会がある医師に人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行った後に、当該指定を存続させることが公益に適合しない状態が生じ、当該指定の撤回によって当該医師の被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる場合であっても、法令上その撤回について直接明文の規定がないときは、当該指定を撤回することはできない。
- イ. 原子炉の周辺に居住する住民が、当該原子炉の設置者に対しその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合であっても、当該住民が提起した当該原子炉の設置許可処分の無効確認の訴えは、適法である。
- ウ. 課税庁が行った課税処分に課税要件の根幹についての内容上の過誤があり、徵税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある場合には、当該処分は当然無効である。
- エ. 東京都建築安全条例所定の接道要件を満たしていない敷地上の建築物について、同条例に基づく安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために同条例所定の接道義務の違反があると主張することは許される。
- オ. 公立学校の学校施設の目的外使用を許可するか否かにつき管理者が行う判断の適否に関する司法審査は、その判断が管理者の裁量権の行使としてされたこと及び管理者がその判断において考慮すべきものとして選択した要素を前提とした上で、その判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、イ、オ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 65】 行政手続法に規定する聴聞に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 聴聞では、書面審理の原則をとりながら、当事者から申立てがあった場合には、主宰者は、申立人の所在その他の事情により困難と認められる場合を除き、申立人に口頭で聴聞に係る事件に関する意見を述べる機会を与えることなければならないこととされている。
- イ. 行政庁は、許認可等を取り消す不利益処分をしようとする場合や、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとする場合などには聴聞を実施しなければならないが、これらの場合以外であっても、行政庁が相当と認めるときは、裁量で聴聞を実施することができる。
- ウ. 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行るべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者及びそれ以外の利害関係人に対し、法所定の事項を書面により通知しなければならない。
- エ. 聴聞の通知を受けた当事者は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができるが、この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その閲覧を拒むことができる。
- オ. 主宰者は、当事者の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、出頭に代えて陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、その者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 66】 行政手続法に規定する意見公募手続等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 行政手続法は、命令等制定機関が命令等を定めるに当たっては、当該命令等が根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないという一般原則を明記している。この命令等には、政令のように閣議決定により定められるものも含まれるが、その場合の命令等制定機関は、内閣ではなく、当該命令等の立案をする各大臣である。
- イ. 意見公募手続を実施した結果、公示した案を同一性が失われるほど大幅に変更する必要が生じた場合であっても、行政手続法上、別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施することは予定されていないため、公示した案と変更した案の違いを明示して公表すれば足りる。
- ウ. 行政手続法は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるときは、これを実施することを求めていないが、当該命令等の制定前に意見公募手続を実施しなかった場合には、当該命令等の制定後に意見公募手続を実施しなければならないとしている。
- エ. 行政手続法は、地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、意見公募手続等に関する同法の規定を適用除外としているが、他方において、同法は、地方公共団体は、命令等を定める行為に関する手続について、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。
- オ. 行政手続法は、命令等制定機関が委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときであっても、当該命令等制定機関は、意思形成過程への国民の参加を十分に確保するため、自ら意見公募手続を実施しなければならないとしている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

【No. 67】 行政事件訴訟法の規定する行政事件訴訟に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 実質的当事者訴訟には、行政庁の訴訟参加、職権証拠調べ、拘束力、訴訟費用の裁判の効力の規定が準用されるほか、行政処分の無効を前提とする当事者訴訟における仮の救済を図るため、執行停止の規定が準用されている。

イ. 在外選挙制度が創設される前の公職選挙法が、在外日本人に衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙における選挙権の行使を認めていなかった点において違法であったことの確認を求める訴えは、同制度が創設された後についても、選挙権の性質とその重要性に鑑み、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。

ウ. 職務命令に基づく公的義務の不存在の確認の訴えは、法定抗告訴訟として当該職務命令の違反を理由としてされる蓋然性のある懲戒処分の差止めの訴えを適法に提起することができ、その本案において当該職務命令に基づく公的義務の存否が判断の対象となる以上、当該懲戒処分の予防を目的とする無名抗告訴訟としては、不適法である。

エ. 行政事件訴訟法の定める機関訴訟は、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟であるところ、沖縄県知事が国土交通大臣の是正の指示に従って公有水面の埋立承認取消処分の取消しをするか否かが争点となった国の関与に関する訴えはその一例であり、国の関与に対して、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、審査の申出や関与の取消しを求める訴えを提起しないときには、国の行政庁の側から、地方公共団体が是正の指示に従わず、埋立承認取消処分を取り消さないことにつき、不作為の違法確認を求めて出訴することはできない。

オ. 行政事件訴訟法の定める民衆訴訟は、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為のは是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものであるところ、その一例である地方自治法上の住民訴訟については、これに属する請求として、差止めの請求、行政処分の取消し又は無効確認の請求、怠る事実の違法確認の請求及び損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める義務付け請求が挙げられる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ

【No. 68】 取消訴訟の原告適格に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 鉄道の連続立体交差化に当たり付属街路を設置することを内容とする都市計画事業(A事業)は、鉄道の連続立体交差化を内容とする都市計画事業(B事業)に付属する事業であり、両事業は形式的には別個のものであるが実質的には一体のものとして取り扱うべきであるから、A事業の事業地の周辺に居住する住民は、A事業の事業地内の不動産の権利を有しなくても、B事業が実施されることにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けている場合には、A事業の認可の取消しを求める原告適格を有する。
- イ. 医療法の病院開設許可の要件を定める規定が、病院開設の許否の判断に当たり、当該病院の開設地の付近で医療施設を開設している者の利益を考慮することを予定していないことは明らかであり、また、同法が定める法の目的及び医師等の責務に関する規定からも、病院開設許可に関する同法の規定が当該者の利益を保護する趣旨を含むと解することはできないことなどからすると、当該病院の開設地の市又はその付近において医療施設を開設している医療法人は、同法に基づく当該病院の開設許可の取消しを求める原告適格を有しない。
- ウ. 自転車競技法に基づき同法施行規則が定めるいわゆる周辺環境調和基準は、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置が周辺環境と調和したものであることをその設置許可要件の一つとして定めるものであるが、同基準は、当該施設周辺の居住環境との調和を求める趣旨を含む規定であると解され、当該施設の周辺に居住する者等の具体的利益を個々人の個別的利益として保護する趣旨を読み取ることができるから、同法に基づく設置許可がされた当該施設の周辺において居住し又は事業を営む者は、同基準を根拠として当該施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有する。
- エ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、公衆衛生の向上を図るなどの公益的見地から産業廃棄物等処分業を規制するとともに、産業廃棄物の最終処分場からの有害な物質の排出に起因する大気や土壤の汚染等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解されるから、産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、当該最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壤の汚染等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等処分業の許可処分及び許可更新処分の取消しを求める原告適格を有する。

1. ア、ウ
2. イ、エ
3. ウ、エ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 69】 訴えの利益に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 生活保護受給権は一身専属的権利であるため、原告が死亡すると相続されないが、保護変更決定に起因して国に対する不当利得返還請求権が生ずる場合は、当該請求権の相続性は否定されない。そして、当該請求権を行使するためには、不服申立てに対する厚生大臣(当時)の変更決定を是認する裁決を取り消すことが当然の前提となるので、当該請求権を相続した者は、当該裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する。
- イ. 都市計画法上の開発許可に基づく開発行為により生じる掛け崩れ等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するが、その利益は一身専属的なものであり、相続の対象とならないので、その者が死亡した場合には、取消しを求める訴えの利益は失われる。
- ウ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の根底にある国家補償的配慮や健康管理手当の受給権が具体的な給付を求める権利であることを踏まえると、同法に基づく被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分の取消しを求める訴訟並びに同取消しに加えて被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当である。
- エ. 免職処分を受けた公務員が公職に立候補した場合、公職選挙法の規定によりその届出の日に当該公務員の職を辞したものとみなされるから、当該公務員は、仮に免職処分が取り消されたとしても、元の地位を回復することはできず、免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。
- オ. 免職された公務員が免職処分の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該免職処分の取消しによって回復される給料請求権等が相続の対象となり得ることから、当該公務員の相続人が当該訴訟を承継することが認められる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 70】 義務付けの訴え及び差止めの訴えに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 行政事件訴訟法第3条第6項第1号の義務付けの訴え(非申請型義務付け訴訟)は、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」に限り提起することができるとしており、第三者である私人に対して直接民事上の請求をすることが可能である場合には、これを提起することはできない。

イ. 行政事件訴訟法第3条第6項第2号の義務付けの訴え(申請型義務付け訴訟)について、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、併合提起された処分等に係る取消訴訟等についてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該取消訴訟等についてのみ終局判決をすることができます。

ウ. 差止めの訴えにおいて「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分により生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命じる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要する。

エ. 行政事件訴訟法の「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する」という規定は、義務付けの訴え及び差止めの訴えに準用され、これらの訴えに係る判決の効力は原則として第三者にも及ぶ。

オ. 仮の義務付けは、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるとき」に、裁判所が、申立てにより、決定をもって命じることができると、ここにいう「償うことのできない損害」とは金銭賠償が不可能な損害に限定されており、金銭賠償のみによる救済では社会通念上不合理と認められる場合であっても、仮の義務付けはすることができない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 71】 国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 公務員による一連の職務上の行為が全て同一の公共団体に属する公務員の職務上の行為によって組成され、その一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、その一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生じることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき行為者の属する公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、公共団体は、加害行為の不特定を理由として国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることはできない。
- イ. 公権力の行使に当たる公務員の職務行為を理由とする国家賠償の請求については、国又は公共団体が賠償の責めに任ずるのであって、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また、公務員個人もその責任を負うものではない。
- ウ. 公務員が客観的に職務執行の外形を備える行為をして、これによって他人に損害を加えた場合でも、その公務員が主観的には権限行使の意思を持っておらず、専ら自己の利を図る意図をもってその行為をしたものであるときは、その行為は国家賠償法第1条の職務執行には該当せず、国又は公共団体は損害賠償の責めを負わない。
- エ. 社会福祉法人が設置運営する児童養護施設において、本来都道府県の有する公的な権限を委譲されて行うこととなった養育監護行為の実施に当たって、当該施設の職員が故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合、当該施設の職員による養育監護行為は、国家賠償法第1条第1項の定める公権力の行使に当たる公務員の職務行為に該当しないため、都道府県は損害賠償の責めを負わない。
- オ. 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において違法性を判断すべきものであるが、規制権限の不行使と発生した損害との間に社会通念上相当な因果関係が認められるときは、国家賠償法第1条第1項の適用上違法となる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 72】 国家補償に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 予防接種によって後遺障害が発生した場合には、禁忌者を識別するために必要とされる予診が尽くされたが禁忌者に該当すると認められる事由を発見することができなかつたこと、被接種者が後遺障害を発生しやすい個人的素因を有していたこと等の特段の事情が認められない限り、被接種者は禁忌者に該当していたと推定するのが相当である。
- イ. 公害健康被害の補償等に関する法律は、障害補償費の支給が、公害による健康被害に係る損害の迅速な填補のためにされる趣旨のものであることを明らかにしており、そのような同法の仕組みに照らせば、障害補償費は、都道府県知事が公害の原因企業の負担すべき損害賠償を肩代わりして給付するものではなく、疾病にかかっていると認められる者に対して社会保障的な見地から給付するものであるため、障害補償費の請求者が、当該疾病による健康被害について、同企業に対し損害賠償請求を行い、判決が確定し、賠償金が全額支払われた場合であっても、請求者は損害賠償請求と同一の事由について満額の補償給付を受けることができる。
- ウ. 土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合に、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復を図ることを目的とするものであるところ、ある土地が都市計画事業のために収用される場合、同土地に当該事業のために建築制限が課せられているときは、損失補償額の算定に当たっては、同土地が建築制限を受けた土地であることを前提としてその評価をなす必要がある。
- エ. ため池の堤とうに農作物を植える等の行為を禁止する条例について、その目的はため池の破損、決かい等による災害を未然に防止することであって、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は、この目的のためにその財産権の行使をほとんど全面的に禁止されることになるが、そのような制約は、ため池の堤とうを使用し得る財産権を有する者が当然受忍しなければならない責務というべきものであって、憲法第29条第3項の損失補償を必要としない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 73】 国の行政組織等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 各省には、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する副大臣及び大臣政務官のほか、大臣の命を受け、企画及び立案並びに政務に関して大臣を補佐する大臣補佐官を必ず置かなければならない。
- イ. 国家行政組織法は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府及びデジタル庁以外のものの組織の基準を定めており、人事院や復興庁も同法の適用対象に含まれるが、内閣に対して独立の地位を有する会計検査院に対しては適用されない。
- ウ. 独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業であって、国が自ら主体となって実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを一定の自主性及び自律性を發揮しつつ執行することを目的として、独立行政法人通則法の規定により設立された法人であり、具体的には、中期目標管理法人、国立研究開発法人、国立大学法人、行政執行法人又は特殊法人として設立される。
- エ. 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、隨時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有するとするのが判例である。
- オ. 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に特命担当大臣を置くことができる。また、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、経済財政諮問会議等の重要政策に関する会議が内閣府に置かれている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 74】 公務員法に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 国家公務員法は、専ら憲法第73条第4号にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものであり、国会や裁判所の職員は対象外である。また、ある職が国家公務員の職に属するかどうかを決定する権限は、人事院にある。

イ. 国家公務員法・地方公務員法の規定が適用されるのは一般職のみであり、特別職については、基本的には個別法の定めるところによる。行政執行法人の役員及び職員は一般職の国家公務員とされ、国家公務員法の規定の適用を受ける。また、特定地方独立行政法人の役員及び職員は一般職の地方公務員とされ、地方公務員法の規定の適用を受ける。

ウ. 人事院又は人事委員会若しくは公平委員会が、停職処分を減給処分に修正した場合、修正裁決は、原処分を行った懲戒権者の懲戒権の発動に関する意思決定を承認し、これに基づく原処分の存在を前提とした上で、原処分の法律効果の内容を一定の限度のものに変更する効果を生ぜしめるにすぎないものであり、これにより、原処分は、当初から修正裁決による修正どおりの法律効果を伴う懲戒処分として存在していたものとみなされるので、申立人は、取消訴訟において、懲戒権者の行った懲戒処分(減給処分に修正されたもの)を原処分として争わなければならぬ。

エ. 公務員に対する不利益処分に係る審査請求の審査は人事院の所掌事務とされ、その審査の手続が対審構造の下で公開の審理が行われ司法手続に準じた攻撃防御が行われる審理構造になっていることから、準司法的機能を有している。そのため、人事院が行った裁決を不服として訴訟が提起される場合には、審級省略が認められ、新証拠の提出制限や実質的証拠法則も法定されている。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 75】 詐欺又は強迫による意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aが、Bの強迫により、A所有の甲土地をBに売却し、その直後にBが甲土地をCに転売し、それぞれ所有権移転登記がなされた場合、CがBの強迫の事実につき善意・無過失であったときは、Aは、Cに対し、強迫を理由とするA B間の売買契約の取消しを対抗することができない。

イ. Bが贋作の絵画甲を所有していたところ、Cが、Aに対し、甲が真作である旨欺罔し、Aは、甲を真作であると誤信してBから購入した。この場合において、BがCの詐欺の事実につき善意・有過失であったときは、Aは、Cの詐欺を理由としてBとの売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記がなされたところ、Aは、詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消したが、その後、Bが甲土地をその登記がB名義のままであることを奇貨としてCに売却した場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Cは、登記を備えなくとも甲土地の所有権の取得をAに対抗することができる。

エ. A及びBがCに対する連帶債務を負っていたところ、AがCの詐欺によりCに代物弁済をした後、詐欺を理由として代物弁済を取り消した場合、BがCの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Bは、Cに対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができる。

オ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記を経た後、Bの債権者であるCが甲土地上に抵当権の設定を受けた場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であっても、Aは、Bに対し、Bの詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 76】 取得時効に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 10年の取得時効を援用するためには、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有し、その占有の開始のときに善意・無過失であることが必要であるが、これらの要件は全て推定され、推定を覆そうとする相手方が、占有者に所有の意思がなかったことや過失があったことなどの立証責任を負う。

イ. 占有者が物を占有中、真の所有者であれば通常とらない態度を示し、又は当然とるべき行動に出なかったなど、外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思がなかったと解される事情があるときは、占有者の所有の意思は否定される。例えば、占有者が長期間にわたって所有権移転登記手続を求めなかつたことや、固定資産税を負担しなかつたことは、真の所有者として異常な態度であり、そのことのみをもって所有の意思はなかったと認められる。

ウ. Bは、無権原であることを知りながら、Aの所有する甲土地に建物を建てて居住していたが、甲土地の占有開始から7年後に死亡した。その数か月後、Bの相続人である息子Cが当該建物に引っ越してきて甲土地の占有を開始し、さらに12年が経過した。Aが、Cに対して甲土地の明渡しを求めた場合、Cが甲土地の占有開始時点で善意・無過失であったときは、Cは自己の占有のみを主張して10年の取得時効を援用することができる。

エ. Bは、Aの所有する甲土地を善意・無過失で占有し、10年が経過したが、甲土地の登記名義はAのままとなっていた。その後、Cが、Aから甲土地を譲り受け、直ちに所有権移転登記を備えた。Bは、原則として甲土地の所有権をCに対抗することができないが、時効期間の起算点を変更することで、Cが時効完成後の第三者に当たらないと主張する余地があり、この場合には、Bは登記なくして甲土地の所有権をCに対抗することができる。

オ. Cが所有する甲土地をAが時効取得し、その取得時効完成後にBがCから甲土地を譲り受けた所有権移転登記を備えた場合において、Bが、甲土地の譲渡を受けた時点で、Aが多年にわたり甲土地を占有している事実を認識しており、Aの登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められるときは、Aは、取得時効を援用し、登記なくして甲土地の所有権をBに対抗することができる。

1. ア、エ
2. イ、ウ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ

【No. 77】 民法上の催告に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 被保佐人が法律行為をした場合におけるその相手方は、被保佐人に対して、1か月以上の期間を定めて、その期間内に取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるが、被保佐人がその期間内に確答を発しないときは、その行為は取り消したものとみなされる。
2. 無権代理行為がなされた場合、その相手方は、本人に対して、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、その無権代理行為を追認したものとみなされる。
3. 債権者が保証人に対して債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができ、これを催告の抗弁という。委託を受けた保証人でも、委託を受けない保証人でも、同様に催告の抗弁権を有するが、連帯保証人や物上保証人には催告の抗弁権はない。また、保証人が催告の抗弁権を行使したにもかかわらず、債権者が催告を怠ったために主たる債務者から全部の弁済を得られなかったときは、保証人は、債権者が直ちに催告をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れる。
4. 契約当事者が相手方の債務不履行を理由に契約を解除する場合、催告をした上で解除することを原則とするが、無催告で解除することができる場合がある。民法の条文上、「債務の全部の履行が不能であるとき」という場合だけではなく、「債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき」という場合も、無催告でその契約を解除することができる。さらに、条文上、「債務の一部の履行が不能」である場合であっても、その債務の不履行が「軽微」でないことを要件として、無催告でその契約を解除することが認められている。
5. 債権者が債務者に対して履行の催告をしたとしても、それだけで新たに時効の進行が始まるわけではないが、催告の時から6か月を経過するまでの間は、債権の消滅時効は完成しない。また、催告によって時効の完成が猶予されている間に、再度、債権者が債務者に対して履行の催告を行うと、再度の催告の時から6か月を経過するまでの間は、消滅時効は完成しない。

【No. 78】 地役権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 地役権は、一定の目的に従って他人の土地を地役権者の土地の便益のために利用する権利であり、便益を受ける土地を要役地、便益に供される土地を承役地という。両者は隣接している必要なく、要役地に隣接しない土地を承役地として地役権を設定することができる。
2. 地役権は要役地の所有者に承役地を排他的に使用させる権利であるから、同一の承役地上に複数の地役権を設定することはできない。
3. 地役権は、要役地の所有者と承役地の所有者との間の設定行為により成立するほか、時効によっても取得し得るが、相続や遺言によって取得することはできない。
4. 地役権は、要役地から分離して譲渡することができないが、要役地の所有権が譲渡された場合、要役地の所有権の移転に伴う地役権の移転は、所有権の移転登記に加えて地役権の移転登記がなければ、第三者に対抗することができない。
5. 地役権は物権であり、その侵害に対しては物権的請求権の行使が認められるから、要役地の所有者は、承役地を不法に占有する者に対し、当然に、その引渡請求をすることができる。

【No. 79】 留置権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、自己所有の建物甲をBに売却する旨の契約を締結し、甲を引き渡したが、その後、錯誤を理由に当該契約を取り消した。Aが甲の明渡しを求めてBを訴えたのに対し、Bは、既払代金の返還請求権を被担保債権として、甲について留置権が成立している旨を主張して争った。Bの主張が認められる場合、裁判所は、Aの請求を全部棄却する判決をしなければならない。
2. Aが、Bに対して有する100万円の金銭債権を被担保債権として、B所有の絵画5点(各20万円相当)について留置権を有している場合、Bが、当該被担保債権100万円のうち30万円をAに弁済したときは、Aは、留置権の目的物である絵画5点のうち、少なくとも1点をBに返還する義務を負う。
3. Aは、自己所有の不動産甲をBに譲渡して引渡しを済ませたが、所有権移転登記がなされないうちに、Cにも甲を譲渡し、C名義の所有権移転登記がなされた。CがBに対して甲の明渡しを求めた場合、Bは、Aに対する債務不履行に基づく損害賠償請求権を被担保債権として、甲について留置権を行使することができる。
4. Aは自己所有の建物甲をBに賃貸した。Bは、賃貸借契約期間中に、甲について必要費を支出したが、AがBに必要費を償還しないまま賃貸借契約が終了した。この場合、Bは、原則として、賃貸借契約終了後も、必要費の償還請求権を被担保債権として、Aの承諾を得ることなく引き続き甲に居住し続けて、留置権を行使することができる。
5. 留置権者Aが、裁判上で留置権の抗弁を主張する際に、その基礎として被担保債権の存在を主張し、結果としてその裁判でAの留置権の主張が認められた場合、被担保債権について時効の更新の効力が生じる。

【No. 80】 債権譲渡に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. Aは、AのB銀行に対する譲渡制限特約付きの預金債権を、同特約につき悪意のCに譲渡した。この場合、A C間の債権譲渡は有効であるが、B銀行は、Cに対し、債務の履行を拒絶することができる。
- イ. Aは、AのBに対する譲渡制限特約付きの債権を、同特約につき悪意のCに譲渡した。その後、Cの債権者であるDが、当該債権に対して強制執行を行い、これを差し押された上、取立権限を得てBに債務の履行を請求した場合、Bは、Dに対し、債務の履行を拒絶することができる。
- ウ. Aは、AのBに対する譲渡制限特約付きの金銭債権を、同特約につき善意・無重過失のCに譲渡した。この場合、譲渡制限特約付きの債権の譲渡は有効であり、Cが債権者となり、Bにとって債権者を確知できないとはいえないで、Bは金銭債権全額に相当する金額を供託することはできない。
- エ. Aは、AのBに対する譲渡制限特約付きの金銭債権を、同特約につき悪意のCに譲渡し、Aがその旨をBに通知した後、BがAに対する反対債権を取得した。その後、CがBに対し、相当の期間を定めてAへの履行の催告をし、相当期間を経過した場合、BはAに対する反対債権による相殺をもってCに対抗することができない。
- オ. Aは、将来発生する予定のAのBに対する売買代金債権をCに譲渡した。その後、Cが債権譲渡の対抗要件を具備する前に、AがBとの間で当該債権に譲渡制限特約を付した場合、Bは、Cに対し、譲渡制限特約の存在を理由として、債務の履行を拒絶することができる。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、エ

【No. 81】 次の教授と学生の対話における学生の発言 ア ~ オ のうち、「Bが善意かつ無過失であった場合、民法第478条の適用(又は類推適用)があり、Bは保護されます。」という発言が当てはまるものとして、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。また、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律については考えなくてよい。

教 授：BがAに対して債務を負っていたところ、Bがその債務を、受領権限を持たないCに弁済したらどうなりますか。

学 生：原則的に、弁済は無効(弁済の効力は生じない)となります。

教 授：それではBに二重弁済の危険が生じてしましますね。では、例外的に弁済が有効となり、Bが保護される場合はありますか。

学 生：あります。CがAのBに対して有する債権について弁済受領権限を有するかのような外観を備えていて、そのようなCにBが善意かつ無過失で弁済をした場合です。

教 授：そうですね。民法第478条にそのような内容の規定があります。では、この規定は具体的にどのような場面で用いられるか考えてみましょう。例えば、Cが無効な債権譲渡の譲受人であった場合はどうですか。つまり、AがBに対する債権をCに譲渡し、そのことをAがBに確定日付ある証書によって通知したので、BがCに弁済したけれど、実はAC間の債権譲渡契約は無効だったという場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：ア

教 授：では、Cが詐称代理人の場合はどうでしょうか。Cが権限を有しないにもかかわらず、偽造した委任状を持参した上で、Aの代理人と称してBに弁済を求め、Bがそれに応じてしまった場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：イ

教 授：では、定期預金の期限前払戻しの場合はどうでしょうか。AがBに対して有する債権が定期預金債権で、CがAになりますし、無権限でその定期預金を期限前に解約して弁済を受領することをBに申し入れ、Bがそれに応じてしまった場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：ウ

教 授：では、預金担保貸付の場合はどうでしょうか。AがBに対して預金債権を有していたところ、CがAになりますし、無権限でBから当該預金を担保にお金を借り、後に返済がないので、Bが貸付債権と預金の払戻債務を相殺する場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：エ

教 授：では、保険契約者貸付の場合はどうでしょうか。AがBと締結している保険契約に、保険契約者貸付(解約返戻金のうち一定の範囲内で借入れができること、そして、保険契約が消

滅したら、保険者が支払うべき金額から貸付金の元利金が差し引かれるということ)の合意があり、無権限のCが、偽造した委任状を持参した上で、Aの代理人と称してBから保険契約者貸付を受けた場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：オ

1. ア、イ
2. ア、ウ、エ
3. イ、エ、オ
4. ウ、エ、オ
5. ア、イ、ウ、エ、オ

【No. 82】 売買契約における手付に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. A B 間の売買契約締結前の交渉段階で、買入れを希望する B が、売買についての優先交渉権を取得するために、A に対して申込証拠金を交付した場合、この申込証拠金は、手付としての性質を有しない。
- イ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 10 万円が支払われた場合、B は、手付金 10 万円を放棄することによって契約の解除をすることができ、解除によって A に損害が発生したとしても、手付金の放棄とは別に、A に対してその損害を賠償する義務を負わない。
- ウ. 売買契約が締結され、その際に交付された手付の趣旨が明確にされていないときは、損害賠償額の予定としての違約手付の趣旨で交付されたものと解釈される。
- エ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 30 万円が支払われた場合、B は、手付金 30 万円を放棄することによって自由に契約の解除をすることができるが、A B のいずれかが履行に着手した後は、もはや手付による解除することはできない。
- オ. 違約手付は契約の拘束力を強める手付であるのに対し、解約手付は契約の拘束力を弱める手付であるため、趣旨が相反している。そのため、売買契約において、「契約当事者の一方が自らの債務につき不履行をしたときは、買主は手付を没収され、売主は倍額を返還する」という内容の約定があった場合、その約定は専ら損害賠償額の予定としての違約手付と捉えるべきであり、その約定に解約手付の趣旨も併せて含まれていると解することはできない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 83】 請負に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. マンション建築工事請負契約において、耐震性の面でより安全性の高い建物にするため、主柱について太い鉄骨を使用することが特に約定され、これが契約の重要な内容になっていたにもかかわらず、請負人が、注文者に無断で、当該約定に反し、主柱工事につき約定の太さの鉄骨を使用しなかった場合、実際に使用された細い鉄骨が、構造計算上、居住用建物として安全性に問題のないものであったとしても、当該工事には、契約不適合があるといえる。
- イ. 請負人の報酬債権に対し、注文者がこれと同時履行の関係にある目的物の追完に代わる損害賠償債権を自働債権とする相殺の意思表示をした場合、注文者は、請負人に対する相殺後の報酬残債務について、原則として、相殺適状になった日の翌日から履行遅滞による責任を負う。
- ウ. 請負が仕事の完成前に解除された場合、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分は仕事の完成とみなされ、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。
- エ. 建物建築工事請負契約において、注文者と元請負人との間に、契約が中途で解除された際の出来形部分の所有権は注文者に帰属する旨の約定がある場合、当該契約が中途で解除されたときは、元請負人から一括して当該工事を請け負っていた下請負人は当該約定に拘束されないため、下請負人が自ら材料を提供して築造した出来形部分の所有権は、当該約定にかかわらず、原則として下請負人に帰属する。
- オ. 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、仕事を完成した後でも契約の解除をすることができ、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 84】 不法行為の成立要件に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師が適切な問診を尽くさなかったため、予防接種の接種対象者の疾病等を認識することができず、禁忌すべき者の識別判断を誤って予防接種を実施し、予防接種の異常な副反応により接種対象者が死亡した場合、当該医師は接種に際しその結果を予見し得たものであるのに過誤により予見しなかったものと推定される。
- イ. Aの配偶者Bと第三者Cとが肉体関係を持った場合、A B間の婚姻関係がその当時既に破綻しているときであっても、Cは、原則として、Aの婚姻共同生活の平和の維持という権利を侵害したとみなされ、Aに対して、不法行為責任を負う。
- ウ. 疾病のために死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、当該医師の過失により当時の医療水準にかなったものではなかった場合、当該医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなくても、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されれば、当該医師は不法行為責任を負う。
- エ. 責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があることから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって子がたまたま人身に損害を生じさせた場合であっても、特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとして、当該親権者は不法行為責任を負う。
- オ. 民法第715条の使用者責任が成立するためには、被用者の不法行為が使用者の事業の執行について行われたことが必要であるところ、被用者の行った取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合には、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、相手方がそのことを知りながら当該取引を行い損害が生じたと認められるときであっても、原則として当該使用者は同条の使用者責任を負う。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 85】 婚姻の要件に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. AとBが婚姻関係にある間に、Bが死亡した。この場合、Aは、死亡したBの兄弟姉妹と婚姻することはできるが、Bの親と婚姻をすることはできない。ただし、Aが姻族関係終了の意思表示をして姻族関係が終了した後であれば、Bの親との婚姻も可能となる。
2. 婚姻は、届出によってその効力を生ずるが、届出は、当事者双方のみが署名した書面による方法のほか、口頭の方法でもすることができる。口頭の方法の場合は、当事者双方のほかに、3人以上の成年の証人が必要となり、その全員が出頭しなければならない。
3. 優生学上の観点から、一定の親族間での婚姻が禁止されている。具体的には、おじやおばとの婚姻は認められず、いとことの婚姻も認められない。
4. AとBは、事実上の夫婦関係にあり、婚姻意思を有していた。AとBは、その意思に基づいて婚姻届を作成したが、その後、婚姻届の受理時にはAが意識を喪失していた。この場合、原則として婚姻は無効となる。
5. 後見開始の審判を受けて成年被後見人となった者であっても、同人の意思能力が回復している状態であれば、成年後見人の同意を得ずに婚姻をすることができる。

【No. 86】 次の事例におけるB、D、Eそれぞれの相続額として最も妥当なのはどれか。

令和5年3月1日、Aは死亡し、その相続財産は9,000万円であった。

Aには、配偶者Bと、Bとの間の子Cがあり、Cには子Dがいる。Aは、生前、Cから度重なる虐待を受けたため、Cの廃除を家庭裁判所に請求し、廃除の審判が確定していた。また、Aには、Bと婚姻する前に交際していた者との間に子Eがあり、Aは、Eが生まれた直後にEを認知していだが、Cに対する廃除の審判が確定した直後に、Eと養子縁組をしていた。

	B	D	E
1.	4,500万円	0円	4,500万円
2.	4,500万円	2,250万円	2,250万円
3.	4,500万円	1,500万円	3,000万円
4.	6,000万円	1,500万円	1,500万円
5.	6,000万円	0円	3,000万円

これ以下は選択問題です。

No. 87～No. 104 の 18 題から任意の 9 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

[No. 87] 株式に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 株式会社は、株式の併合をすることができるが、公開会社においては、株式の併合の効力発生日における発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない。

イ. 株式譲受人から名義書換請求があった場合に、会社が正当な事由なく名義書換請求を拒絶したときは、会社は株主名簿の名義書換がないことを理由として株式の譲渡を否認し得ないが、会社が過失により名義書換をしなかったときは、株式譲受人は株式の譲渡を会社に対抗することができない。

ウ. 振替株式発行会社について、振替機関からなされた直近の総株主通知に基づき株主名簿に記載されている者が、次の総株主通知がなされるまでの間に、少数株主権等を行使するに当たっては、たとえ当該会社から株主資格を争われていたとしても、会社に対して個別株主通知をする必要はない。

エ. 非上場会社が株主以外の者に対して新株を発行するに当たり、客観的資料に基づき一応合理的な算定方法によって発行価額を決定していた場合でも、当該価額が「特に有利な金額」であるか否かを裁判所が事後的に判断するに当たっては、他の評価手法を用いるなどして改めて株価の算定を行った上で、その算定結果と現実の発行価額とを比較するのが相当である。

オ. 公開会社の代表取締役が新株を発行した場合は、当該新株が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な金額で発行されたものであっても、当該新株発行は無効とはならない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 88】 株主総会に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 議決権行使の代理人を株主に限る旨の定款の規定は、株主は代理人によってその議決権を行
使することができるという会社法の規定に反し、無効である。
- イ. 株主総会の招集手続に瑕疵がある場合、株主は、その瑕疵が自己に対する招集手続における
ものでなければ、当該株主総会の決議の取消しの訴えを提起することはできない。
- ウ. 株主総会決議の日から3か月の提訴期間内に当該決議の取消しの訴えを提起した場合で
あっても、提訴期間を経過した後に新たな取消事由を追加主張することはできない。
- エ. 一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはない
し、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、取締役の解
任議案を否決する株主総会決議の取消しを請求する訴えは、不適法であり認められない。
- オ. 取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議
によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは無効である。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 89】 監査役及び監査役会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 監査役は、取締役の職務執行を監査する機関であり、会社法の規定に基づき監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた場合を除いて、会計監査を含めた業務監査を行う。また、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の大会社で公開会社である会社は、監査役会を置かなければならない。
- イ. 監査役の業務監査は、監査役の責任が過重となることを防ぎ、会社の円滑な業務執行が妨げられないようにするため、取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの監査に限られ、取締役の職務執行に著しく不当な点がある場合であっても、その点について、監査役の監査権限は及ばない。
- ウ. 監査役は、いつでも、会社の取締役・会計参与・支配人その他の使用人に対して、事業の報告を求め、又は自ら会社の業務及び財産の状況の調査をする権限を有するが、子会社に対しては、法人格が別である以上、監査役の職務を行うため必要があるときであっても、その事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況の調査をすることができない。
- エ. 監査役の報酬について、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定めることとされている。また、監査役が2人以上ある場合において、各監査役の報酬について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、各監査役の報酬は、定款又は株主総会の決議で定められた総額の範囲内で、監査役の協議によって定めることとされている。
- オ. 監査役会の招集権は各監査役にあるが、監査役会の招集権者たる監査役を定款又は監査役会で定めたときは、その監査役のみが監査役会を招集することができる。また、監査役会の決議は、議決に加わることができる監査役の過半数が出席し、かつ、出席した監査役の過半数をもって行うこととされている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 90】 違法性に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 報道機関の国政に関する取材行為は、公務員の守秘義務と対立拮抗し、時として誘導・唆誘的性質を伴うものであるものの、憲法第21条の精神に照らし十分尊重されなければならない。したがって、新聞記者Aが、真に報道と取材の目的に基づき、当初から機密文書を入手するための手段として利用する意図で、公務員Bと肉体関係を結び、BがAの依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乘じて、Bに対し、機密文書を持ち出して秘密を自己に漏示するよう唆したとしても、Aのこのような取材行為は、刑法第35条の正当な業務行為に当たり、違法性が阻却されるとするのが判例である。
- イ. 50歳の男性Aは、12歳の少年Bから拳で複数回殴られた上、所持していた財布を持ち去られそうになったことから、財布を持ち去られまいと、落ちていた石膏ブロックをB目掛けて投げ付け、Bに全治2か月の骨折を負わせた。この場合、Bは刑事未成年であり、責任能力がないので、Bの行為は不正の侵害には当たらないから、Aには、正当防衛又は過剰防衛は成立せず、緊急避難又は過剰避難が成立し得るのみである。
- ウ. Aが、Bから拳銃を頭に突き付けられて「目の前にいるCを殺せ。さもないとおまえを殺す。」と脅迫され、これに応じてCを殺そうとしたAの行為が緊急避難に当たる場合、緊急避難の法的性質について、他人の法益保護のための緊急避難が認められていることを重視する見解によれば、CがAに反撃しても正当防衛は成立せず、また、併せて、共犯が成立するには正犯が違法であることまでを要するとする見解によれば、BにはCに対する殺人(未遂)罪の共犯は成立しない。
- エ. A所有の大型犬X(時価150万円)が、A宅から盗み出された後に逃走し、山中で猟をしていたB所有の猟犬Y(時価10万円)に襲いかかろうとしたため、Bは、Yを守ろうとしてとっさにやむを得ず所持していた猟銃でXを射殺した。この場合、財産的法益の均衡の有無を客観的価値により判断することとすれば、Bの行為は緊急避難には当たらないが、過剰避難として、情状により、その刑を減輕することだけでなく、免除することもできる。
- オ. Aが気管支ぜん息の発作を起こして昏睡状態に陥って入院し、主治医Bにより、呼吸確保のために気管内チューブを挿入された。その2週間後、Aの回復可能性や余命の判断に必要な検査が実施されていない段階ではあったが、昏睡状態が続いたことからAの回復を諦めたAの家族から、Aの気管内チューブを抜管して治療を中止するよう強い要請があった場合には、Bがその要請に応じてAの気管内チューブを抜管したとしても、Bの抜管行為は、法律上許容される治療中止に当たるとするのが判例である。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 91】 共同正犯に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. A及びBは、共謀の上、甲に対し、顔面を拳で複数回殴り、右手を石で殴るなどの暴行を加え、甲に右手親指骨折の傷害を負わせた。たまたま、暴行現場を通りかかったCは、甲がA及びBの暴行により抵抗や逃亡が困難となっている状態を利用して更に暴行を加えようと考え、A及びBと共に甲の頭部及び背部を角材で複数回殴る暴行を加え、頭部及び背部打撲の傷害を負わせた。この場合、Cには、甲の右手親指骨折の傷害についても、A及びBとの共同正犯が成立する。

イ. Aは、甲から現金をだまし取ろうと考え、甲に電話をかけて虚偽の事実を告げて現金100万円をAが管理する空き室に送付するよう申し向けたが、甲は、送付前にAの電話が詐欺であることに気付いて警察に通報し、警察の指導の下、現金が入っていない荷物を当該空き室に送付した。Bは、甲による通報後に、Aとの間で当該詐欺の共謀を遂げ、甲が警察に通報した事実を認識せずに、当該空き室において、甲から送付された当該荷物を受け取った。この場合、Bには詐欺未遂罪の共同正犯が成立する。

ウ. A及びBは、飲食店で口論となった甲に制裁を加える目的で、甲をB方に連行した上、両名で、甲の顔面、背部等を竹刀や木刀で複数回殴るなどの暴行を加えた(第1暴行)。その後、Aは、「俺は帰る。」と言っただけで、現場をそのままにして立ち去った。Bは、Aが立ち去った後、再び、甲の顔面を木刀で突くなどの暴行を加え(第2暴行)、甲は死亡した。この場合、甲の死因がBの第2暴行によって生じたと認められるときでも、Aには傷害致死罪の共同正犯が成立する。

エ. Aは、B、C及びDと共に、甲方への住居侵入・強盗を計画し、犯行前日に甲方付近の下見を行い、4人の間で、Bを見張り役とし、C及びDが先に甲方に侵入し、内部から入口の鍵を開けて侵入口を確保した上で、待機しているAも甲方に侵入し、共に強盗に及ぶという共謀を遂げた。犯行当日、C及びDが計画どおり甲方に侵入した後、強盗に着手する前に、Bは、付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚を恐れ、C及びDに対し、電話で「人が集まっている。早くやめて出てきた方がいい。」「先に帰る。」と一方的に告げ、Aが待機する車に乗り込み、甲方に侵入することなく、Aと共に現場付近から立ち去った。C及びDは、A及びBが立ち去ったことを認識したが、甲方において強盗を遂げた。この場合、Aには、住居侵入罪の共同正犯が成立するが、強盗罪の共同正犯は成立しない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 92】 名誉毀損罪に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げて いるのはどれか。

- ア. 名誉毀損罪が成立するためには、「人の名誉を毀損した」(刑法第230条第1項)ことが必要 であるが、同罪の保護法益である人の外部的名誉が具体的に侵害されたことまでは要しない。
- イ. 刑法第230条第1項の「公然と」とは、掲示された事実を不特定又は多数の人が認識し得る 状態をいうが、掲示の直接の相手方が特定かつ少数の人であっても、その者を通じて不特定 又は多数の人に伝播する可能性があれば公然性が認められ得る。
- ウ. 月刊誌の編集者であるAは、多数の信徒を有する宗教団体の会長Bにつき、「Bは、自分と 関係のあった女性を議員として国会に送り込んでいる」旨の記事を月刊誌に掲載して頒布した。 同記事は、一宗教団体内部におけるBの私的な行状を内容とするものにすぎず、かかるBの行 状は、刑法第230条の2第1項の「公共の利害に関する事実」には該当し得ない。
- エ. 刑法第230条の2の「真実であることの証明」に失敗した場合でも、行為者がその事実を真 実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし、相当の理由があ るときは、同法第35条の正当行為として違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立しない。
- オ. インターネットの個人利用者による表現行為については、被害者が加害者に対してインター ネット上で反論することが容易であることや発信された情報の信頼性が一般的に低いと受け止 められていることから、確実な資料、根拠に照らして相当の理由がなかったとしても、イン ターネット上で情報を発信する際に個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行った 上で事実を真実であると誤信した場合には、名誉毀損罪は成立しない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. ウ、エ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、オ

【No. 93】 ハラスメントに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 男性職員Aが男性職員Bの性的情報に関する噂を流布する行為は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)上のセクシュアル・ハラスメントには該当しないから、噂を流布されたBは、都道府県労働局長に対して、同法に基づいて紛争調整委員会による調停を申請することはできず、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、同委員会によるあっせんを申請することができるにとどまる。
- イ. 管理職員Aが部下職員Bに対して1年余りにわたり強い嫌悪感等を与えるセクシュアル・ハラスメントを繰り返していたことに基づく、Aに対する懲戒処分の有効性を判断するに当たって、AがBから明白な拒否の姿勢を示されていなかったという事情は、Aに有利な事情として考慮することが相当であるとするのが判例である。
- ウ. ハラスメントをめぐる紛争のうち、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関しては、都道府県労働局長が、紛争当事者の双方又は一方に対して必要な助言、指導又は勧告をすることはできるが、紛争調整委員会に調停をさせることはできない。
- エ. 労働基準法上、使用者は、妊娠中の女性職員が請求した場合には、その業務を他の軽易な業務に転換させなければならないところ、かかる妊娠中の軽易な業務への転換を契機としてなされた降格措置は、原則として、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止した強行法規たる男女雇用機会均等法第9条第3項に違反し、無効となるとするのが判例である。
- オ. 上司により業務上必要かつ相当な範囲を超えて業務に関連して指導や叱責がなされた場合、当該指導や叱責を受けた者は、当該上司に対して不法行為責任を追及し得るほか、使用者に対しても、使用者責任や労働契約上の安全配慮義務(職場環境配慮義務)違反の債務不履行に基づいて、損害賠償請求をすることができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 94】 労働災害に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 労働安全衛生法上、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を実施する義務を負い、労働者はそれを受診する義務を負う。一方で、就業規則や労働協約に基づく法定外健診については、労働者は、それを受診するかどうかを自由に決めることができ、受診義務を負うことはない。
2. 業務負担が過重であることを原因として労働者の心身に生じた損害の賠償請求においても、民法の過失相殺の規定を類推適用して、損害の発生又は拡大に寄与した被害者の性格等の心因的要因を一定の限度で斟酌することができる。例えば、責任感があり完璧主義の傾向のある労働者が、その性格も一因となってうつ病を悪化させ過労自殺に至った場合、その労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲内のものであっても、損害賠償額の算定に当たっては、原則として過失相殺の規定が類推適用される。
3. 事業者と直接の労働契約関係ない下請企業の労働者が、当該事業者の管理する設備等を用いて事実上その指揮監督下で稼働し、その作業内容も当該事業者の従業員とほとんど同じであるような場合においては、当該事業者は、当該下請企業の労働者との間で、特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、安全配慮義務を負う。
4. 労働者災害補償保険給付の対象となる業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡であるが、労働者が、故意にこれらの事由又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、保険給付の対象とならない。したがって、労働者が業務によりうつ病等の精神障害を発症し自殺に至った場合、自殺は故意による死亡であるから、保険給付の対象となることはない。
5. 使用者による労働災害について労働者災害補償保険給付がされる場合においても、労働者やその遺族は使用者に対して民法上の損害賠償を請求することができ、その法律構成は不法行為によることも、債務不履行によることもできる。ただし、損害賠償請求と同一の事由に基づく保険給付がされる場合においては、損益相殺的な調整として、損害賠償額から常に控除される。

【No. 95】 団体行動に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. ある企業に雇用される労働者のみによって組織される、いわゆる企業内組合が、使用者の許諾を得ないままに当該企業の物的施設を利用して組合活動を行うことは、その組合活動に当たり当該企業の物的施設を利用する必要性が高いと認められる場合には、原則として正当な組合活動と認められる。
- イ. ある組合が、自組合員の一部にだけ行わせる、いわゆる部分ストを、同組合の自主的判断に基づいて敢行し、その結果、当該部分ストに参加しなかった同組合の不参加組合員の業務が客観的にも存在しなくなり履行不能となった場合には、使用者が当該不参加組合員からの就労申込みを拒絶したとしても、当該不参加組合員は、使用者に対し、原則として、就労できなかつた期間に対応する賃金と休業手当のいずれも請求することができない。
- ウ. 使用者は、組合の正当な争議行為によって業務の正常な運営が阻害されることは受容しなければならないから、組合がストライキを行っている期間中は、操業を継続することはできるが、操業阻止を目的とする組合の争議手段に対して、操業を継続するために必要とする対抗措置をとることはできない。
- エ. 組合の労働争議に対する使用者のロックアウト(作業所閉鎖)は、使用者側が著しく不利な圧力を受けている場合の対抗防衛手段として相当性が認められるものである。したがって、使用者側が、著しく不利な圧力を受けているとはいえない情勢の下において、全面的なロックアウトを敢行することは、組合側の争議行為に対する対抗手段として相当性を欠き、違法であるから、使用者は、労務を提供しようとした労働者に対する賃金支払義務を免れない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. ア、イ、ウ
5. イ、ウ、エ

【No. 96】 国際法の主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ベルヌ条約事件(注1)において、我が国の最高裁判所は、一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に、我が国が国家承認を与えていない国(未承認国)が加入した場合は、当該条約に基づき締約国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどを除き、当該条約上の権利義務関係を我が国と当該未承認国との間に発生させるか否かを我が国が選択することができると判示した。
- イ. 植民地独立付与宣言(注2)は、国連憲章が当初より法的権利として規定していた人民の自決権の効力を改めて確認し、その迅速な実現を図ったものであり、この宣言を契機として1960年代に多くの植民地が主権国家としての独立を達成した。
- ウ. 国連損害賠償事件(注3)において、国際司法裁判所は、国連のように広範な任務と権能を設立条約によって付与された国際組織は、国家と同様に、国際法によって認められた国際的な権利及び義務の全てを享有すると判示した。
- エ. 伝統的に、人権の享有主体は個人であると考えられてきたが、国連先住民族権利宣言(注4)は、先住民族が個人又は集団として、国連憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享有する権利を有するとしている。
- オ. 条約法条約(注5)は、条約締結能力を有する主体として国家のみを挙げているため、連邦国家の構成単位である州は、当該国の連邦憲法が州の権限をどのように定めているかにかかわらず、他国との間で法的拘束力のある合意を締結する能力を有しないと一般に解されている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

(注1) ベルヌ条約事件とは、「著作権侵害差止等請求事件(平成21年(受)第602号・第603号)最高裁第一小法廷2011(平成23)年12月8日判決」を指す。

(注2) 植民地独立付与宣言とは、「植民地諸国及びその人民に対する独立の付与に関する宣言」(1960年採択、国連総会決議15/1514)を指す。

(注3) 国連損害賠償事件とは、「国連の職務中に被った損害の賠償事件(国際司法裁判所)1949年4月11日勧告的意見」を指す。

(注4) 国連先住民族権利宣言とは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年採択、国連総会決議61/295)を指す。

(注5) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 97】 国際法上の領域に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. パルマス島事件(注1)において、常設仲裁裁判所は、領域主権について、その論理的帰結として、領域内において他国の権利を保護する義務を伴うと判示した。この判決を契機として、国家が自国の領域の管理に責任を負うとする学説の発展も見られたが、今日では、国連憲章に基づき、そのような考え方は領域の排他的支配権に反するものとして国際法上認められないと一般に解されている。
- イ. 国家が領域を法的に取得するための権原としては、先占、添付、割譲、征服等が挙げられてきたが、国連憲章の下で、武力による威嚇及び武力の行使は違法であるとされたことから、今日では、征服は有効な領域取得の権原として認められないと一般に解されている。
- ウ. リギタン・シパダン島事件(注2)において、国際司法裁判所は、当事国が提出した国家の主権的行為の存在を示す証拠を精査した上で、マレーシアが自国の名において行った活動は、数は少ないが、その性質は多様で、立法、行政、準司法的行為を含み、かなりの期間にわたり、国家機能を行使する意図を明らかにしていることなどを踏まえ、両島に対する主権はマレーシアに帰属すると判示した。
- エ. 領域をめぐる紛争が存在する際には、領土の割譲や国境の画定について定める条約よりも領域支配の実効性が紛争の解決の基準として重視される。カメルーン・ナイジェリア事件(注3)において、国際司法裁判所は、係争地における領域支配の実効性と条約上設定された権原との間に抵触がある場合は前者が優先すると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

(注1) パルマス島事件とは、「パルマス島事件(常設仲裁裁判所、オランダ/米国)1928年4月4日判決」を指す。

(注2) リギタン・シパダン島事件とは、「リギタン島及びシパダン島に対する主権事件(国際司法裁判所、インドネシア/マレーシア)2002年12月17日判決」を指す。

(注3) カメルーン・ナイジェリア事件とは、「カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界事件(国際司法裁判所、カメルーン対ナイジェリア)2002年10月10日判決」を指す。

【No. 98】 国際違法行為への対処に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ニカラグア事件(注1)において、国際司法裁判所は、武力攻撃が発生していないとも、違法に武力が行使された場合には、その直接の被害国に加えて第三国も武力行使を伴う対抗措置をとる権利を有すると判示した。
- イ. 条約法条約(注2)によれば、他国による条約の違反を条約の終了又は運用停止の根拠として援用するためには、条約に別段の定めがない限り、当該違反が重大なものでなければならず、そのような重大な違反には、条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反が含まれる。
- ウ. 外交関係条約(注3)によれば、外交官は接受国の刑事裁判権からの免除を享有する一方、外交官の派遣国はこの免除を放棄することができ、もしそのような放棄を行わない場合には、派遣国は外交官の違法行為に起因する損害を接受国に対して賠償しなければならない。
- エ. 国家責任条文(注4)によれば、国の機関に当たらない者による行為であっても、当該行為を行うに際して、その者が国による指揮又は統制の下で行動していた場合や、国が当該行為を自己の行為として認めかつ採用した場合などには、その行為は国際法上当該国の行為とみなされる。
- オ. 環境保護に関する各種の多数国間条約で採用される不遵守手続とは、条約上の義務を履行しない国があれば直ちに懲罰的な制裁措置を課すことを特徴とする仕組みであり、これは義務違反による環境損害の発生を未然に防止することを目的としている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

(注1) ニカラグア事件とは、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動事件(国際司法裁判所、ニカラグア対米国)1986年6月27日判決」を指す。

(注2) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

(注3) 外交関係条約とは、「外交関係に関するウィーン条約」(1961年採択)を指す。

(注4) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

[No. 99] ある消費者は、所得 I の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = xy \quad \left. \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X 財の消費量}, y : \text{Y 財の消費量} \end{array} \right\}$$

この消費者の当初の所得 I は 2000 であり、X 財の価格は 100、Y 財の価格は 200 であった。

いま、次の二つの政策について考える。

政策 A : Y 財 20 単位と交換できる引換券を給付する政策

政策 B : 追加的に 4000 の所得を給付する政策

それぞれの政策を実施した場合の効用水準の変化に関する記述の組合せとして最も妥当なのはど
れか。

ただし、この消費者は政策 Aにおいて給付された引換券を確実に使用し、引換券は売却できない
ものとする。

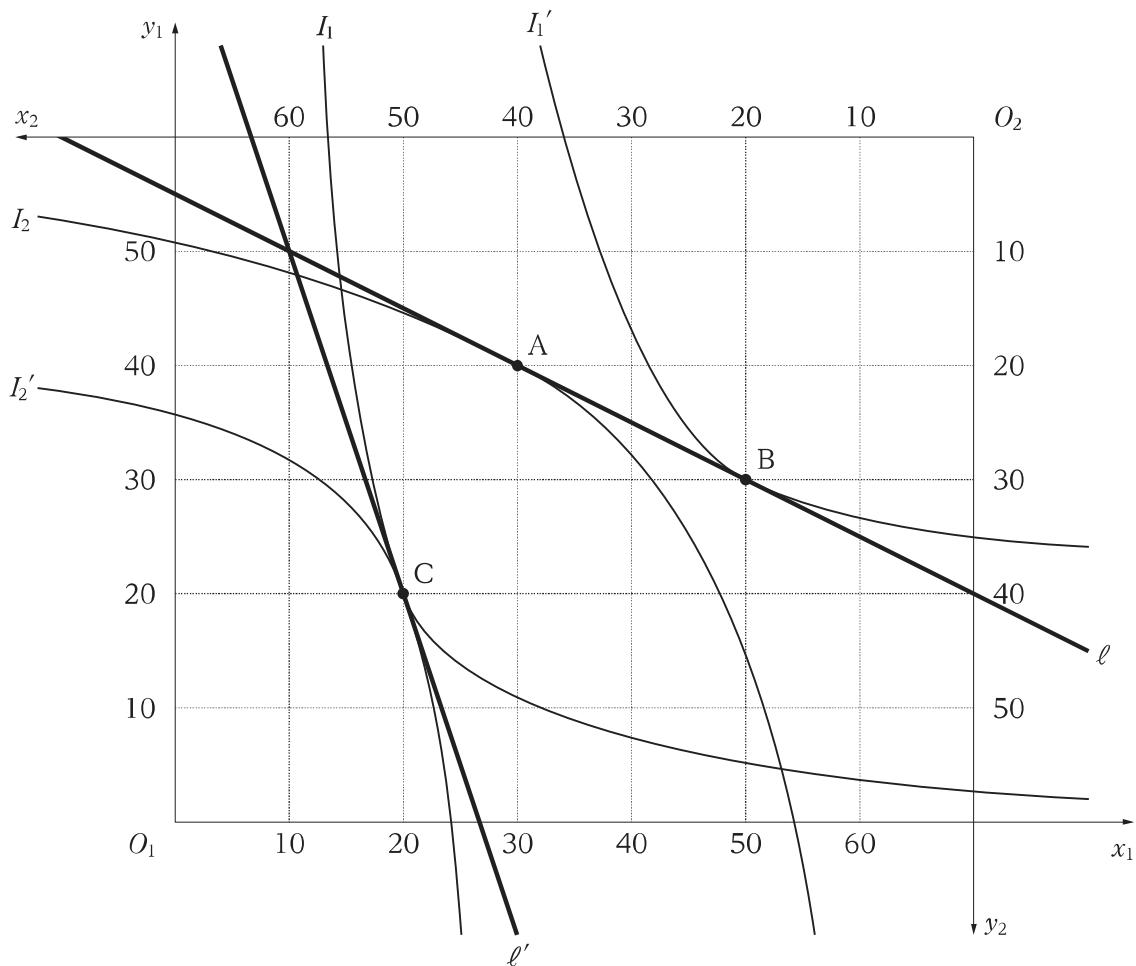
政策 A

政策 B

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 250 だけ高い。 |
| 2. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 350 だけ高い。 |
| 3. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |
| 4. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 450 だけ高い。 |
| 5. 当初より 400 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |

[No. 100] 消費者 1 と消費者 2 の 2 人の合理的な消費者及び X 財と Y 財の 2 種類の財から成る純粋交換経済を考える。消費者 1 による X 財の消費量を x_1 、Y 財の消費量を y_1 、消費者 2 による X 財の消費量を x_2 、Y 財の消費量を y_2 とし、図のようなエッジワース・ボックスを考える。

消費者 1 の初期保有は X 財が 10 単位、Y 財が 50 単位であり、消費者 2 の初期保有は X 財が 60 単位、Y 財が 10 単位である。また、消費者 1 の無差別曲線(I_1, I_1')、消費者 2 の無差別曲線(I_2, I_2')がそれぞれ細線で、初期保有点を通る予算制約線(ℓ, ℓ')がそれぞれ太線で示されている。この図では、点 A において I_2 は ℓ に接しており、点 B において I_1' は ℓ に接している。さらに、点 C において ℓ' は I_1 と I_2' の共通の接線となっている。



このエッジワース・ボックスに関する以下の記述の(ア)～(ク)に入る語句又は数字の組合せとして最も妥当なのはどれか。

X 財の価格が 1 で Y 財の価格が 2 の場合、消費者 1 は (ア) 財を (イ) 単位売って
(ウ) 財を (エ) 単位買おうとする。

X 財の価格が 3 で Y 財の価格が 1 の場合、消費者 2 は (オ) 財を (カ) 単位売って
(キ) 財を (ク) 単位買おうとする。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
1.	X	5	Y	10	X	10	Y	30
2.	X	20	Y	10	Y	30	X	10
3.	Y	10	X	20	Y	30	X	10
4.	Y	20	X	40	X	10	Y	30
5.	Y	20	X	40	X	5	Y	15

【No. 101】 次のような閉鎖経済の IS-LM 分析のモデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 50 + 0.8Y$$

$$\text{投資関数: } I = 250 - 20r$$

$$\text{政府支出: } G = 100$$

$$\text{貨幣市場均衡条件: } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量: } M = 200$$

$$\text{実質貨幣需要関数: } L = 0.4Y - 20r$$

(Y : 国民所得、 r : 利子率、 P : 物価水準)

このモデルにおいて、政府支出 G が当初の水準から 60 増加すると、クラウディング・アウトが発生する。このクラウディング・アウトを相殺するために必要となる名目貨幣供給量 M の増加分として最も妥当なのはどれか。

ただし、物価水準 P は 1 とする。

1. 100
2. 120
3. 140
4. 160
5. 180

[No. 102] インフレーションやデフレーション等に関する記述ア～オの正誤の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- ア. 一時的であっても物価上昇がみられる状態をインフレーションと呼び、我が国では 1980 年以降、インフレーションの状況が続いている。
- イ. 天候不順による農産物の不作に伴って、加工食品の原材料が不足することに起因する物価上昇は、コストパッシュ・インフレーションと考えられる。
- ウ. 消費が予想を上回って好調であることから、生産が需要に追いつかず、様々な商品の価格が上昇することは、ディマンドプル・インフレーションと考えられる。
- エ. 繙続的に物価が下落する状態をデフレーションと呼ぶ。デフレーションは、不況期に需要が減少した際に発生する場合もあるが、技術革新などによる企業の生産性の向上によって、生産コストが下落した際に発生する場合もある。
- オ. インフレーションと不況が同時に生じている状態をスタグフレーションと呼び、我が国では、第 1 次石油ショック期に発生した。

ア	イ	ウ	エ	オ
1. 正	正	誤	誤	誤
2. 正	誤	誤	誤	正
3. 誤	正	正	誤	誤
4. 誤	正	正	正	正
5. 誤	誤	正	正	正

[No. 103] 我が国の財政制度に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 繼続費とは、歳出予算の経費のうち、性質上又は予算成立後の事由によって年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、翌年度に繰り越して使用することができるものである。予算の単年度主義の例外であり、国会の議決は必要としないが、財務大臣の承認を要件とする。
- B. 特別会計の設置は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、認められている。令和3年度の特別会計の数は、13となっている。
- C. 法人税は、納税義務者と担税者が異なる間接税であり、各事業年度末の法人の所得を対象に累進的に課税される。また、事業年度末における資本金の額が1億円を超える法人に対しては、外形標準課税が導入されている。
- D. 国の歳出については、公債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならない旨が財政法第4条第1項に定められている。一方で、同項ただし書において、建設国債の発行は認められている。また、借換債の発行も可能であり、年度を超えた前倒し発行も認められている。
- E. 財政投融資は、国債の発行等で調達した資金を財源に、長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための政府による投融資活動である。財政投融資計画を構成する、財政融資・産業投資・政府保証が、それぞれ予算の各所に盛り込まれ、予算が国会の審議・議決を経ることにより、財政投融資計画は間接的に国会の議決に拘束される。
1. A, B
 2. A, D
 3. B, C, E
 4. B, D, E
 5. C, E

【No. 104】 我が国の財政事情に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 令和4年度の一般会計当初予算の規模は、社会保障関係費や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を上回っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すため、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、前年度に引き続き5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を計上している。
2. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、防衛関係費についてみると、防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や長期契約の活用等によって2兆円を超える効率化・合理化効果を実現した一方で、緊迫化する国際情勢を踏まえ、新たに南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー等の新領域の能力強化を図るための予算を計上したことから、前年度当初予算より大幅に増加し10兆円を超える規模となっている。
3. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、社会保障関係費についてみると、看護・介護・保育などの現場で働く職員の処遇改善を図るための診療報酬の改定や薬価の引上げの影響により、前年度当初予算と比較して5%以上増加し、初めて35兆円を超えている。また、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、6割を超える水準となっている。
4. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、法人税は、前年度当初予算と比較して減少したものの、消費税や所得税のほか、自動車重量税やいわゆるガソリン税に含まれる揮発油税による税収の増加から「その他」が増加したことに伴って、租税及び印紙収入の規模は前年度当初予算と同程度となっている。
5. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、公債金についてみると、予算の質の向上の観点から効率化・合理化を進めた結果、特例公債は前年度当初予算と比較して10兆円程度減少した。一方で、老朽化の進んでいる社会資本の維持管理・更新の費用を確保する理由から建設公債は増加しており、令和4年度の一般会計当初予算における公債依存度は40%を超える水準となっている。

No. 105～No. 150 は選択Ⅲ(経済系)です。

このうち、No. 105～No. 135 は必須問題です。これらの問題については、全て解答してください。

No. 136～No. 150 は選択問題です。これらの問題から任意の 9 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

No. 105～No. 135 は必須問題です。これらの問題については、全て解答してください。
解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 105】 ある消費者は、所得 I の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = xy^2 \quad \left. \begin{array}{l} u: \text{効用水準} \\ x: X \text{ 財の消費量}, y: Y \text{ 財の消費量} \end{array} \right)$$

X 財の価格は 5、Y 財の価格は 10、この消費者の所得 I は 150 であるとする。

政府は、30 の税収を得るために、この消費者に対し、

- (ア) 一括所得税を課す政策
(イ) Y 財にのみ従量的な物品税を課す政策

のいずれかを検討している。

このとき、(ア)及び(イ)それぞれにおけるこの消費者の効用水準の組合せとして最も妥当なのは何か。

	(ア)	(イ)
1.	360	490
2.	512	490
3.	512	512
4.	600	512
5.	600	640

[No. 106] ある消費者は、所得 I の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = xy \quad \left. \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X 財の消費量}, y : \text{Y 財の消費量} \end{array} \right\}$$

この消費者の当初の所得 I は 2000 であり、X 財の価格は 100、Y 財の価格は 200 であった。

いま、次の二つの政策について考える。

政策 A : Y 財 20 単位と交換できる引換券を給付する政策

政策 B : 追加的に 4000 の所得を給付する政策

それぞれの政策を実施した場合の効用水準の変化に関する記述の組合せとして最も妥当なのはど
れか。

ただし、この消費者は政策 Aにおいて給付された引換券を確実に使用し、引換券は売却できない
ものとする。

政策 A

政策 B

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 250 だけ高い。 |
| 2. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 350 だけ高い。 |
| 3. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |
| 4. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 450 だけ高い。 |
| 5. 当初より 400 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |

[No. 107] X財とY財の2種類の財のみを消費する消費者を考える。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = x^\alpha y^{1-\alpha} \quad \left. \begin{array}{l} u: \text{効用水準} \\ x: \text{X財の消費量}, y: \text{Y財の消費量} \\ 0 < \alpha < 1 \end{array} \right|$$

X財の価格を $p(> 0)$ 、Y財の価格を $q(> 0)$ とする。この消費者の所得を所与とすると、X財に対する需要とY財に対する需要は、それぞれ所得の関数として表される。

所得が変化するとき、最適な消費量の組合せ (x, y) の軌跡をとった曲線は「所得消費曲線」と呼ばれているが、この消費者の所得消費曲線を表す式として最も妥当なのはどれか。

1. $y = \frac{(1 - \alpha)px}{\alpha q}$

2. $y = \frac{\alpha px}{(1 - \alpha)q}$

3. $y = \frac{(1 - \alpha)qx}{\alpha p}$

4. $y = \frac{\alpha qx}{(1 - \alpha)p}$

5. $y = \frac{\alpha q}{(1 - \alpha)px}$

[No. 108] ある財の市場は、同質の財を生産する企業 1 及び企業 2 の二つの企業のみによる複占市場となっている。その財の需要関数は、以下のように与えられる。

$$X = 40 - P \quad (X: \text{需要量}, P: \text{価格})$$

また、各企業の費用関数は、以下のように与えられる。

$$c_i = 4x_i \quad (c_i: \text{企業 } i \text{ の総費用}, x_i: \text{企業 } i \text{ の生産量} (i = 1, 2))$$

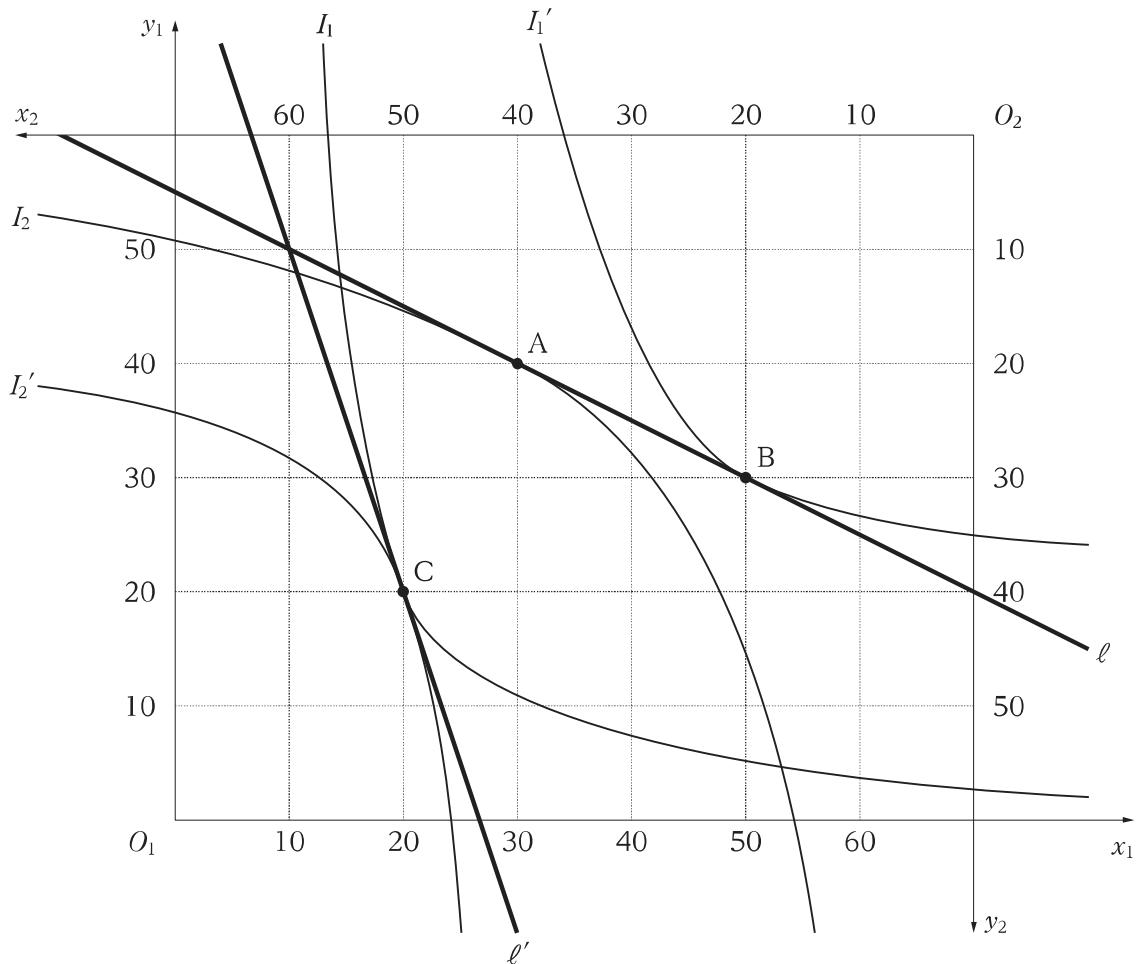
このとき、次の A 及び B の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- A. 企業 1 が先導者、企業 2 が追従者としてそれぞれ生産量を決定するときの、シュタッケルベルク均衡における企業 1 の利潤
- B. 二つの企業が共謀し、利潤の和が最大となるように生産量を決定するときの、企業 1 及び企業 2 の利潤の合計

	A	B
1.	144	216
2.	144	324
3.	162	216
4.	162	324
5.	162	400

[No. 109] 消費者 1 と消費者 2 の 2 人の合理的な消費者及び X 財と Y 財の 2 種類の財から成る純粋交換経済を考える。消費者 1 による X 財の消費量を x_1 、Y 財の消費量を y_1 、消費者 2 による X 財の消費量を x_2 、Y 財の消費量を y_2 とし、図のようなエッジワース・ボックスを考える。

消費者 1 の初期保有は X 財が 10 単位、Y 財が 50 単位であり、消費者 2 の初期保有は X 財が 60 単位、Y 財が 10 単位である。また、消費者 1 の無差別曲線(I_1, I_1')、消費者 2 の無差別曲線(I_2, I_2')がそれぞれ細線で、初期保有点を通る予算制約線(ℓ, ℓ')がそれぞれ太線で示されている。この図では、点 A において I_2 は ℓ に接しており、点 B において I_1' は ℓ に接している。さらに、点 C において ℓ' は I_1 と I_2' の共通の接線となっている。



このエッジワース・ボックスに関する以下の記述の(ア)～(ク)に入る語句又は数字の組合せとして最も妥当なのはどれか。

X 財の価格が 1 で Y 財の価格が 2 の場合、消費者 1 は (ア) 財を (イ) 単位売って (ウ) 財を (エ) 単位買おうとする。

X 財の価格が 3 で Y 財の価格が 1 の場合、消費者 2 は (オ) 財を (カ) 単位売って (キ) 財を (ク) 単位買おうとする。

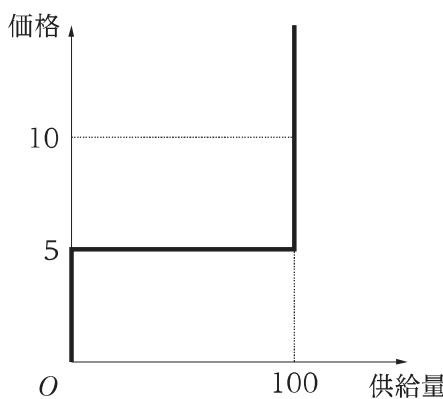
	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
1.	X	5	Y	10	X	10	Y	30
2.	X	20	Y	10	Y	30	X	10
3.	Y	10	X	20	Y	30	X	10
4.	Y	20	X	40	X	10	Y	30
5.	Y	20	X	40	X	5	Y	15

[No. 110] X財の市場において、利潤最大化を目的にプライス・ティイカーとして行動する企業Aを考える。企業Aの生産能力には制約があり、X財の最大生産量は100であるとする。企業Aの固定費用は全てサンクコストではなく、100以下の任意の生産量 x について、総費用 C は以下のように与えられる。

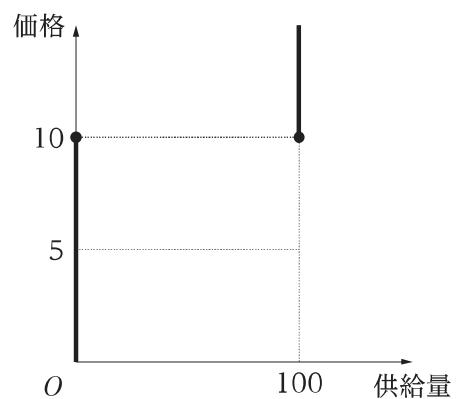
$$C(x) = \begin{cases} 500 + 5x & \text{if } 0 < x \leq 100 \\ 0 & \text{if } x = 0 \end{cases}$$

このとき、図中の太線のうち企業Aの個別供給曲線として最も妥当なのはどれか。

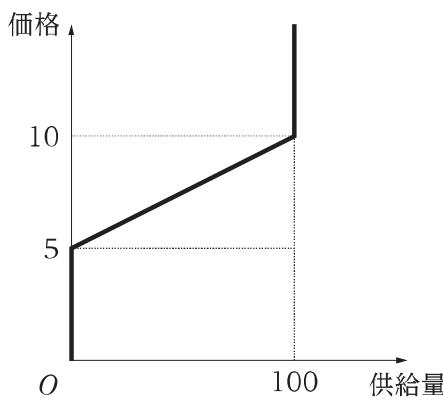
1.



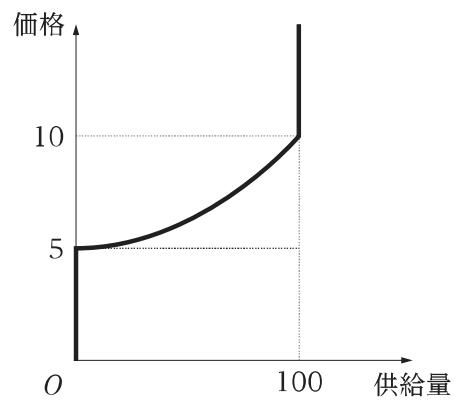
2.



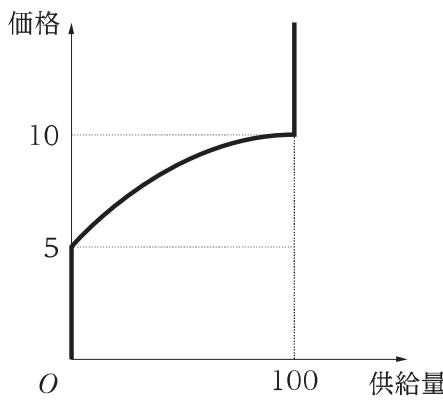
3.



4.



5.



【No. 111】 ある独占企業は、財 1 と財 2 の 2 種類の財を、次の表のような留保価格を持つ 3 人の消費者(消費者A、消費者B、消費者C)に販売することを考えている。それぞれの財の生産費用は 1 単位当たり 30 とし、固定費用はゼロとする。

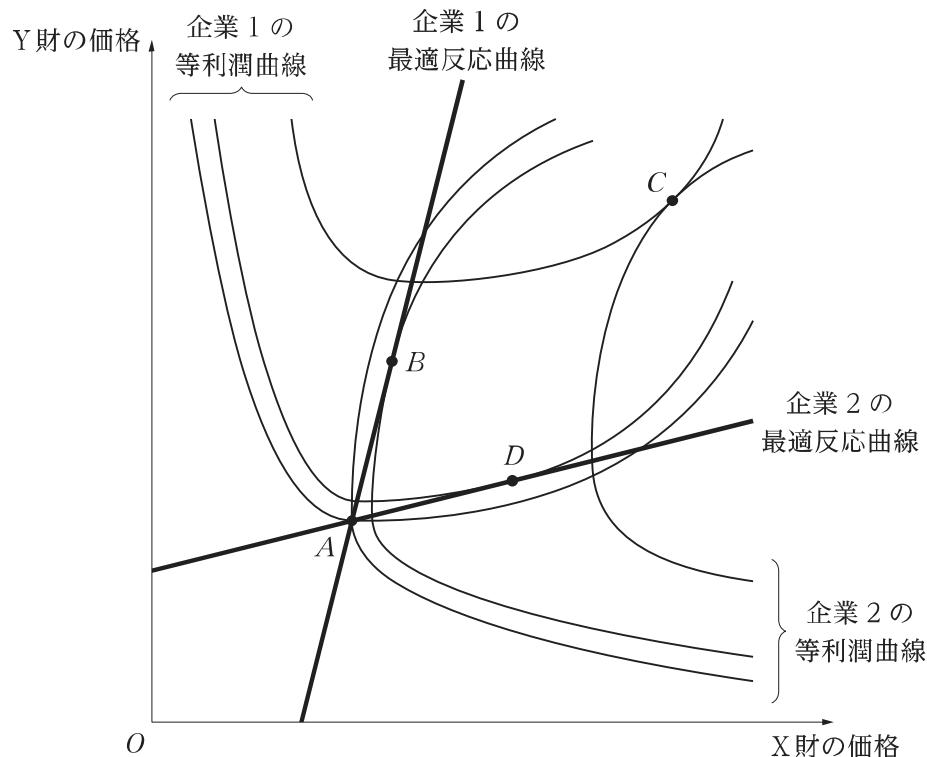
	財 1 の留保価格	財 2 の留保価格
消費者A	40	120
消費者B	80	80
消費者C	120	40

このとき、①財 1 と財 2 を個別に販売した場合、②1 単位の財 1 と 1 単位の財 2 をパッケージにして販売した場合に、企業が得ることのできる最大利潤の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ただし、どちらの財についても各消費者が消費する量は最大でもそれぞれ 1 単位である。なお、②の場合において、企業は財 1 と財 2 を個別に販売しないものとする。

- | | ① | ② |
|----|-----|-----|
| 1. | 180 | 200 |
| 2. | 200 | 180 |
| 3. | 200 | 300 |
| 4. | 300 | 200 |
| 5. | 300 | 300 |

[No. 112] それぞれ差別化された財を生産する企業1と企業2から成る複占市場における価格競争について考える。企業1が生産する財をX財、企業2が生産する財をY財とする。図は、両企業の最適反応曲線(太線)と等利潤曲線(細線)を示したものである。



このとき、以下の①及び②における両財の価格を示す図中の点の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- ①各企業が利潤の最大化を目的に自社の生産する財の価格を決定する、同時手番の戦略型ゲームにおけるナッシュ均衡
- ②企業1が先にX財の価格を決定し、その値を知った上で企業2がY財の価格を決定する、逐次手番の展開型ゲームにおける部分ゲーム完全均衡

- | | |
|------|---|
| ① | ② |
| 1. A | B |
| 2. A | C |
| 3. A | D |
| 4. C | B |
| 5. C | D |

[No. 113] ある国の経済は産業 1、産業 2 の 2 部門から成り、その産業連関表は次のように与えられる。

投入	産出	中間需要		最終需要	総生産量
		産業 1	産業 2		
中間投入	産業 1	8	6	6	20
	産業 2	4	12	14	30
付加価値		8	12		
総生産量		20	30		
雇用者数(人)		200	300		

各産業において、総生産量と雇用者数は比例するものとする。いま、産業 1 の最終需要が 6 から 10 増えて 16 になり、さらに産業 2 の最終需要が 14 から 6 増えて 20 になったとする。
このとき、経済全体の総雇用者数の増加人数として最も妥当なのはどれか。

1. 400 人
2. 450 人
3. 500 人
4. 550 人
5. 600 人

【No. 114】 45 度線分析の枠組みで考える。ある国において、政府は均衡予算による財政運営を行っており、この国のマクロ経済は、次のように示される。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 0.6(Y - T) + 100$$

$$T = 0.25Y$$

$$I = 80$$

$$G = T$$

(Y : 国民所得、 C : 消費、 I : 投資、 G : 政府支出、 T : 税収)

いま、この経済において発生しているインフレ・ギャップ又はデフレ・ギャップに関する記述として最も妥当なのはどれか。

ただし、完全雇用国民所得は 500 とする。

1. 30 のインフレ・ギャップが発生している。
2. 100 のインフレ・ギャップが発生している。
3. 30 のデフレ・ギャップが発生している。
4. 70 のデフレ・ギャップが発生している。
5. 100 のデフレ・ギャップが発生している。

【No. 115】 恒常所得仮説に基づく消費関数と恒常所得は、次のように与えられる。

$$C_t = 0.3Y_t^P$$

$$Y_t^P = 0.6Y_t + 0.4Y_{t-1}$$

(C_t : 第 t 期の消費、 Y_t^P : 第 t 期の恒常所得、 Y_t : 第 t 期の所得)

いま、第 1 期における所得 $Y_1 = 240$ であり、第 2 期における平均消費性向は 0.5 であるとする。

このとき、第 2 期における所得 Y_2 として最も妥当なのはどれか。

1. 80
2. 90
3. 100
4. 110
5. 120

[No. 116] ある企業の今年の投資プロジェクトの案として、以下の A 案、B 案、C 案の三つが検討されている。

A 案：200 億円を今年投資し、1 年後(来年)にのみ 210 億円の収益を受け取る。

B 案：100 億円を今年投資し、2 年後(再来年)にのみ 169 億円の収益を受け取る。

C 案：200 億円を今年投資し、1 年後(来年)及びそれ以降に毎年 30 億円の収益を受け取り続ける。

利子率 r が 10 % の場合には実行されるが、 r が 20 % の場合には実行されない投資プロジェクトの案のみを全て挙げているのはどれか。

なお、利子率 r は年率の値であるとする。

1. A
2. A, B
3. B
4. C
5. 該当案なし

【No. 117】 次のような閉鎖経済の IS-LM 分析のモデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 50 + 0.8Y$$

$$\text{投資関数: } I = 250 - 20r$$

$$\text{政府支出: } G = 100$$

$$\text{貨幣市場均衡条件: } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量: } M = 200$$

$$\text{実質貨幣需要関数: } L = 0.4Y - 20r$$

(Y : 国民所得、 r : 利子率、 P : 物価水準)

このモデルにおいて、政府支出 G が当初の水準から 60 増加すると、クラウディング・アウトが発生する。このクラウディング・アウトを相殺するために必要となる名目貨幣供給量 M の増加分として最も妥当なのはどれか。

ただし、物価水準 P は 1 とする。

1. 100
2. 120
3. 140
4. 160
5. 180

【No. 118】 次のような閉鎖経済の総需要－総供給分析のモデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 15 + 0.3Y$$

$$\text{投資関数: } I = 10 - 20r$$

$$\text{政府支出: } G = 12$$

$$\text{貨幣市場均衡条件: } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{実質貨幣需要関数: } L = 0.5Y - 10r$$

$$\text{代表的企業の生産関数: } Y = \sqrt{N}$$

$$\text{労働量 1 単位当たり名目賃金水準: } W = 1$$

$$(Y: \text{国民所得}, r: \text{利子率}, M: \text{名目貨幣供給量}, P: \text{物価水準}, N: \text{労働量})$$

このモデルにおいて、代表的企業は生産額 PY から人件費 $WN (= N)$ を引いた利潤

$$\pi = PY - N$$

を、労働量 N を選ぶことにより最大化する。なお、企業は利潤を最大化する際、物価水準 P を所与とする。

中央銀行が物価水準 P の値を 100 にするように名目貨幣供給量 M を設定するとき、 M の値として最も妥当なのはどれか。なお、 \sqrt{x} を微分すると $(\sqrt{x})' = \frac{1}{2\sqrt{x}}$ となる。

1. 1500
2. 1600
3. 2000
4. 2400
5. 2500

【No. 119】 インフレーションやデフレーション等に関する記述ア～オの正誤の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- ア. 一時的であっても物価上昇がみられる状態をインフレーションと呼び、我が国では 1980 年以降、インフレーションの状況が続いている。
- イ. 天候不順による農産物の不作に伴って、加工食品の原材料が不足することに起因する物価上昇は、コストパッシュ・インフレーションと考えられる。
- ウ. 消費が予想を上回って好調であることから、生産が需要に追いつかず、様々な商品の価格が上昇することは、ディマンドプル・インフレーションと考えられる。
- エ. 繙続的に物価が下落する状態をデフレーションと呼ぶ。デフレーションは、不況期に需要が減少した際に発生する場合もあるが、技術革新などによる企業の生産性の向上によって、生産コストが下落した際に発生する場合もある。
- オ. インフレーションと不況が同時に生じている状態をスタグフレーションと呼び、我が国では、第 1 次石油ショック期に発生した。

ア	イ	ウ	エ	オ
1. 正	正	誤	誤	誤
2. 正	誤	誤	誤	正
3. 誤	正	正	誤	誤
4. 誤	正	正	正	正
5. 誤	誤	正	正	正

【No. 120】 次のようなソローの経済成長モデルを考える。

$$\text{生産関数: } Y_t = \sqrt{K_t L_t}$$

$$\text{財市場均衡条件: } Y_t = C_t + I_t$$

$$\text{消費関数: } C_t = (1 - s)Y_t$$

$$\text{資本蓄積: } K_{t+1} - K_t = I_t - \delta K_t$$

$$\left. \begin{array}{l} Y_t: \text{第 } t \text{ 期の国民所得}, K_t: \text{第 } t \text{ 期の資本}, L_t: \text{第 } t \text{ 期の労働} \\ C_t: \text{第 } t \text{ 期の消費}, I_t: \text{第 } t \text{ 期の投資}, s: \text{貯蓄率}, \delta: \text{資本減耗率} \end{array} \right\}$$

いま、資本減耗率 δ は 0.5 であり、労働 L_t は常に 1 に等しいとする。また、初期を第 0 期とし、初期の資本 K_0 の値は正であるとする。さらに、貯蓄率 s は $0 < s < 1$ を満たすとする。このモデルにおいて経済は、時間が経つにつれ定常状態に収束する。

このとき、この定常状態に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 定常状態における消費は、貯蓄率 s が増加するにつれ、 $0 < s < 1$ の範囲で単調に減少する。
2. 定常状態における消費は、貯蓄率 s が増加するにつれ、 $0 < s < 1$ の範囲で単調に増加する。
3. 定常状態における国民所得は、貯蓄率 s が増加するにつれ、 $0 < s < 1$ の範囲で単調に増加する。
4. 定常状態における国民所得は、貯蓄率 s が一定である場合、初期の資本 K_0 が増加するにつれ、単調に増加する。
5. 定常状態における国民所得は、貯蓄率 s が一定である場合、初期の資本 K_0 が増加するにつれ、単調に減少する。

【No. 121】 財政理論に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 年金は、保険料負担と保険金給付の視点で鑑みると、主に確定給付型と確定拠出型に大別される。このうち確定拠出型とは、あらかじめ高齢期の1人当たり保険金を定める形で保険料負担を求める方式のことであり、加入者が途中で転職した場合には、それまでに拠出した保険料の実績を年金給付にそのまま反映することが困難であるという欠点が存在する。
- B. 財政の持続可能性に関する考え方の一つとして、「ドーマーの条件」がある。この条件によると、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利子率が経済成長率よりも高ければ、公債残高対GDP比が将来的に収束する結果として、財政破綻は回避できる。ただし、公債利子率が経済成長率より高い状態は、経済全体で動学的に非効率な状態である。
- C. 公共財の性質により、各人が対価を払わずに公共財を消費しようとする「フリーライダー問題」が生じる可能性が考えられるため、政府による公共財の供給が望ましいとされるケースが生まれる。公共財の最適供給が達成される条件としては、「各人にとっての公共財の限界便益の和」が「公共財の限界費用」に等しくなるという「サミュエルソンの公式」が知られている。
- D. サイモンズによって提唱された包括的所得税論に基づいた税制を実施すると、所得の源泉を区別することなく統一的な課税がなされることとなる。ただし、人々は所得を得た段階で課税されるだけでなく、その税引き後所得のうち貯蓄した分に付く利子等にも課税され、二重課税の問題が生じる。

1. A, B
2. A, B, D
3. A, C
4. B, C
5. C, D

[No. 122] A国では、「負の所得税」を導入しており、課税前の所得と以下の式で示される給付額の合計がA国民の課税後の所得となる。

$$\boxed{\text{最低所得基準}} - (\boxed{\text{課税前の所得}} \times \boxed{\text{限界税率}}) = \boxed{\text{給付額}}$$

なお、給付額が0を下回る場合にはそれと同額の課税が行われることを示している。

いま、この国における最低所得基準は200であり、限界税率は所得額がいくらであるかにかかわらず0.25で一定である。

このとき、①給付と課税の分岐点となる所得と、②課税前の所得が500であるA国民に関する記述の組合せとして最も妥当なのはどれか。

①

②

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1. 400 | 125の課税が行われ、課税後の所得は375となる。 |
| 2. 400 | 75の課税が行われ、課税後の所得は425となる。 |
| 3. 500 | 課税も給付も行われない。 |
| 4. 800 | 75の給付が行われ、課税後の所得は575となる。 |
| 5. 800 | 150の給付が行われ、課税後の所得は650となる。 |

[No. 123] 我が国の財政制度に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 繼続費とは、歳出予算の経費のうち、性質上又は予算成立後の事由によって年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、翌年度に繰り越して使用することができるものである。予算の単年度主義の例外であり、国会の議決は必要としないが、財務大臣の承認を要件とする。
- B. 特別会計の設置は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、認められている。令和3年度の特別会計の数は、13となっている。
- C. 法人税は、納税義務者と担税者が異なる間接税であり、各事業年度末の法人の所得を対象に累進的に課税される。また、事業年度末における資本金の額が1億円を超える法人に対しては、外形標準課税が導入されている。
- D. 国の歳出については、公債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならない旨が財政法第4条第1項に定められている。一方で、同項ただし書において、建設国債の発行は認められている。また、借換債の発行も可能であり、年度を超えた前倒し発行も認められている。
- E. 財政投融資は、国債の発行等で調達した資金を財源に、長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための政府による投融資活動である。財政投融資計画を構成する、財政融資・産業投資・政府保証が、それぞれ予算の各所に盛り込まれ、予算が国会の審議・議決を経ることにより、財政投融資計画は間接的に国会の議決に拘束される。
1. A, B
 2. A, D
 3. B, C, E
 4. B, D, E
 5. C, E

【No. 124】 我が国の財政事情に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 令和4年度の一般会計当初予算の規模は、社会保障関係費や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を上回っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すため、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、前年度に引き続き5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を計上している。
2. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、防衛関係費についてみると、防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や長期契約の活用等によって2兆円を超える効率化・合理化効果を実現した一方で、緊迫化する国際情勢を踏まえ、新たに南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー等の新領域の能力強化を図るための予算を計上したことから、前年度当初予算より大幅に増加し10兆円を超える規模となっている。
3. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、社会保障関係費についてみると、看護・介護・保育などの現場で働く職員の処遇改善を図るための診療報酬の改定や薬価の引上げの影響により、前年度当初予算と比較して5%以上増加し、初めて35兆円を超えている。また、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、6割を超える水準となっている。
4. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、法人税は、前年度当初予算と比較して減少したものの、消費税や所得税のほか、自動車重量税やいわゆるガソリン税に含まれる揮発油税による税収の増加から「その他」が増加したことに伴って、租税及び印紙収入の規模は前年度当初予算と同程度となっている。
5. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、公債金についてみると、予算の質の向上の観点から効率化・合理化を進めた結果、特例公債は前年度当初予算と比較して10兆円程度減少した。一方で、老朽化の進んでいる社会資本の維持管理・更新の費用を確保する理由から建設公債は増加しており、令和4年度の一般会計当初予算における公債依存度は40%を超える水準となっている。

【No. 125】 ある財の市場の需要関数は以下のように与えられる。

$$D = 100 - P \quad (D: \text{財の需要量}, P: \text{財の価格})$$

また、この財は独占企業により生産されており、その費用関数は以下のように与えられる。

$$C = 2x + 49 \quad (C: \text{総費用}, x: \text{財の生産量})$$

いま、政府がこの独占企業に対して限界費用価格規制を行ったとする。このとき、独占企業に発生する赤字額として最も妥当なのはどれか。

1. 0
2. 49
3. 98
4. 196
5. 245

[No. 126] 我が国の経済の状況に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。なお、データは「令和4年版 経済財政白書」による。

- A. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、我が国では2020年4-6月期以降、2022年1-3月期まで、実質GDP成長率(季節調整済前期比)は連続してマイナスとなった。これは、東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足の影響により輸出の落ち込みが続き、2022年1-3月期時点でも、感染拡大前(2019年10-12月期)の水準を下回っていることによる。
- B. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、政府は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を発出してきたことから、我が国の個人消費は、2021年7-9月期まで、サービス消費を中心に弱さがみられた。しかし、ワクチン接種の進展等により、ベースライン(2016～2018年度各月平均)と比較した消費水準の推移を2022年3～5月についてみると、サービス消費に持ち直しの動きがみられた。
- C. 消費者物価上昇率(総合、前年同月比)についてみると、2021年には、携帯電話の低料金プランの提供開始による影響で「4月以降の携帯電話」がマイナス寄与となった一方で、2020年の押下げ要因となっていた「GoToトラベル事業等」や「エネルギー」がプラス寄与となり、緩やかな上昇に転じた。また、2021年秋以降、「食料」のプラス幅が拡大し、更に物価を押し上げており、2022年には前年同月比2%を超える月もみられた。
- D. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の停滞により、厳しい状況に置かれた事業・雇用を守るため、実質無利子・無担保融資や時短協力金、雇用調整助成金等により、事業活動の継続や企業の雇用維持が促されたものの、2020～2021年の倒産件数はリーマン・ショック時の水準を上回って推移したほか、同期間の完全失業率も5%を超える月が複数確認された。

1. A, C
2. A, D
3. B, C
4. B, D
5. C, D

【No. 127】 我が国の経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 厚生労働省「労働経済白書」により、企業の設備投資についてみると、製造業は 2014 年から 2018 年中頃まで、非製造業は 2013 年から 2019 年中頃まで減少傾向で推移した。2020 年には、製造業、非製造業共に上半期には増加に転じたものの、下半期には再び減少傾向で推移した。同年下半期にかけて企業の経常利益が大幅に回復したことが、その原因として考えられる。
2. 厚生労働省「労働経済白書」により、年齢階級別・雇用形態別に人口に占める雇用者の割合を全体(男女計)でみると、2014 年以降 2019 年にかけて、人口に占める正規雇用労働者の割合は幅広い年齢層で低下しており、60 歳以上の年齢層のみ上昇していたが、2020 年には、人口に占める正規雇用労働者の割合は全ての年齢層で低下している。
3. 厚生労働省「労働経済白書」により、障害者の雇用状況についてみると、障害者の雇用者数は 2020 年に約 300 万人となり、17 年ぶりの減少となった。また、外国人労働者の状況についてみると、2020 年 10 月末の外国人労働者数は約 15 万人となり、2000 年代に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来過去最多を更新した。その内訳を国籍別にみると、中国が最も多くなっている。
4. 内閣府「高齢社会白書」により、高齢者世帯(65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯)についてみると、同世帯の平均所得金額(平成 30 年の 1 年間の所得)は約 600 万円であり、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いたその他の世帯の平均所得金額とほぼ同額である。また、2005 年から 2021 年までの人口に占める労働力人口の割合をみると、65~69 歳では上昇傾向にあるものの、70~74 歳では低下傾向にある。
5. 内閣府「男女共同参画白書」により、男女間所定内給与格差の推移についてみると、一般労働者におけるそれは長期的には縮小傾向にあり、2021 年の男性一般労働者の給与水準を 100 としたときの女性一般労働者の給与水準は約 75 であった。また、女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)を 1981 年と 2021 年で比較すると、M字の底となる年齢階級は上昇している。

【No. 128】 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 当面のマクロ経済運営の方針として、引き続き、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていくとした。
- B. 新しい資本主義に向けた重点投資分野の一つとして、「人への投資と分配」を掲げ、リカレント教育を促進するための環境整備や多様な働き方の推進に取り組むこととした。さらに、投資による資産所得倍増を目指して、NISA の抜本的拡充や iDeCo 制度の改革等を含めた「資産所得倍増プラン」を策定することとした。
- C. Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくりの一環として、「人づくり革命」を掲げて 2022 年度中に幼児教育・保育無償化、学校給食費の完全無償化、高等教育無償化を実現することとしたほか、就職氷河期世代支援について言及し、同世代の正規雇用者を 100 万人以上増やすなど具体的な数値目標を設定し、5 年間で集中的に取り組む就職氷河期世代支援プログラムを進めることとした。
- D. 地方創生を推進するため、観光の活性化を進めることとした。訪日外国人旅行者数を 2030 年に 2,000 万人とする具体的な目標を設定し、「観光立国」実現に向け、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行することを定めたほか、外国人が真の意味で楽しめる環境を整備するため、多言語対応、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス対応等に早急に取り組むこととした。

1. A, B
2. A, C
3. B, C
4. B, D
5. C, D

【No. 129】 世界の経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。なお、データは「令和4年版 通商白書」による。

1. 2021年の世界経済の実質GDP成長率は、経済活動に対する制限の緩和等の影響もあり、10%を超え、リーマン・ショック直後の2009年の成長率に次いで、統計が開始された1980年以降では過去2番目に高い成長率となった。先進国においては2020年の落ち込みを取り戻す以上の高い成長率となった一方で、ブラジルをはじめとした多くの新興国においては成長率が0%台となっており、回復のペースは国・地域間で異なっている。
2. 2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻後、原油価格の代表的な指標の一つであるWTI原油先物価格は、ロシア産の原油が供給不安になると懸念が高まったことで、一時1バレル100ドルを超えて大幅な上昇を記録した。また、穀物価格についてみると、両国の主要な輸出品目の中である小麦や、ウクライナの主要な輸出品目の中であるトウモロコシの先物価格は、侵攻開始後上昇がみられた。
3. 世界の輸出数量についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、2020年前半に大きく減少して以降、2022年に入っても感染拡大前の2019年末の水準を回復していない。それに伴って、世界のコンテナ取扱数量指数も2020年以降は下落傾向で推移しており、海上輸送の需要不足から、海上輸送費の動向を示すバルチックドライ海運指数も2020年後半以降、2022年前半まで一貫して下落傾向となっている。
4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期における、先進国の政府債務の動向についてみると、借入コストが歴史的な高水準で高止まりしていたものの、感染症対策のため積極的な財政出動を行ったことから、政府債務の対GDP比は2019年末の約150%から、2021年9月の約200%へと大幅な増加となった。特に、カナダやイタリアの政府債務の対GDP比は、同時期に100%ポイント以上増加するなど、先進国の中でも特に増加幅が大きかった。
5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、住宅需要が低下したことから2020年初以降、世界の実質住宅価格指数は一貫した下落傾向が続いている。一方で、ニューヨークやロンドン、北京などをはじめとする世界の主要都市のオフィス賃料については、ソーシャルディスタンス確保のため、企業がより広いオフィスを志向したことからオフィス需要が高まり、2020年初以降2021年半ばまで上昇した後、下落傾向で推移した。

【No. 130】 世界の経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 英国では、EU 異邦に続く移行期間が 2020 年に終了し、新たに EU との通商関係が始まられたことから、2021 年には輸出が前年比プラス成長となり、実質 GDP 成長率は前年比 10 % を超えた。また、同年の消費者物価上昇率の動向をみると、エネルギー価格の低下等を要因として下落傾向にあった。
2. ヨーロッパでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に当たり、世界金融危機後よりも実質 GDP の落ち込み幅が小さかったにもかかわらず、危機前の水準までの回復に要した期間は、世界金融危機後と比較して長い 7 四半期となっている。また、国別にみると、財政状況の悪化により債務返済が困難となったギリシャは、2021 年に EU や IMF に支援要請を行った。
3. インドでは、2021 年 3 月後半から新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、同年 4 月以降、陽性者が確認された街区全体で外出が禁止されるという厳格なロックダウンが行われたものの、同年 4~6 月期の実質 GDP 成長率は 2019 年同期比で約 5 % とプラスを維持した。インドの経済規模は堅調な経済回復を背景として、2021 年時点で我が国を抜いて世界 3 位となった。
4. ベトナムは、自動車部品等の生産により、世界の製造業のサプライチェーンにおいて重要な役割を占めており、2021 年夏に新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が起こった際、工場の操業の制限を一切行わず、世界各国の自動車生産を支えた。その影響もあり、ドイツでは、世界的な半導体不足の影響を受けつつも、2021 年の自動車の生産台数が 2019 年の生産台数を上回った。
5. 中国は、2020 年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う落ち込みから回復し、プラスの経済成長となった。2021 年には、感染再拡大や石炭価格の上昇等を背景とした電力不足等の影響を受けつつも、コロナショックで落ち込んだ前年の反動もあって、実質 GDP 成長率は前年比 8.1 % となり、政府目標の「6 % 以上」を達成し、感染拡大前の 2019 年の成長率を上回った。

[No. 131] 立方体の各面に相異なる 1 から 6 までの数字のいずれかが書かれたサイコロを 2 回投げて、出る目の和を X とする。各回の試行は独立であるとするとき、X の分散として最も妥当なのはどれか。

1. $\frac{7}{4}$

2. $\frac{35}{12}$

3. $\frac{7}{2}$

4. $\frac{35}{6}$

5. $\frac{49}{4}$

[No. 132] 標本サイズ 5 の (x, y) のデータが、以下のように与えられるとき、 x と y の相関係数として最も妥当なのはどれか。

x	y
-1	4
0	1
1	0
2	1
3	4

1. -0.5
2. -0.25
3. 0
4. 0.25
5. 0.5

[No. 133] ある市において、小学6年生の学力向上を目的として三つの小学校(A, B, C)で同じ内容の夏期講習を行った。小学校ごとに、無作為に抽出した6年生を対象として、夏期講習の前後で同じ難易度のテスト(100点満点)を実施したところ、それぞれの小学校での結果等は以下の表のとおりとなった。

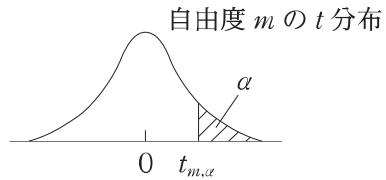
ただし、表中の点数の変化とは、夏期講習後のテストの点数から夏期講習前のテストの点数を引いた値であるものとする。

小学校	抽出した人数(人)	点数の変化の平均(点)	標本標準偏差(点)
A	25	2	6
B	49	1	4
C	16	4	8

有意水準5%で片側検定した場合に、夏期講習の効果があった(テストの点数の変化が正である。)と判断される小学校のみを全て挙げているのはどれか。

ただし、母集団の夏期講習によるテストの点数の変化から成る分布は、分散が未知の正規分布に従うと仮定する。また、 t 分布表は以下のとおりであり、自由度が30より大きい場合は、自由度を ∞ として計算するものとする。

< t 分布表>



$$P(t > t_{m, \alpha}) = \alpha \text{なる } t_{m, \alpha} \text{ の値}$$

自由度 m	$\alpha = 0.10$	$\alpha = 0.05$	$\alpha = 0.025$	$\alpha = 0.01$	$\alpha = 0.005$
15	1.341	1.753	2.131	2.602	2.947
16	1.337	1.746	2.120	2.583	2.921
17	1.333	1.740	2.110	2.567	2.898
18	1.330	1.734	2.101	2.552	2.878
19	1.328	1.729	2.093	2.539	2.861
20	1.325	1.725	2.086	2.528	2.845
21	1.323	1.721	2.080	2.518	2.831
22	1.321	1.717	2.074	2.508	2.819
23	1.319	1.714	2.069	2.500	2.807
24	1.318	1.711	2.064	2.492	2.797
25	1.316	1.708	2.060	2.485	2.787
26	1.315	1.706	2.056	2.479	2.779
27	1.314	1.703	2.052	2.473	2.771
28	1.313	1.701	2.048	2.467	2.763
29	1.311	1.699	2.045	2.462	2.756
30	1.310	1.697	2.042	2.457	2.750
∞	1.282	1.645	1.960	2.326	2.576

1. A
2. A, B, C
3. A, C
4. B
5. B, C

[No. 134] ある企業が自社製品の販売促進のために広告を出すことを考えている。

広告が販売促進に有効であるかを調べるために、都市規模や産業構造、平均所得や家族構成などの諸条件がほぼ同じ、隣接する二つの市(T市とC市)を選び、T市ののみに広告を出したところ、T市とC市における製品の売上は、T市で広告を出す前と後で以下のようであった。

	T市での売上	C市での売上
T市で広告を出す前	61,547 万円	71,316 万円
T市で広告を出した後	55,218 万円	62,130 万円

差の差の推定法を用いて計算した、広告を出したことによる売上の増加分として最も妥当なのはどれか。

1. -9,186 万円
2. -6,329 万円
3. 2,857 万円
4. 6,912 万円
5. 9,769 万円

【No. 135】 次の単回帰モデルを考える。

$$Y = a + bX + U$$

ただし、 Y は被説明変数、 X は説明変数、 a と b は未知のパラメータ、 U は攪乱項である。また、標本サイズ 100 のデータ (X_i, Y_i) について以下の計算結果が得られた。

$$\bar{Y} = 250, \bar{X} = 160, \sum_i (Y_i - \bar{Y})^2 = 150, \sum_i (X_i - \bar{X})^2 = 250, \sum_i (X_i - \bar{X})(Y_i - \bar{Y}) = 75$$

ここで、 \bar{X} と \bar{Y} は、それぞれ X と Y の平均である。

このとき、最小二乗法で求めた傾きパラメータ(回帰係数) b の推定値 \hat{b} と決定係数 R^2 の組合せとして最も妥当なのはどれか。

	\hat{b}	R^2
1.	0.3	0.15
2.	0.3	0.50
3.	0.5	0.15
4.	0.5	0.25
5.	0.5	0.50

これ以下は選択問題です。

No. 136～No. 150 の 15 題から任意の 9 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

[No. 136] 現代の我が国の経済や財政等に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げてい るのはどれか。

- A. 1980年代後半に成立した中曾根康弘内閣は「戦後政治の総決算」を唱えて、電電公社・専売公社・国鉄の3公社を民営化したほか、1989(平成元)年には消費税を導入するなど、行政・税制・教育の分野で大胆な改革を行った。このような中、リクルート事件が発生し、中曾根内閣は退陣に追い込まれることとなった。
- B. 1990年代後半に成立した橋本龍太郎内閣は、バブル崩壊過程での一連の金融事件や金融危機、外国金融機関との競争激化を背景に、日本版金融ビッグバンと呼ばれる金融制度改革を行った。また、消費税の導入以来初の税率の引上げを行ったほか、大蔵省改革の一環として、金融機関等に対する検査・監督を行う組織として、金融監督庁を新設した。
- C. 2010年代前半に成立した安倍晋三内閣は、大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」によってデフレから脱却することを目指し、消費者物価の前年比上昇率2%という「物価安定の目標」を日本銀行との間で共有する「共同声明」を発表した。また、社会保障・税一体改革を実現する第一歩として、2014(平成26)年には消費税率を8%へ引き上げた。
- D. 2010年代後半に成立した菅義偉内閣は、アベノミクスを継承し「経済あっての財政」との考え方の下「新しい経済政策パッケージ」を策定した。また、2019(令和元)年10月には消費税率を10%へ引き上げるとともに軽減税率を導入したほか、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において2050年度のプライマリー・バランス黒字化の目標を定めた。

- 1. A, B
- 2. A, D
- 3. B, C
- 4. B, D
- 5. C, D

【No. 137】 20世紀初頭までの経済史に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げて
いるのはどれか。

- A. 産業革命は、ディーゼルによる蒸気機関の発明を契機として、綿糸の大量生産を実現したイギリスにおいて最初に進行した。一方フランスは、産業革命の開始時期はイギリスよりやや遅れたものの、海底ケーブルによる国際的な電信網の形成をリードし、19世紀末から20世紀初頭にかけて世界の覇権国家の地位をイギリスと争った。
- B. ドイツは、18世紀においては多数の主権領域が存在し経済的に分断されていたが、19世紀前半以来、プロイセンの主導により形成されたドイツ関税同盟によって、加盟した領邦内の関税が撤廃されるなど、統合への動きが進んだ。さらに、19世紀半ば頃からは鉄道建設が加速したほか、ルール地方の石炭生産の増加もあり、ドイツの工業化は進展した。
- C. アメリカ合衆国は、19世紀半ばの南北戦争の終結以降、鉄道建設が開始されたことにより急速に発展を遂げた。鉄道建設のための鉄鋼業の発展に伴い国内市場の統合が進展し、20世紀初頭に大陸横断鉄道が完成した。また、ホームステッド法と太平洋鉄道法が同鉄道の完成に合わせて整備され、西海岸諸州への移住が本格化することとなった。
- D. 國際金本位制は、ポンドを基軸通貨とし、それと金を基準として各国通貨との兌換比率が決められた固定為替相場制であり、イギリスとスイスにより、19世紀半ばにヨーロッパ大陸全体に拡大した。しかし、第一次世界大戦の開戦に伴う金の輸出入の禁止や、フランスやベルギー等が同大戦の終結まで銀本位制を維持したことにより崩壊した。

1. A, B
2. A, C
3. B
4. C, D
5. D

[No. 138] 米国の経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 2020 年以降の実質 GDP についてみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて急速に低下し、その後 2022 年 1-3 月期に至るまで感染拡大前(2019 年 10-12 月期)の水準を上回ることはなかった。また、2021 年の個人消費については、耐久財消費及びサービス消費の回復が遅れたことから、実質個人消費支出(総合)は伸び悩んだ。
2. 鉱工業生産についてみると、2021 年には大幅な落ち込みがみられ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前(2020 年 2 月)の水準を上回ることなく、減少傾向が続いた。業種別にみると、コンピュータ・電子機器が、世界的な半導体不足や米国南部の寒波の影響などにより 2021 年を通して減少傾向となった。一方で、加工金属は、2020 年内に同感染症の感染拡大前の水準を回復し、2021 年を通して順調な増加が続いている。
3. 失業率についてみると、2021 年を通して低下傾向が続いているものの緩やかで、同年 12 月の時点では約 14 % となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前(2020 年 2 月)の水準を大きく上回っている。また、2021 年 9 月には失業保険の加算支給が終了したため、同年下半期における個人所得及び実質可処分所得の前年同月比はマイナスで推移した。
4. 2021 年の財政収支についてみると、財政赤字は 2020 年を超えて、過去最大となる約 2.8 兆ドルであった。その背景として、新型コロナウイルス感染症対策に巨額の措置を講じたため、歳出額が過去最大となったことや、感染再拡大の影響により、2020 年と比較して法人税及び所得税が減少したことが挙げられる。
5. フェデラルファンド(FF)金利についてみると、2022 年 3 月の連邦公開市場委員会(FOMC)において、高インフレ状態が続いている状況や力強い経済回復を踏まえ、それまで実質ゼロとしていた FF 金利の誘導目標を 0.25~0.50 % へ引き上げることが決定された。さらに、続く同年 5 月の FOMC では、FF 金利の誘導目標を 0.75~1.00 % へと、2 会合連続で引き上げることが決定された。

[No. 139] ある小国では、資本と労働から x 財と y 財の 2 種類の財を生産しており、それらの生産関数は、それぞれ以下のように与えられる。

$$x = \min\{K_x, 2L_x\} \quad (x: x \text{ 財の生産量}, K_x: \text{資本量}, L_x: \text{労働量})$$

$$y = \min\{2K_y, L_y\} \quad (y: y \text{ 財の生産量}, K_y: \text{資本量}, L_y: \text{労働量})$$

ここで、この国の資本と労働の賦存量はそれぞれ K_0, L_0 であるとする。また、全ての市場は競争的であり、生産物については自由貿易が行われるが、生産要素については国家間での移動はないものとする。なお、どちらの財の生産技術も規模に関して収穫が一定なので、均衡においては各財を生産することにより得られる利潤はゼロとなる。

海外市場における x 財と y 財の価格がそれぞれ p_x, p_y であるとき、この国における賃金率として最も妥当なのはどれか。

ただし、 $\frac{1}{2} < \frac{K_0}{L_0} < 2$ 、 $\frac{1}{2} < \frac{p_x}{p_y} < 2$ とする。

1. $\frac{-3p_x + 6p_y}{2}$

2. $\frac{3p_x - 6p_y}{2}$

3. $\frac{-2p_x + 4p_y}{3}$

4. $\frac{2p_x - 4p_y}{3}$

5. $\frac{4p_x - 2p_y}{3}$

[No. 140] ある小国では、資本と労働から x 財と y 財の 2 種類の財を、どちらも規模に関して収穫一定の生産技術を用いて生産している。1 単位の x 財を生産するには 2 単位の資本と 1 単位の労働が必要であり、1 単位の y 財を生産するには 1 単位の資本と 1 単位の労働が必要である。

全ての市場は競争的であり、生産物については自由貿易が行われ、生産要素については国家間での移動はないものとする。

いま、人口増加により、この国の労働の賦存量が $L = 100$ から $L' = 120$ に増えたとする。このとき、労働の賦存量の増加率は $\frac{L' - L}{L} = \frac{120 - 100}{100} = 0.2$ である。人口増加の前後で、この国の資本の賦存量は $K = 150$ で一定で、 x 財と y 財の海外市場における価格も一定であり、生産技術にも変化はないものとする。また、人口増加の前後いずれにおいても、この国が完全特化の状態ではなく、生産要素は完全に利用されるものとする。

いわゆる「リプチンスキーの定理」をこの状況に適用すると、相対的に労働集約的な y 財の生産量の増加率は労働の賦存量の増加率以上になるという「拡大効果」があることとなる。このことは、 y 財の生産量の増加率を計算して、労働の賦存量の増加率(0.2)と比較することによって確かめることができる。

人口増加前の y 財の生産量を y 、人口増加後の生産量を y' としたとき、 y 財の生産量の増加率 $\frac{y' - y}{y}$ の値として最も妥当なのはどれか。

1. 0.21
2. 0.25
3. 0.5
4. 0.75
5. 0.8

【No. 141】 変動相場制の下で自国と外国の 2 国から成る国際経済を考える。自国の物価水準を 1 とする。自国における財市場の状況は以下のように与えられている。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G + NX$$

$$\text{消費関数: } C = 0.3Y + 60$$

$$\text{投資関数: } I = 80 - 100r$$

$$\text{政府支出: } G$$

$$\text{純輸出: } NX = 10 - 0.2Y + 0.4e$$

(Y : 自国の国民所得、 r : 自国の利子率、 e : 自国通貨建て為替レート)

一方、自国における貨幣市場の状況は以下のように与えられている。

$$\text{貨幣市場均衡条件: } L = M$$

$$\text{貨幣需要関数: } L = 0.5Y - 200r$$

$$\text{貨幣供給量: } M = 40$$

さらに、利子裁定式は以下のように与えられている。

$$r = r^* + \frac{E[e^+] - e}{e}$$

($E[e^+]$: 1 年後の為替レート e^+ の予想値、 r^* : 外国の利子率)

外国の利子率は常に $r^* = 0.1$ であり、また 1 年後の為替レートの予想値は常に $E[e^+] = 150$ であるとする。

このとき、自国経済における均衡国民所得を 200 にするために必要な政府支出 G の値として最も妥当なのはどれか。ただし、 $e > 0$ であるとする。

1. 10
2. 20
3. 30
4. 40
5. 50

[No. 142] 経営戦略に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 規模の経済と経験効果(経験曲線効果)は、事業活動の拡大に伴い費用の低下が生じる点では共通するものの、概念上は両者を区別できる。規模の経済とは、特定時点での製品等の生産・販売の規模が大きいほど、その時点での単位当たり費用が低くなることである。それに対して、経験効果とは、製品等の累積生産量の増加に応じて単位当たり費用が低下することである。
2. イノベーションの普及プロセスを研究した E. M. ロジャーズは、イノベーションの採用者を、採用時期が早い順に、初期少数採用者、イノベーター(革新的採用者)、採用遅滞者の三つに分類した。このうち、全体に対する比率が最も大きいのは、約半数を占めるとされるイノベーターである。イノベーターは周囲の人々に強い影響力を有することから、「オピニオンリーダー」とも呼ばれ、普及の鍵を握るといわれている。
3. 業界の構造分析(ファイブ・フォース分析)によると、ある業界において参入障壁が低い場合には、新規参入企業が増加して、当該業界の成長率が上昇することによって、予想される収益性(利益率)が上昇するとされる。それに対して、退出障壁が低い場合には、当該業界から撤退する企業が増加して、当該業界の成長率が低下することによって、予想される収益性が低下するとされる。
4. 事業の定義を考察する手法の一つとして、D. F. エーベルの分析枠組みがある。この枠組みでは、「コストのポジション」と「ターゲットとする市場の広さ」の2次元で、事業を定義する。この枠組みは、機能的定義に基づいて企業ドメインを設定する上で重要な要素を、包括的に考察することを主たる目的としている。
5. コングロマリット・ディスカウントとは、企業が高度な多角化を進めることによって、個々の事業の競争力が低下して、それぞれの製品市場において製品価格が下落する現象を指す。このようなコングロマリット・ディスカウントの問題を最初に提起したのは、事業間のシナジーを否定的に論じた I. アンゾフである。

【No. 143】 経営組織に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 職能(機能)別組織とは、職能ごとに部門化が行われる組織形態である。職能別組織には、各職能間の調整がとりやすく、製品市場における環境変化に柔軟に対応しやすいという利点がある一方で、職能ごとに部門が編成されることから、専門化に基づくメリットを追求しにくいという問題がある。
2. カンパニー制組織とは、事業部制組織における各事業部のコストセンターとしての機能を強化した組織形態である。カンパニー制組織では、カンパニーと呼ばれる下位組織が独立した法人格を有するものの、本社が強力な権限を持って、各カンパニーを集中的に管理する体制が採られる。
3. 組織のコンティンジェンシー理論(条件適合理論)は、唯一最善の組織は存在しておらず、組織が置かれた状況によって、有効な組織構造は異なるという考え方方に立脚している。コンティンジェンシー理論に基づくと、官僚制組織は常に有効である、あるいは常に有効ではないとは言えず、特定の状況下で有効性を發揮すると考えられる。
4. 組織構造の主要な次元の一つである集権性(集権化)とは、組織の構成員の活動がルールや手続などの形で事前に定められている程度をいう。分権的な組織(集権度が低い組織)は、ルールや手続などが明確に定められず、混乱が生じやすいことから、環境の不確実性が高いときには有効ではないとされる。
5. 持株会社のうち、純粋持株会社は、株式の所有を通じて子会社を支配するとともに、自らも事業を営む会社である。純粋持株会社は、1947年の独占禁止法施行に伴い、我が国での設立が解禁され、1960年代から70年代にかけて、多くの日本企業で採用された。しかし、2006年に施行された会社法によって、純粋持株会社の新設は原則として禁止された。

【No. 144】 企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. エージェンシー理論に基づいて企業統治を考える場合、経営者は従業員の代理人(エージェント)としてみなされる。このエージェンシー理論の見方に基づくと、経済的な搾取やパワーハラスメントといった従業員に対する経営者の不当な行為を、いかにして監視するのかということが、企業統治における重要な課題となる。
2. 企業統治の基本的な考え方の一つであるステークホルダー理論は、「会社は株主のもの」という考え方を前提としている。したがって、ステークホルダー理論では、株式会社の主たる目的は、会社の所有者である株主の利益の最大化にあるとされる。このようなステークホルダー理論の考え方に対しては、従業員の権利保護に重点を置いた会社法の基本的な考え方に対するとして、厳しい批判がある。
3. 我が国の株式会社における最高意思決定機関は取締役会であり、全ての株式会社は取締役会を設置しなければならない。定款変更や合併、会社分割、解散などの会社の基礎的変更に関する事項といった、会社に関わる重要な事項は、取締役会の決議が必要であることが、会社法で規定されている。ただし、取締役の選任・解任については、取締役会を監督する機関である監査役会で決定される。
4. ストックオプションとは、あらかじめ決められた価格で自社の株式を購入できる権利である。ストックオプションを経営者に付与すると、自社の株価が権利行使価格を超えて上昇した場合に金銭的な利益を獲得できるために、株価を上げようとする経営者の意欲が高まる。この点から、ストックオプションは株主と経営者の利害を一致させる手段になるとされる。
5. 我が国の株式会社のうち、監査等委員会設置会社は、委員会等設置会社として指名委員会等設置会社に先んじて導入され、指名委員会等設置会社の導入後に、監査等委員会設置会社という名称に変更された。監査等委員会設置会社では、3人以上の監査役から構成される監査等委員会が設置され、監査役の過半数は社外監査役でなければならない。

【No. 145】 人身の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法第 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれる。
2. 憲法第 35 条第 1 項は、刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨であるため、対象となる手続が刑事責任追及を目的とするものでなければ、この規定の保障は及ばない。
3. 憲法第 37 条第 1 項は、個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合であっても、これに対処する具体的規定がない限り、審理を打ち切るという非常救済手段をとることを認めない趣旨の規定である。
4. 交通事故の際に事故の内容等を警察官に報告するよう命ずることは、刑事責任を問われるおそれのある事故の原因その他の事項についても報告義務のある「事故の内容」に含まれると解されるため、憲法第 38 条第 1 項にいう自己に不利益な供述の強要に該当する。
5. 憲法第 39 条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定しているところ、下級審における有罪判決に対し、検察官が上訴しより重い刑の判決を求めるることは、被告人を二重の危険にさらすものであり、したがって、同条に違反するものである。

【No. 146】 国会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。ただし、緊急集会において採られた措置は臨時のものであり、次の国会開会の後 10 日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。
- イ. 両議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。院内とは、議員による討議が行われる議場内のこととし、議場外の行為については、会議の運営に関連するものであったとしても、懲罰の対象とはならない。また、議員を除名するには、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の多数による議決が必要とされる。
- ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言がなされた場合に、国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認め得るような特別の事情があることを要するとするのが判例である。
- エ. 両議院の会議は、委員会も含めて公開が原則とされているが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。秘密会の記録については、原則として公表する必要はない。
- オ. 予算案の議決について、参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、参議院は当該予算案を否決したものとみなされ、両議院の協議会を開かなければならぬ。両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 147】 財政に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当する全ての者に対し課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法第 84 条に規定する租税に当たるというべきであるところ、市町村が行う国民健康保険事業に要する経費の多くは公的資金によって賄われており、保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性は断ち切られていることから、国民健康保険の保険料には同条が直接適用されるとするのが判例である。
- イ. 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることが必要とされていることから、租税を創設し、改廃するのはもとより、納税義務者、課税標準、徴税の手続は全て法律に基づいて定められなければならないと同時に法律に基づいて定めるところに委せられているとするのが判例である。
- ウ. 普通地方公共団体は、その区域内における当該普通地方公共団体の役務の提供等を受ける個人又は法人に対して国とは別途に課税権の主体となることが憲法上予定されているものと解することはできず、租税の税目、課税客体、課税標準、税率等については、法律において定めなければならないから、普通地方公共団体が条例により課税することは憲法第 84 条に違反するとするのが判例である。
- エ. 会計年度が開始するときまでに当該会計年度の予算が成立しないことが明らかな場合、内閣は、暫定予算を作成し、これを国会に提出することができるとされ、前年度の予算を執行するとはされていない。暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは失効し、暫定予算に基づく支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づいてなされたものとみなされる。
- オ. 憲法第 90 条は、国の収入支出の決算とその検査報告を、会計検査院が翌年度に国会に提出しなければならないと規定している。国会で決算が否決された場合でも、決算の効力に影響はない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 148】 詐欺又は強迫による意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aが、Bの強迫により、A所有の甲土地をBに売却し、その直後にBが甲土地をCに転売し、それぞれ所有権移転登記がなされた場合、CがBの強迫の事実につき善意・無過失であったときは、Aは、Cに対し、強迫を理由とするA B間の売買契約の取消しを対抗することができない。

イ. Bが贋作の絵画甲を所有していたところ、Cが、Aに対し、甲が真作である旨欺罔し、Aは、甲を真作であると誤信してBから購入した。この場合において、BがCの詐欺の事実につき善意・有過失であったときは、Aは、Cの詐欺を理由としてBとの売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記がなされたところ、Aは、詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消したが、その後、Bが甲土地をその登記がB名義のままであることを奇貨としてCに売却した場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Cは、登記を備えなくとも甲土地の所有権の取得をAに対抗することができる。

エ. A及びBがCに対する連帶債務を負っていたところ、AがCの詐欺によりCに代物弁済をした後、詐欺を理由として代物弁済を取り消した場合、BがCの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Bは、Cに対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができる。

オ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記を経た後、Bの債権者であるCが甲土地上に抵当権の設定を受けた場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であっても、Aは、Bに対し、Bの詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 149】 売買契約における手付に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. A B 間の売買契約締結前の交渉段階で、買入れを希望する B が、売買についての優先交渉権を取得するために、A に対して申込証拠金を交付した場合、この申込証拠金は、手付としての性質を有しない。
- イ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 10 万円が支払われた場合、B は、手付金 10 万円を放棄することによって契約の解除をすることができ、解除によって A に損害が発生したとしても、手付金の放棄とは別に、A に対してその損害を賠償する義務を負わない。
- ウ. 売買契約が締結され、その際に交付された手付の趣旨が明確にされていないときは、損害賠償額の予定としての違約手付の趣旨で交付されたものと解釈される。
- エ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 30 万円が支払われた場合、B は、手付金 30 万円を放棄することによって自由に契約の解除をすることができるが、A B のいずれかが履行に着手した後は、もはや手付による解除することはできない。
- オ. 違約手付は契約の拘束力を強める手付であるのに対し、解約手付は契約の拘束力を弱める手付であるため、趣旨が相反している。そのため、売買契約において、「契約当事者の一方が自らの債務につき不履行をしたときは、買主は手付を没収され、売主は倍額を返還する」という内容の約定があった場合、その約定は専ら損害賠償額の予定としての違約手付と捉えるべきであり、その約定に解約手付の趣旨も併せて含まれていると解することはできない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 150】 不法行為の成立要件に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師が適切な問診を尽くさなかったため、予防接種の接種対象者の疾病等を認識することができず、禁忌すべき者の識別判断を誤って予防接種を実施し、予防接種の異常な副反応により接種対象者が死亡した場合、当該医師は接種に際しその結果を予見し得たものであるのに過誤により予見しなかったものと推定される。
- イ. Aの配偶者Bと第三者Cとが肉体関係を持った場合、A B間の婚姻関係がその当時既に破綻しているときであっても、Cは、原則として、Aの婚姻共同生活の平和の維持という権利を侵害したとみなされ、Aに対して、不法行為責任を負う。
- ウ. 疾病のために死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、当該医師の過失により当時の医療水準にかなったものではなかった場合、当該医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなくても、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されれば、当該医師は不法行為責任を負う。
- エ. 責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があることから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって子がたまたま人身に損害を生じさせた場合であっても、特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとして、当該親権者は不法行為責任を負う。
- オ. 民法第715条の使用者責任が成立するためには、被用者の不法行為が使用者の事業の執行について行われたことが必要であるところ、被用者の行った取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合には、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、相手方がそのことを知りながら当該取引を行い損害が生じたと認められるときであっても、原則として当該使用者は同条の使用者責任を負う。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

(コース別構成の詳細)

コース	問題構成	ページ
選択Ⅰ (政治・国際系)	必須問題 25題(No. 1～No. 25) 選択問題 30題(No. 26～No. 55)から任意の15題を選択して解答	1～56
選択Ⅱ (法律系)	必須問題 31題(No. 56～No. 86) 選択問題 18題(No. 87～No. 104)から任意の9題を選択して解答	57～109
選択Ⅲ (経済系)	必須問題 31題(No. 105～No. 135) 選択問題 15題(No. 136～No. 150)から任意の9題を選択して解答	110～158

解答方法

上表のコース(選択Ⅰ、選択Ⅱ、選択Ⅲ)のうちいずれか一つを任意に選択し、選択したコースの必須問題を全て解答するとともに、各コースで指定する方法に従って選択問題から選択して解答し、合計して40題を解答してください。

C1-2023 行政 専門（多肢選択式）

正答番号表

No	正答	No	正答	No	正答	No	正答	No	正答
1	3	31	2	61	5	91	3	121	5
2	3	32	5	62	3	92	1	122	4
3	4	33	2	63	3	93	5	123	4
4	1	34	2	64	4	94	3	124	1
5	1	35	3	65	5	95	3	125	2
6	2	36	4	66	1	96	2	126	3
7	2	37	5	67	5	97	3	127	5
8	5	38	5	68	2	98	4	128	1
9	4	39	3	69	4	99	3	129	2
10	5	40	4	70	3	100	4	130	5
11	3	41	1	71	1	101	2	131	4
12	1	42	4	72	2	102	4	132	3
13	4	43	1	73	5	103	4	133	5
14	2	44	4	74	1	104	1	134	3
15	1	45	1	75	4	105	2	135	1
16	2	46	1	76	5	106	3	136	3
17	2	47	1	77	3	107	1	137	3
18	5	48	4	78	1	108	4	138	5
19	1	49	4	79	4	109	4	139	3
20	5	50	5	80	4	110	2	140	5
21	4	51	4	81	5	111	3	141	1
22	1	52	1	82	1	112	3	142	1
23	1	53	3	83	2	113	1	143	3
24	4	54	2	84	1	114	1	144	4
25	5	55	2	85	5	115	2	145	1
26	3	56	2	86	2	116	4	146	1
27	1	57	4	87	2	117	2	147	3
28	4	58	1	88	4	118	4	148	4
29	2	59	1	89	2	119	4	149	1
30	2	60	4	90	4	120	3	150	1